

“未来へつながる” とくしま地域福祉プラン
～徳島県地域福祉支援計画～
＜第 4 期＞（改定案）



令和 7 年 3 月改定版

徳 島 県

目 次

I	支援計画の趣旨	1
1	計画改定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	1
3	関連する他の計画との関係	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	2
II	計画改定の基本的な考え方	5
1	計画改定の背景	5
(1)	少子高齢化の進行	5
(2)	地域社会の変化	7
(3)	支援を必要とする世帯の増加	9
(4)	支援を必要とする人達の状況	11
(5)	家庭内での問題	18
(6)	社会経済の構造変化等による影響	20
(7)	地域福祉の担い手の多様化	25
(8)	災害対策の必要性	27
2	地域共生社会実現のための基本的な方向	29
(1)	地域福祉推進の目標	29
(2)	重点課題	29
①	包括的・重層的な相談・支援体制づくり	29
②	地域住民等の参画・協働による地域づくり	29
③	安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	30
④	地域福祉の担い手づくり	30
⑤	災害に強い福祉のまちづくり	30
III	地域福祉推進の支援施策	31
1	重点課題① 包括的・重層的な相談・支援体制づくり	33
(1)	複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築	34
①	地域におけるトータルケアシステムの構築	34
②	包括的に対応できる体制の整備	43
(2)	誰一人取り残さない社会づくり	44
①	社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）に向けた取組	44
②	重層的セーフティネット機能の構築	48
③	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	51

2	重点課題② 地域住民等の参画・協働による地域づくり	52
(1)	関係団体と連携した地域づくり活動への参画推進	53
①	住民参加活動の促進	53
②	民生委員・児童委員活動の充実	53
③	主任児童委員活動の充実	54
④	社会福祉協議会との連携・協働と活動支援	54
⑤	社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進	54
⑥	福祉関係団体との連携	56
(2)	地域と連携した居場所づくりの推進	58
①	地域福祉活動の推進	58
②	地域における見守りの推進	65
3	重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	66
(1)	支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築	67
①	福祉に関する情報提供・相談体制の充実	67
②	苦情解決体制の整備	67
③	支援を必要としている方に寄り添った支援の実施	68
(2)	福祉サービスの質の向上への取組	70
①	福祉サービス評価の推進	70
②	法人等の情報開示の促進	71
③	指導監査等の充実	71
4	重点課題④ 地域福祉の担い手づくり	72
(1)	福祉意識の普及啓発	73
(2)	福祉教育の推進	73
(3)	福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上	73
①	福祉人材の養成・定着・確保	73
②	福祉人材センターの活用	76
③	福祉人材の資質向上	77
④	福祉現場の就業環境の向上	77
(4)	ボランティア・NPO育成と活動支援	77
①	活動支援拠点の整備・充実	77
②	ボランティアの育成	78
③	手話通訳者等の養成・確保	79
(5)	地域福祉活動を推進する組織・人材づくり	79
①	地域福祉活動を推進する人材の育成	79
②	多様な組織の地域福祉活動への参画促進	79
5	重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり	80
(1)	社会福祉施設等の対策	81
(2)	地域防災力の強化	81
(3)	支援を必要とする方に係る情報の整備	81
(4)	避難行動要支援者に対する個別支援計画	81
(5)	福祉避難所の設置・運営	82

（６）災害ボランティアセンターの体制整備	８ ２
（７）被災者見守り・相談支援の円滑な実施に向けた包括的体制構築	８ ３
（８）「災害時コーディネーター」による応援体制の拡充	８ ３
（９）広域的な支援体制の整備	８ ４
 Ⅳ 計画の推進体制	 ８ ６
 Ⅴ 市町村地域福祉計画ガイドライン	 ８ ８
 ○ 参考資料	 ９ ３

I 支援計画の趣旨

1 計画改定の趣旨

少子高齢化、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化等、地域を取り巻く状況は大きく変化し、生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、病気等にとどまらず、住まい、就労、役割を持てる場の確保、そして孤立など「暮らし」と「しごと」全般へと及んでいます。

また、多岐に渡って複雑化する課題を抱えた住民は地域で孤立する傾向にあり、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民や多職種等が連携・協働する取組の推進等を通じて、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく必要があります。

国においては、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援として、重層的支援体制整備事業等を内容とする社会福祉法の改正が行われました（令和3年4月1日施行）。

この法律では、市町村の意向に基づき、既存の枠組を活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施し、高齢、障がい、子供、生活困窮の各制度における関連事業について、一体的な執行を行うことができるとされています。

本県では、令和元年度より、「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」（徳島県地域福祉支援計画）を策定し、市町村とともに地域福祉の総合的な推進に取り組んできました。地域福祉における課題がさらに複雑化する中で、その取組を深化させ、分野横断的に、計画的かつ総合的に推進していくことが重要であることから、改正社会福祉法を踏まえ、「「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現」を目指して、令和6年3月に「“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン」（徳島県地域福祉支援計画）＜第4期＞を策定することとしました。

2 計画の性格・位置づけ

（１） 計画の性格

この計画は、市町村における「市町村地域福祉計画」の円滑な実施を支援するため、本県における地域福祉の現状と課題を明らかにした上で、基本的な考え方や県として広域的な視点で取り組む事業について、その方向性と主な施策を定めるものです。

（２） 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条の規定による「都道府県地域福祉支援計画」として策定するとともに、広域的な観点から市町村の「地域福祉計画」の策定を支援します。

(3) 徳島県総合計画との関係性

本計画については、「福祉」はもちろん、「医療」「健康」「教育」「生活」等、県の政策の基本的運営指針となる徳島新未来創生総合計画に基づくものであり、関係部局と連携、一体となって推進して参ります。

3 関連する他の計画との関係

本計画は、地域福祉の推進を通して、県総合計画で掲げる「徳島が目指すべき将来像」の実現を図ります。

また、「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島県こども計画」等の関連計画と連携を図りながら、福祉の各分野の共通的な事項を横断的に記載するとともに、地域福祉の視点から各計画の達成等、地域福祉を総合的に推進します。

4 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、計画に掲げた施策の進捗状況について定期的に把握し、適切に進行管理を行います。

なお、各福祉分野等における新たな法律制定等、情勢の変化があった場合は、計画内容の追加・変更等を行うことがあります。

徳島新未来創生総合計画

徳島県地域福祉支援計画 “未来につながる”とくしま地域福祉プラン

いとく
いきしま
いきま
プラン
ン者

徳島県
施策基
本計画
者

徳島県
こども
計画

< 重点課題 >

- ① 包括的・重層的な相談・支援体制づくり
- ② 地域住民等の参画・協働による地域づくり
- ③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり
- ④ 地域福祉の担い手づくり
- ⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

連携

支援

連携

民生委員・
児童委員

福祉サービス
事業者

当事者団体

市町村

地域福祉計画

自治会・
町内会等

ボランティア・
NPO

参画 住民 協働

学校等

老人クラブ

社会福祉協議会
地域福祉活動計画

「人」がつながり、「地域」とつながり、
「未来」へつながる地域共生社会の実現

社 会 福 祉 法

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第108条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

Ⅱ 計画改定の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 少子高齢化の進行

① 県内の人口の推移と将来推計

昭和30年に878,109人であった本県の総人口は、その後減少を続け、昭和50年から増加に転じたものの、平成7年を境に再び減少し、令和2年には、719,559人となり、平成27年(755,733人)と比べて36,174人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、将来的には、本県の総人口は減少を続け、令和27年には、53万5千人にまで減少すると見込まれています。

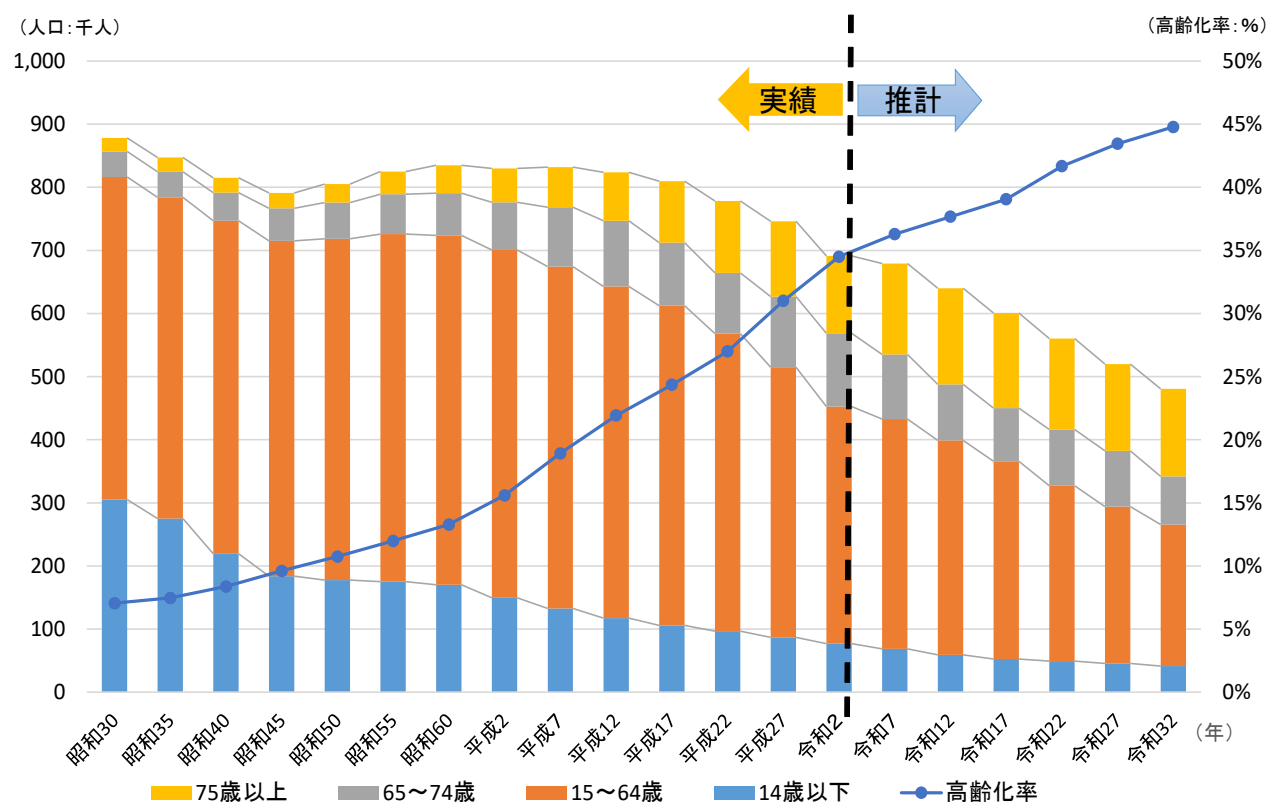
② 高齢者人口割合の将来推計

本県における65歳以上の者（以下「高齢者」という。）の人口は、令和2年は238,346人で、平成27年(230,914人)と比べると7,432人の増加となり、総人口の減少傾向とは逆に、大きく増加しています。

本県の総人口に占める高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）は、令和2年に34.5%と、全国平均の28.7%を上回る速いペースで高齢化が進行しており、県民の3人に1人が65歳以上となっております。

また、本県の65歳以上人口は令和7年頃に、75歳以上人口は令和12年頃にそれぞれピークに達するものの、高齢化率はその後も伸び続けると見込まれています。

【高齢者人口の推移と将来推計】



調査時期	徳 島 県						全国 高齢化 率
	総人口	年少人口 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年人口		高齢化率	
				65歳以上	うち75歳以上		
昭和35年(1960)	847,274	275,274	508,733	63,267	22,828	7.5%	5.7%
昭和40年(1965)	815,115	219,279	527,617	68,219	23,587	8.4%	6.3%
昭和45年(1970)	791,111	183,878	531,168	76,065	24,348	9.6%	7.1%
昭和50年(1975)	805,166	177,555	541,049	86,505	29,201	10.7%	7.9%
昭和55年(1980)	825,261	175,295	550,779	98,904	36,052	12.0%	9.1%
昭和60年(1985)	834,889	170,062	553,858	110,921	44,273	13.3%	10.3%
平成 2 年(1990)	831,598	149,770	551,067	129,105	53,753	15.6%	12.1%
平成 7 年(1995)	832,427	132,495	541,945	157,461	63,466	18.9%	14.6%
平成12年(2000)	824,108	117,217	525,724	180,637	76,717	21.9%	17.4%
平成17年(2005)	809,950	105,814	506,642	197,313	97,619	24.4%	20.2%
平成22年(2010)	785,491	96,596	471,788	209,926	114,042	27.0%	23.0%
平成27年(2015)	755,733	87,030	428,059	230,914	119,229	31.0%	26.6%
令和 2 年(2020)	719,559	77,129	375,657	238,346	122,672	34.5%	28.7%
令和 7 年(2025)	679,024	68,501	364,116	246,407	144,047	36.3%	29.6%
令和12年(2030)	640,164	59,105	339,887	241,172	152,398	37.7%	30.8%
令和17年(2035)	600,769	52,743	313,373	234,653	150,765	39.1%	32.3%
令和22年(2040)	560,529	49,106	277,811	233,612	144,271	41.7%	34.8%
令和27年(2045)	519,810	45,528	248,416	225,866	137,284	43.5%	36.3%
令和32年(2050)	480,669	41,384	224,049	215,236	138,537	44.8%	37.1%

実績

推計

実績

推計

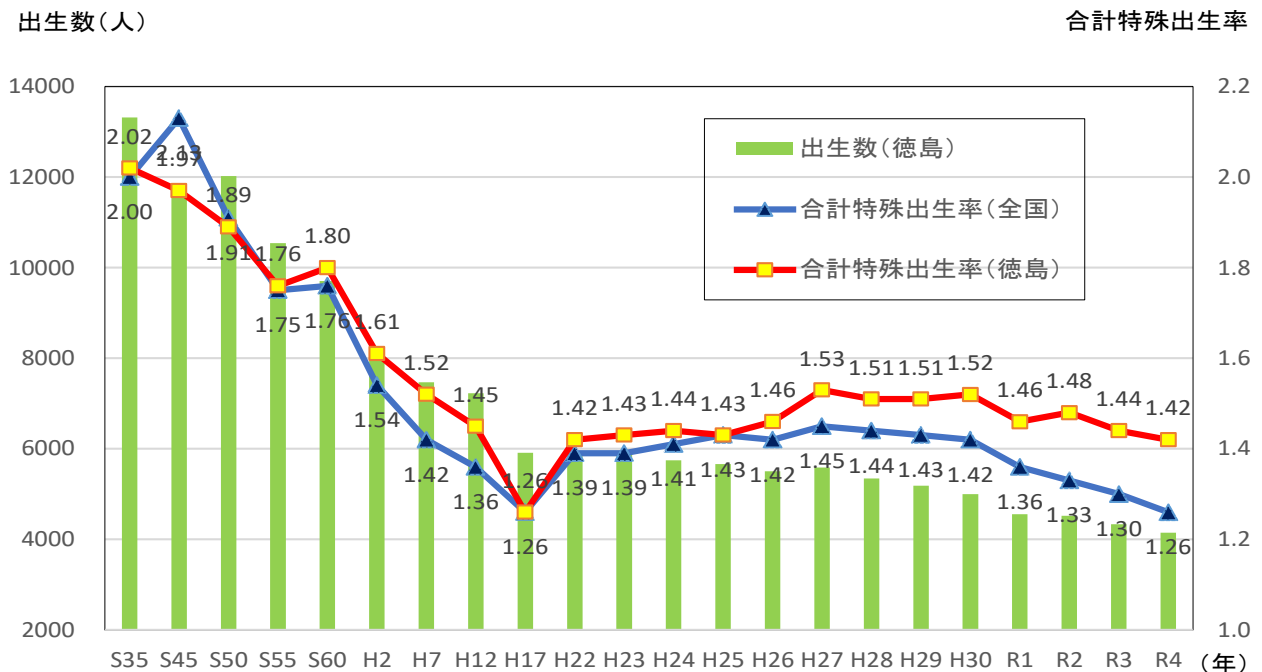
- 1 令和2年までは、総務省統計局「国勢調査」による。
- 2 令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(R5.4公表)及び「日本の地域別将来推計人口」(R5.12公表)による。

③ 出生数・合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、第2次ベビーブームのピーク以降、一貫して減少傾向にあり、令和4年は4,148人と過去最少となっています。

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に出産する平均子ども数の推計）は人口置換水準（現在の人口を長期的に維持するための水準）である概ね2.07を下回り、過去最低だった平成17年の1.26以降、一旦は持ち直したものの、約3年におよぶコロナ禍で婚姻数が減少したこと等が影響し、ここ数年は再び減少傾向となっており、令和4年は1.42でした。

【出生数・合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 地域社会の変化

① つながりの希薄化、「孤独・孤立」の顕在化

少子高齢や人口減少が進む中、過疎地域や中山間地域からの若年層を中心とした人口流出や、核家族化及び単身世帯の増加などを背景に、地域による支え合いの機能の弱体化や、人と地域のつながりが希薄化しています。

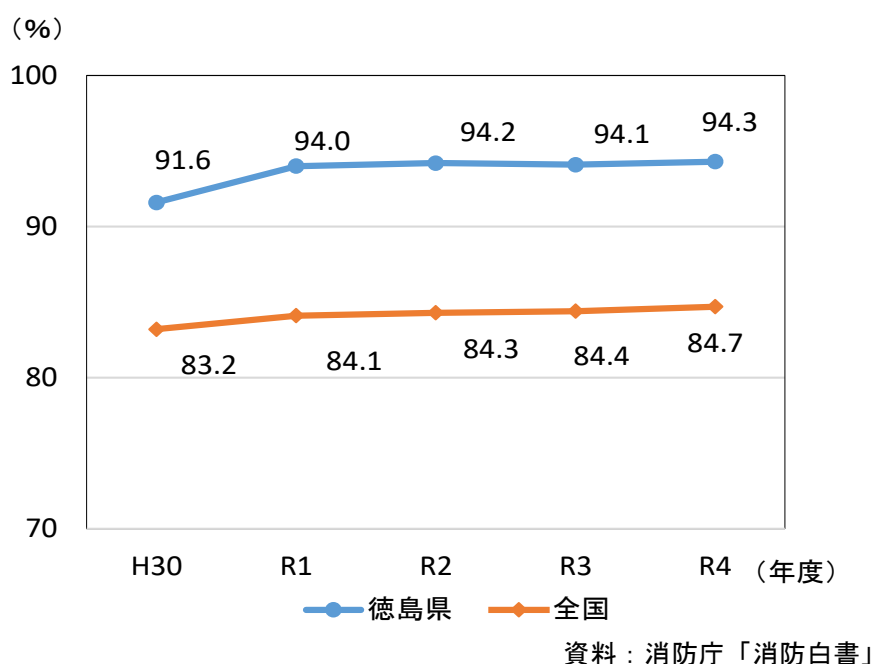
このような中、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある「孤独・孤立」が顕在化しており、令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が制定されました。東日本大震災以降、「共に支え合う」思いやりの心、地域の絆の大切さが改めて見直されており、地域福祉を推進する上でも重要な要素となります。

② 自主防災組織の組織率と消防団員数・年齢構成の推移

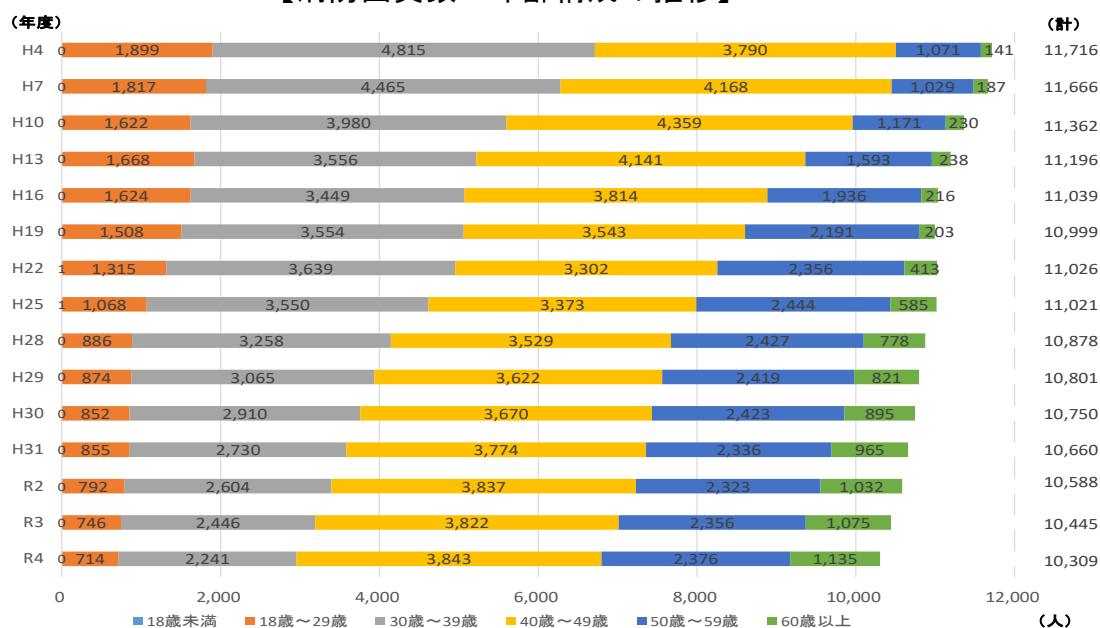
発災直後の初動期に住民自らが力を合わせて地域を守るために自主防災組織を立ち上げています。本県における令和4年度の組織率（自主防災組織率＝組織されている地域の世帯数／総世帯数）は94.3%となり、平成30年度と比較して2.7ポイント高くなっていますが、南海トラフ巨大地震等の災害に備えるため、引き続き、地域の防災力を高めていく必要があります。

また、本県の消防団員数は、令和4年度で10,309人となり、平成4年度と比較して1,407人減少しています。年齢構成では、40歳以上の団員が2,352人増加しているのに対し、40歳未満の団員は3,759人減少し、団員の高齢化が進んでいます。

【自主防災組織の組織率】



【消防団員数・年齢構成の推移】



県消防保安課調べ

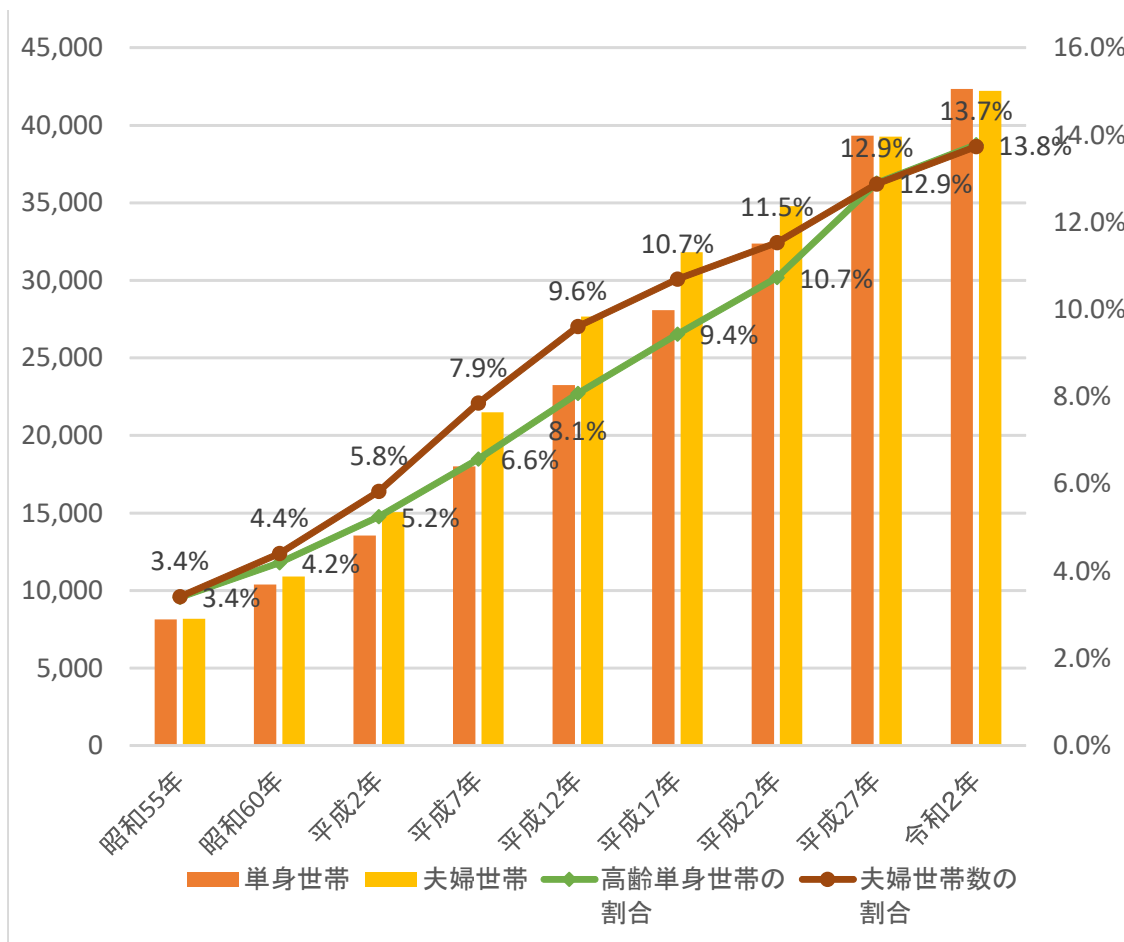
(3) 支援を必要とする世帯の増加

① 県内の高齢単身世帯数・夫婦のみ世帯数の推移

県内の高齢単身世帯数（65歳以上）・夫婦のみ世帯数（夫65歳以上・妻60歳以上）について昭和55年と令和2年を比較すると、高齢単身世帯数、夫婦のみ世帯数ともに約5.2倍に増加しています。

また、一般世帯総数に占める割合も、高齢単身世帯、夫婦のみ世帯ともに3.4%から13.7%へ増加しています。

【県内の高齢者世帯の状況】

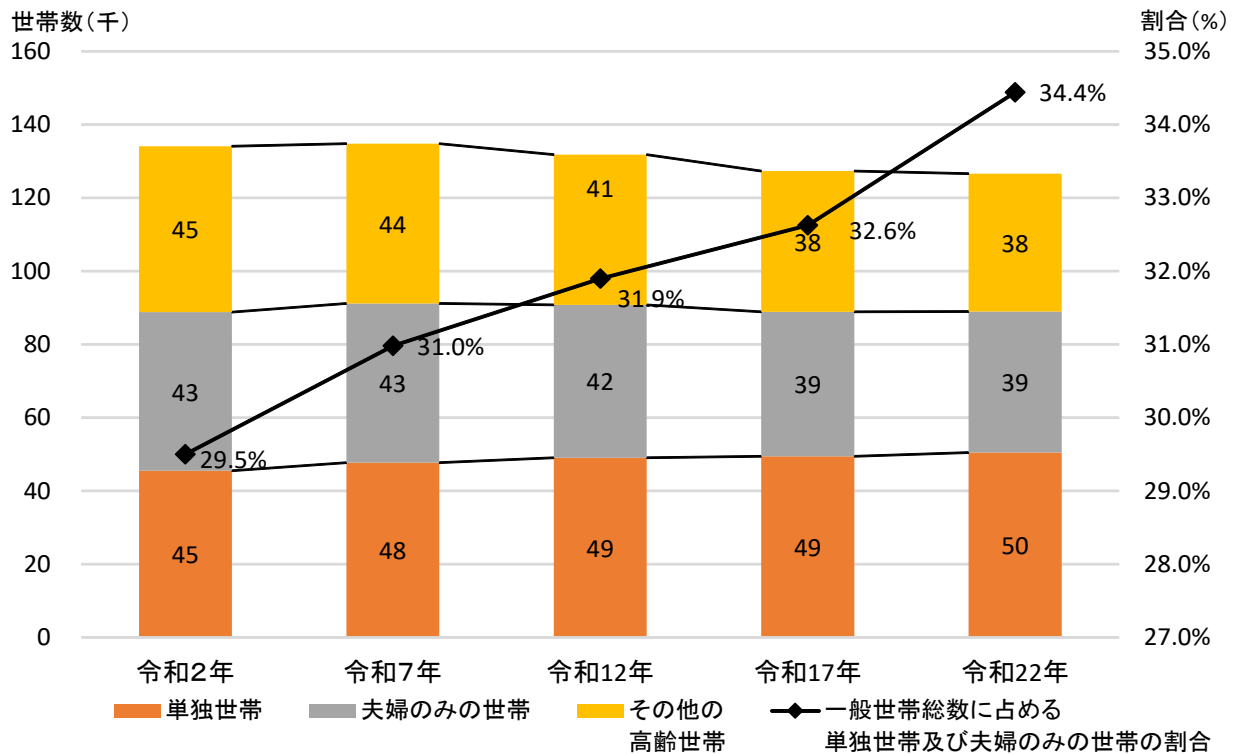


資料：総務省統計局「国勢調査」

② 高齢世帯の将来推計

核家族化や少子化の影響により、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らす世帯の割合は増加していますが、今後もこの傾向が続き、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、高齢のひとり暮らし世帯と夫婦のみの世帯を合わせた世帯数の一般世帯総数に対する割合が3割を超えるとされるとともに、その後団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）にかけて上昇するとされており、地域での見守りや日常生活の支援がますます重要となってきます。

【高齢世帯数等の将来推計（徳島県）】

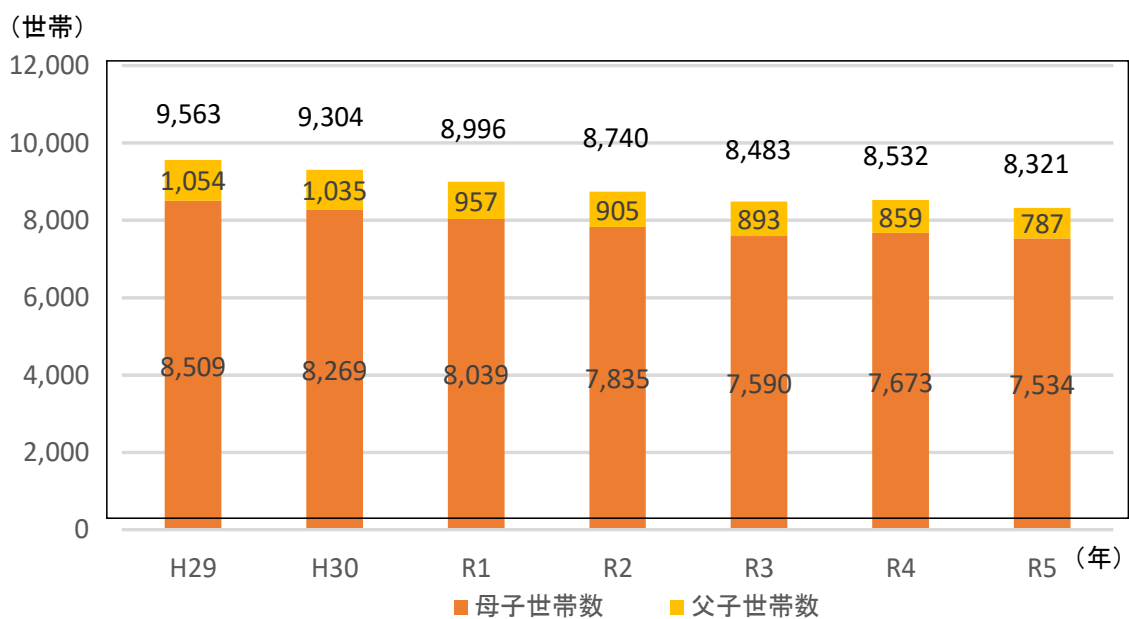


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2019年4月推計）
 （※高齢世帯：世帯主の年齢が65歳以上の世帯）

③ 県内のひとり親世帯数の推移

令和5年の県内のひとり親世帯数は8,321世帯と、平成29年の9,563世帯から、1,242世帯(13%)減少しています。

【ひとり親世帯数の推移】



県子ども家庭支援課調べ

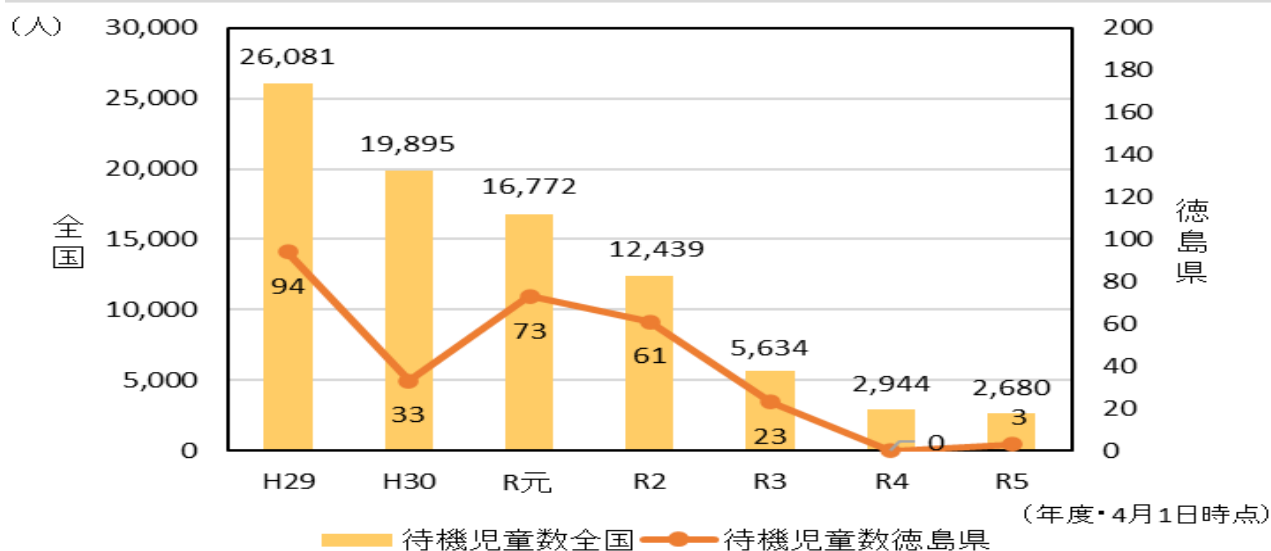
(4) 支援を必要とする人達の状況

① 県内の待機児童数の推移

全国の保育所等の待機児童数（4月1日時点）は、令和元年度以降、5年連続で過去最小となっており、令和5年度は、保育の受け皿整備の拡大や就学前人口の減少等から、平成29年度と比較すると、23,401人減少しています。

また、本県の待機児童数は、令和4年度に県に記録が残る平成11年度以降初めてゼロとなりましたが、令和5年度は3人となっています。

【待機児童数】



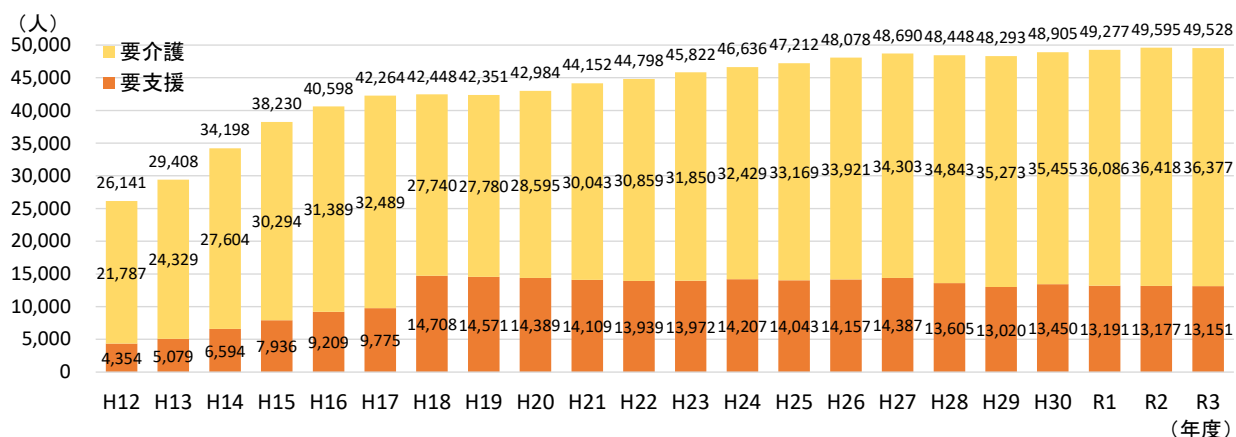
県こどもまんなか政策課調べ

② 県内の要支援・要介護認定者数の推移、介護保険サービス受給者数及び介護給付費の推移

県内の介護保険制度における要支援・要介護認定者数については、令和3年度では49,528人（要支援者：13,151人、要介護者：36,377人）となっています。

介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、23,387人増加（要支援者8,797人、要介護者14,590人）しています。

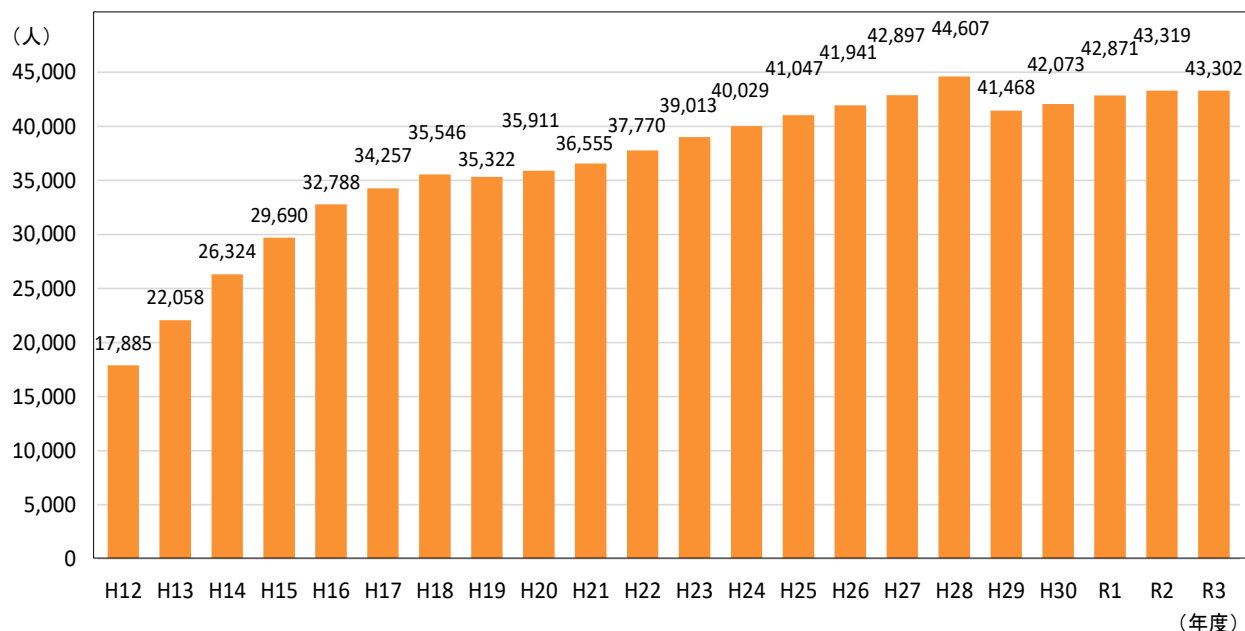
【県内の要支援・要介護認定者数の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

県内の介護サービス受給者数（１ヶ月平均）については、令和３年度では43,302人となっており、介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、25,417人増加しています。

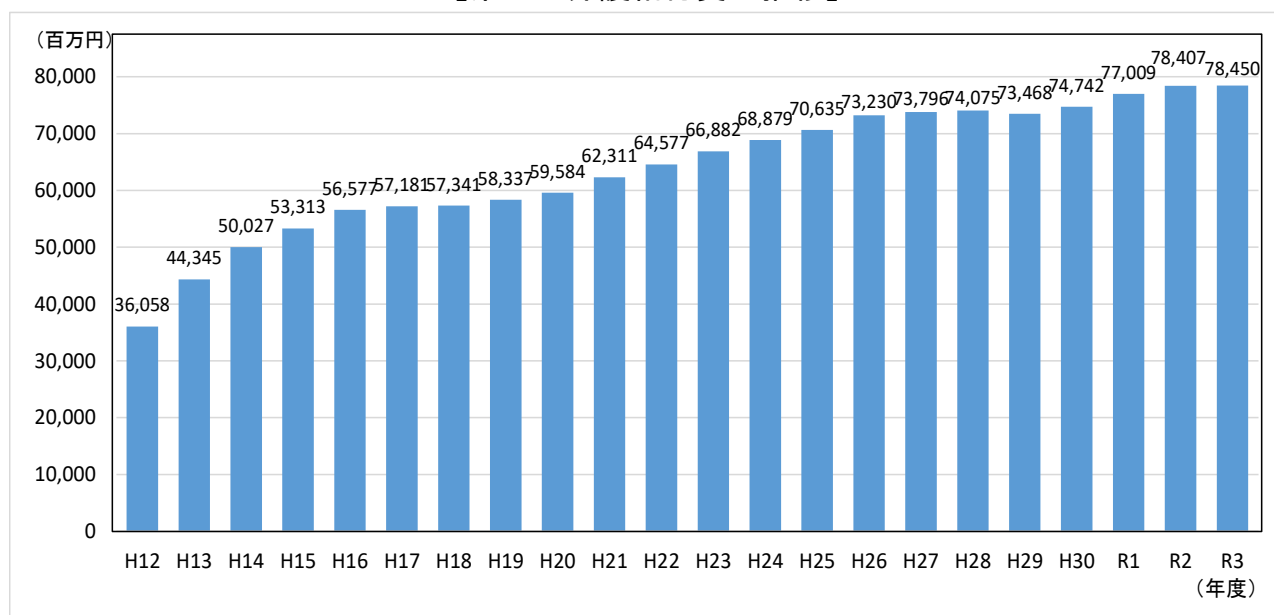
【県内の介護サービス受給者数（１ヶ月平均）の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

県内の介護給付費については、令和３年度では、784億50百万円となっており、介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、423億92百万円増加しています。

【県内の介護給付費の推移】

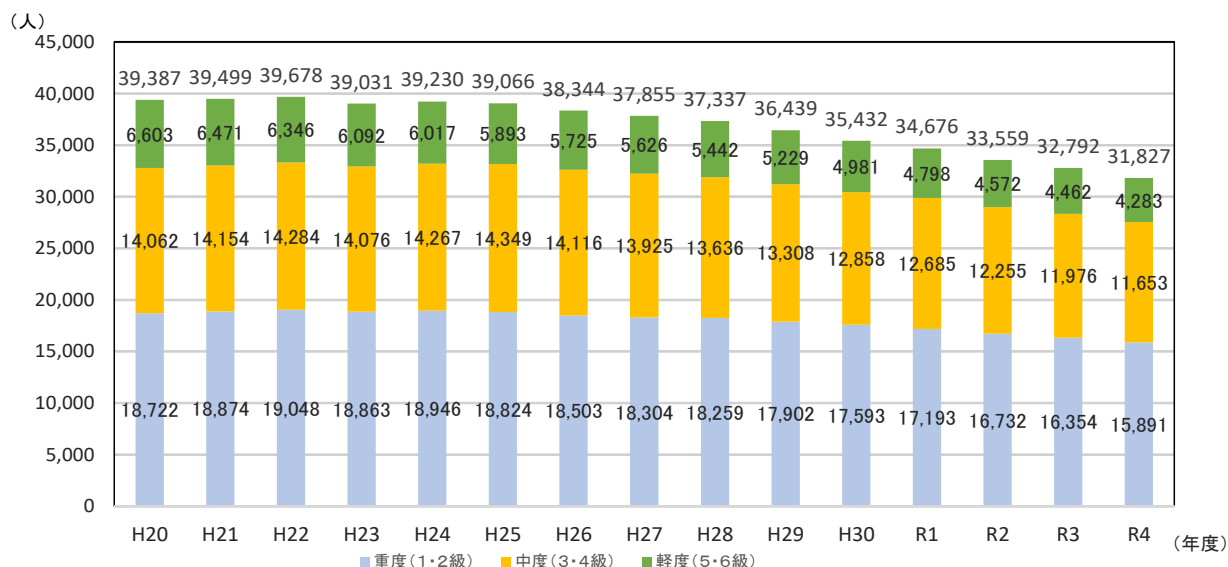


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

③ 県内の身体障がい者手帳の交付者数の推移

県内の令和4年度の身体障がい者手帳交付者数は31,827人で、前期計画策定時の平成29年度と比較して4,612人、12.7%減少しています。等級別では、重度（1・2級）、中度（3・4級）及び軽度（5・6級）のいずれにおいても減少していますが、割合としては、重度及び中度が増加しており、身体障がい者の重度化が進んでいます。

【県内の身体障がい者手帳の交付者数】



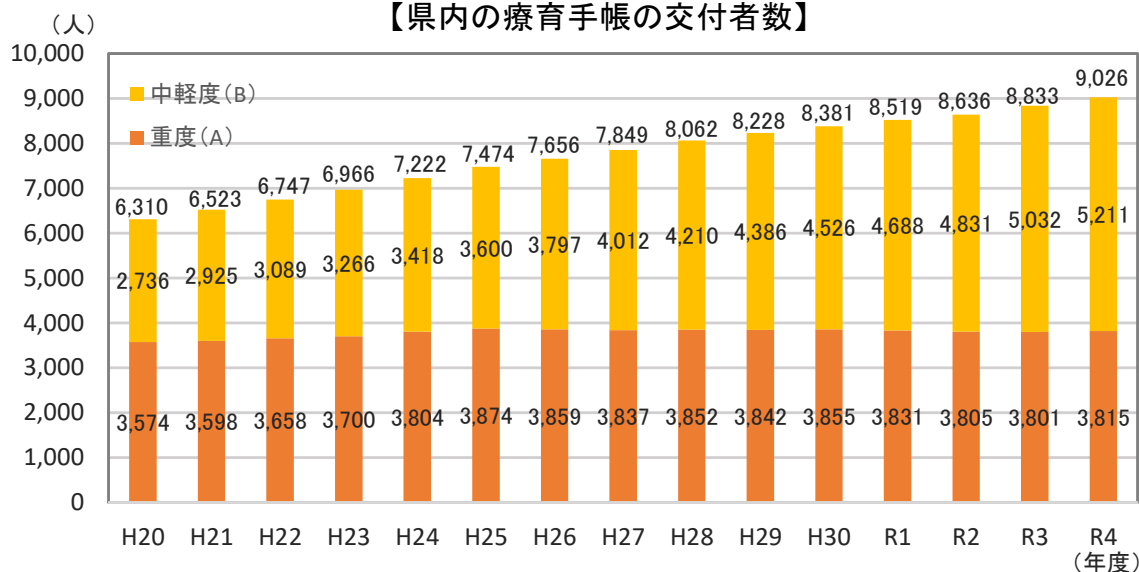
県障がい福祉課調べ

④ 県内の療育手帳の交付者数の推移

県内の令和4年度の療育手帳を所持する知的障がい者数は9,026人で、前期計画策定時の平成29年度と比較して798人、9.7%増加しています。

障がいの程度別では、中軽度者（程度B）が年々増加しており、全体の半数以上を占めています。関係法令等の施行などにより、知的障がいに対する認知度が高くなったことが、手帳取得者の増加に繋がっていると考えられます。

【県内の療育手帳の交付者数】

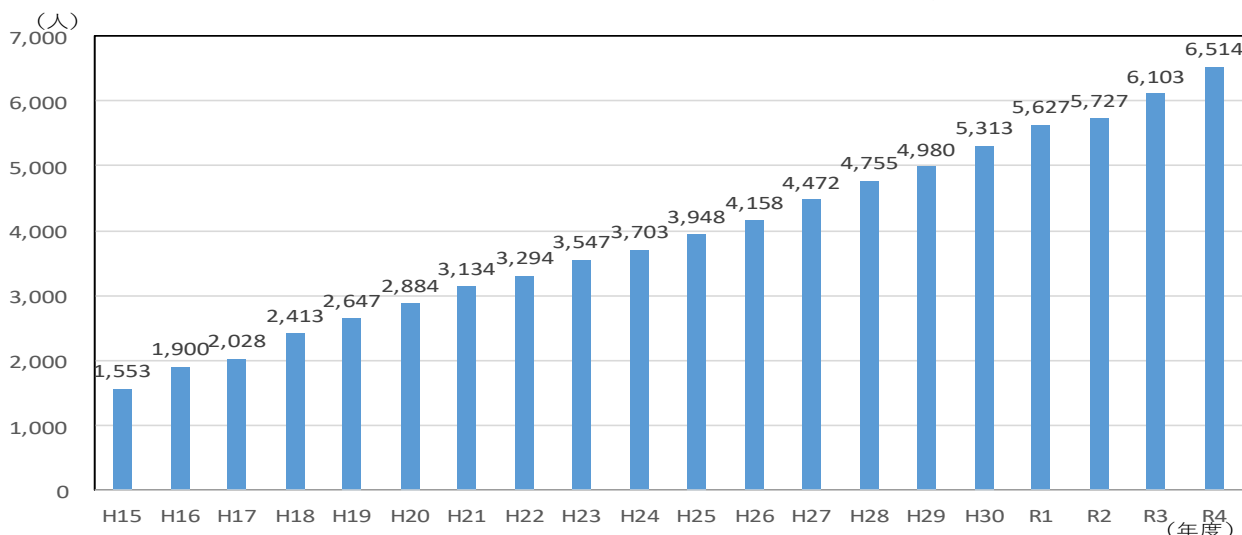


県障がい福祉課調べ

⑤ 県内の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数の推移

社会経済情勢の影響等も受け、精神障がい者保健福祉手帳の交付者数については、全国的に増加傾向にあり、県内の令和4年度交付者数は6,514人で、平成29年度と比較して1,534人、30.8%増加しています。平成18年から同手帳所持者が法定雇用率の対象となるとともに平成30年からは障がい者雇用義務の対象に加わるなど、精神障がい者の社会参加へ向けた取組が進められていることが、手帳取得者の増加に繋がっていると考えられます。

【県内の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数】

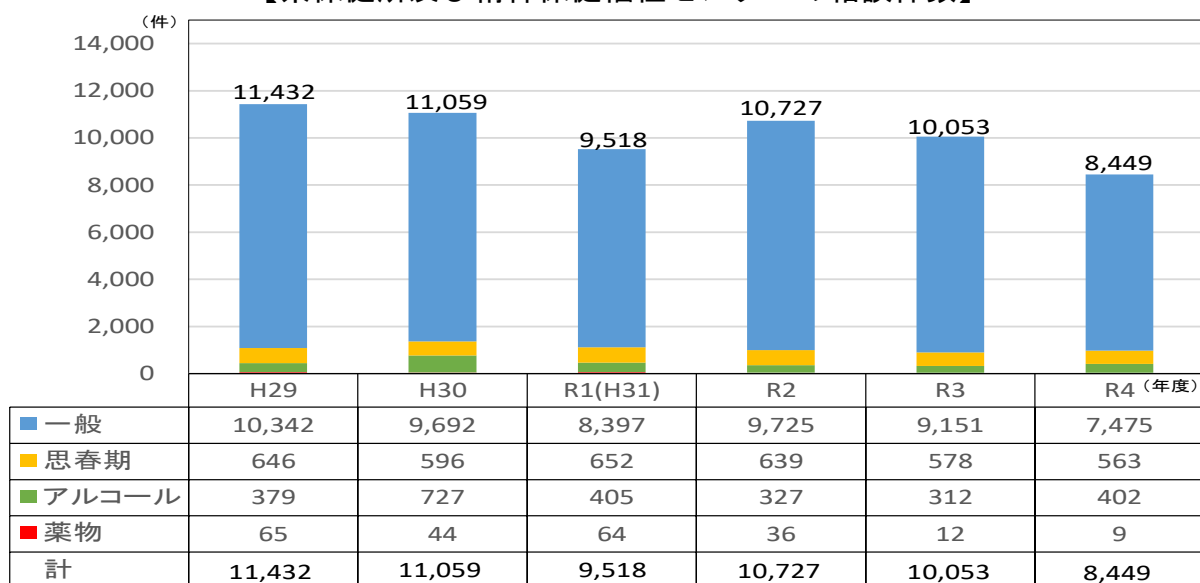


出典：健康づくり課調べ

⑥ 県保健所及び精神保健福祉センターにおける相談件数の推移

県内における保健所及び精神保健福祉センターの相談件数は、令和4年度は8,449件と、平成29年と比較して2,983件（26.1ポイント）減少しています。

【県保健所及び精神保健福祉センターの相談件数】

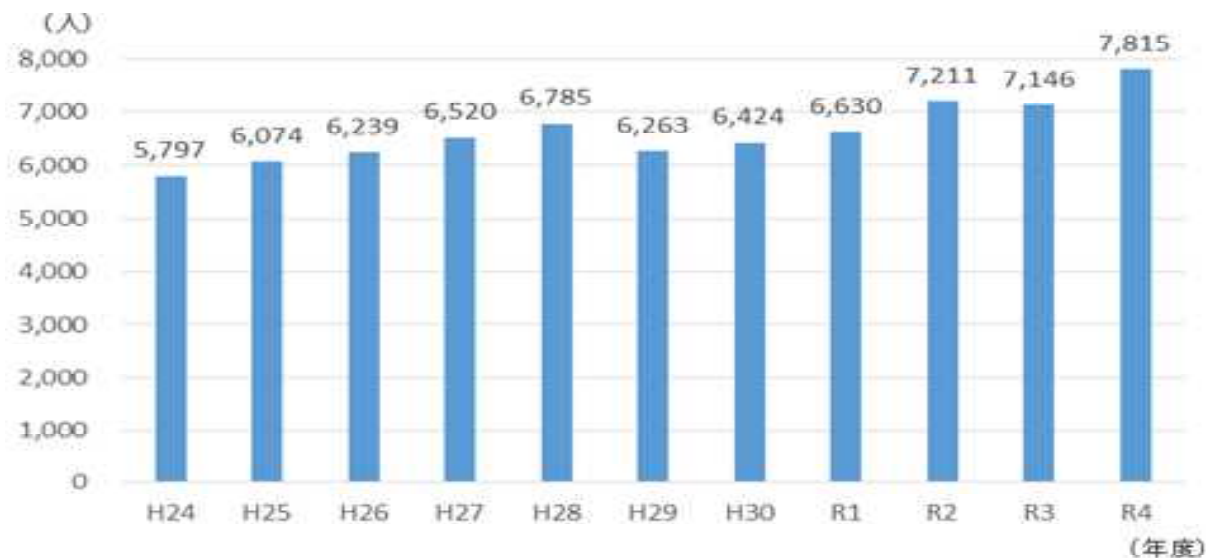


※ 「一般」は、思春期、アルコール、薬物以外の内容（老人精神保健、社会復帰、心の健康づくり、ひきこもり、高次機能障がい、発達障がい、自殺関連、犯罪被害、治療中断など）の合計数として計上しています。

⑦ 難病患者数の推移

本県における難病患者（特定疾患医療受給者証所持者）数は、増加傾向にあり、令和2年度以降7,000人を超えています。

【特定疾患医療受給者証所持者数】

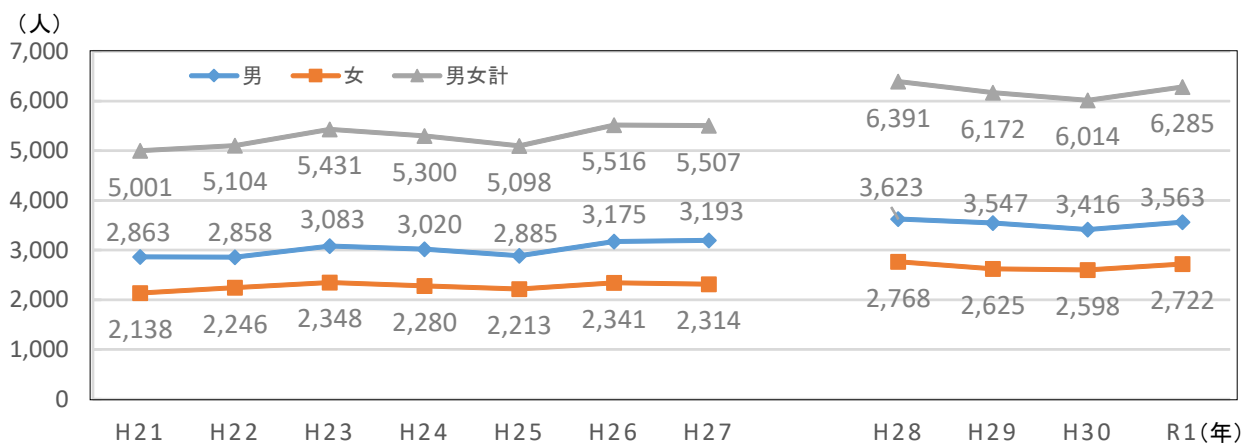


出典：健康づくり課調べ

⑧ がん患者数の推移

本県のがん登録におけるがん罹患者数は、令和元年には6,285人となっており、平成28年以降6,000人を超えています。また、がんによる死亡率についても年々増加しています。

【がん罹患者数】

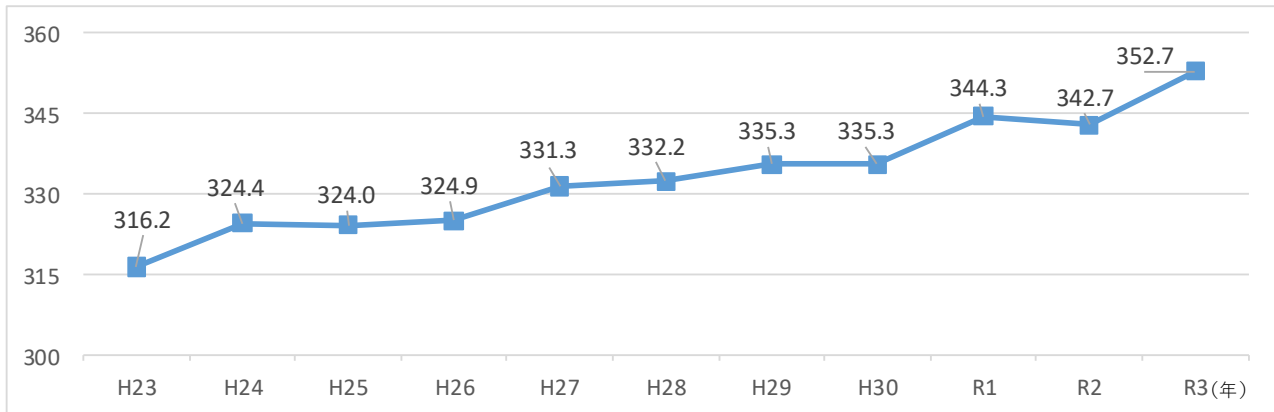


出典：徳島県のがん登録

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録）

注：平成27年までは、任意の届出制度である「徳島県のがん登録」、平成28年度以降は全病院に登録義務のある「全国がん登録」のデータであるため、H27からH28の間はグラフが途切れています。

【徳島県におけるがん死亡率（人口10万対）】

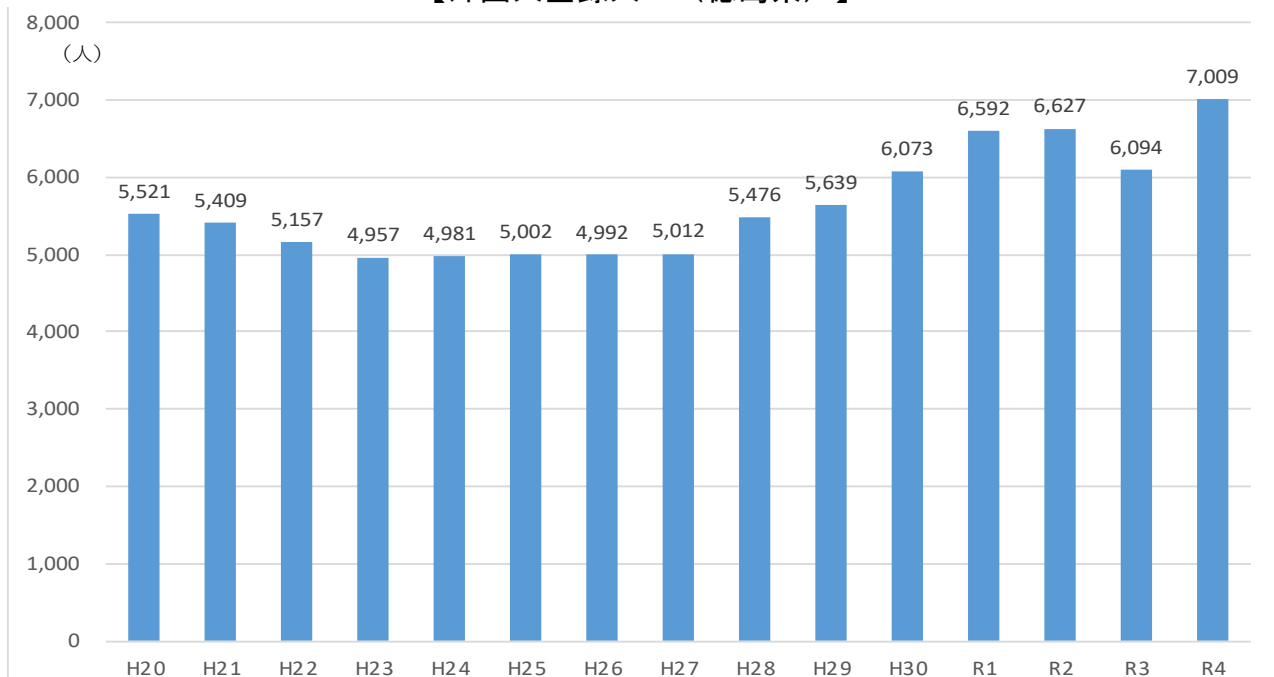


出典：厚生労働省「人口動態統計」

⑨ 外国人数の推移

本県における外国人登録者数は、平成27年以降、増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年には一時的に減少しましたが、令和4年には再び増加し、過去最高の7,009人になりました。

【外国人登録人口（徳島県）】



資料：法務省出入国在留管理局「在留外国人統計」

⑩ ひきこもり等の状況

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と呼び、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じます。ひきこもりの状態にある人は、全国で115.4万人（※1）と推計されており、令和4年度の調査では、15歳から39歳の広義のひきこもり群は人口の2.05%、40歳から64歳の広義のひきこもり群は2.02%と推計されています（※2）。

※1 平成28年9月内閣府「若者の生活に関する調査」（15～39歳対象）による推計54.1万人

※1 平成31年3月内閣府「生活状況に関する調査」（40～64歳対象）による推計61.3万人

※2 令和5年3月内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

⑪ 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。

令和4年12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が約72.8%、保佐の割合が約20.0%、補助の割合が約6.1%、任意後見の割合が約1.1%となっています。

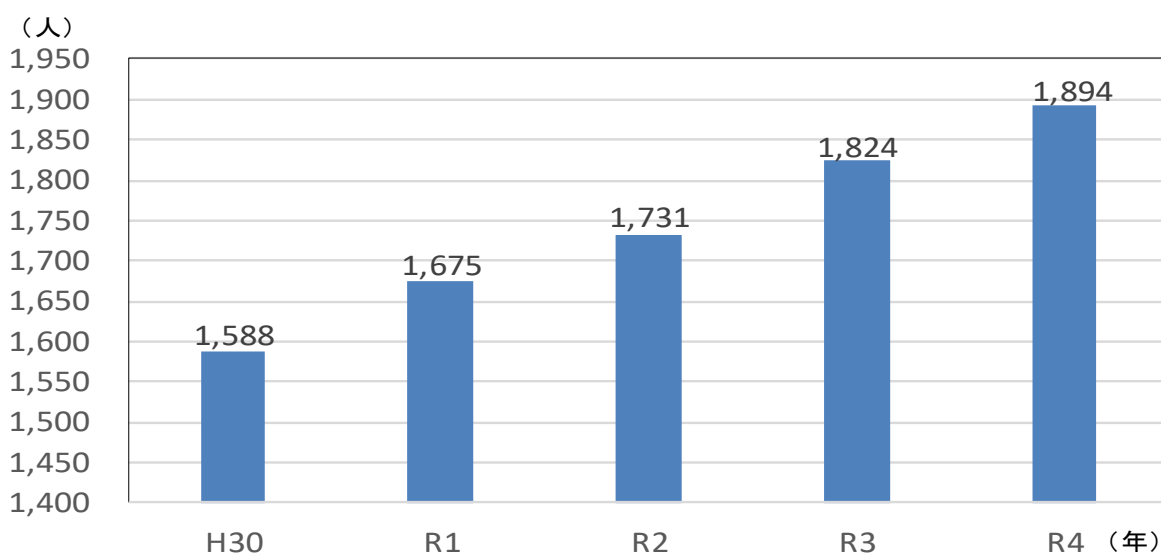
主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっています。

【成年後見制度の利用者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」

【成年後見制度の利用者数の推移（徳島県）】



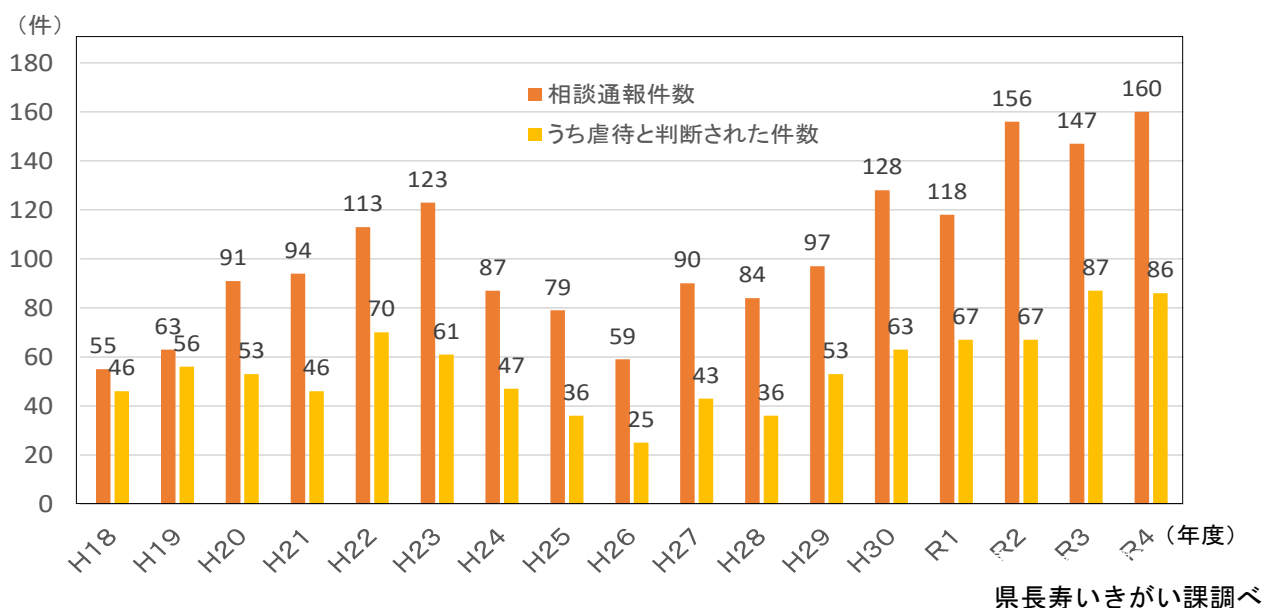
県国保・地域共生課調べ

（５）家庭内での問題

① 高齢者虐待件数の推移

高齢者の世話をしている家族、親族等による虐待として市町村に相談・通報があった件数は、令和４年度で160件、そのうち虐待と判断された件数は86件となっています。調査を始めた平成18年度と比較して、通報件数は105件の増加、虐待件数は40件増加しています。

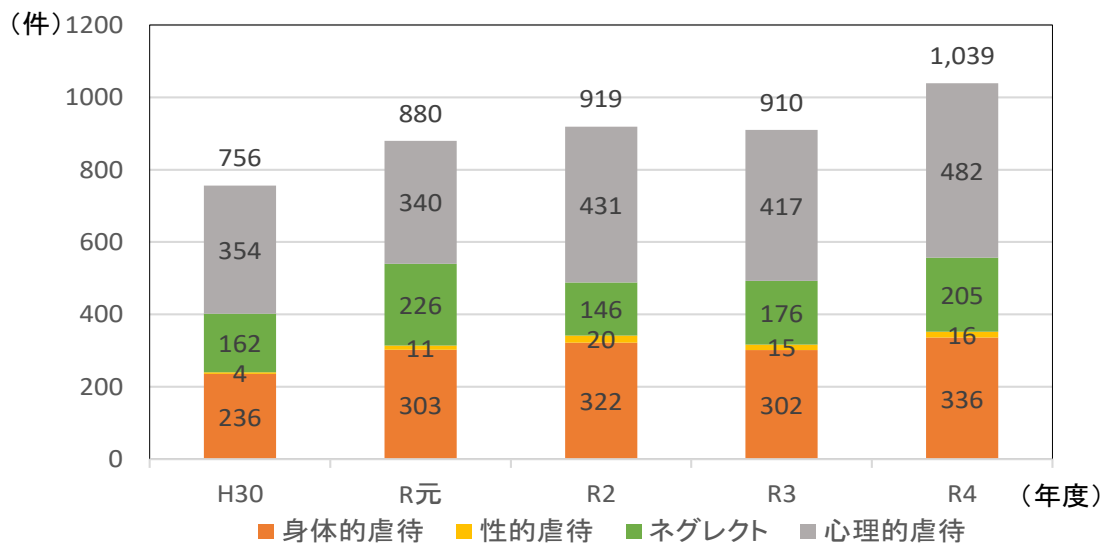
【高齢者虐待、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況（徳島県）】



② 児童虐待相談対応件数の推移

令和４年度に、県内のこども女性相談センター（児童相談所）が対応した児童虐待相談件数は1,039件で、平成30年度と比較して283件増加しています。虐待の種類別では、心理的虐待の増加傾向が顕著となっています。

【こども女性相談センターの児童虐待相談対応件数（徳島県）】

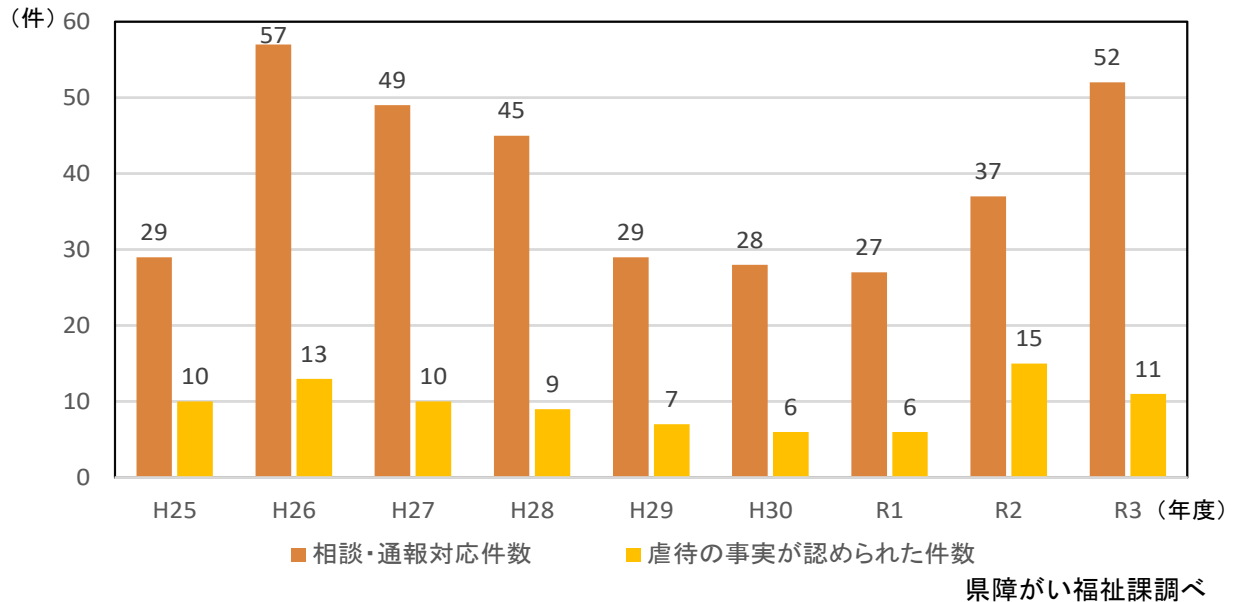


③ 障がい者虐待件数の推移

県内の市町村等で受け付けた、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する相談・通報件数は平成26年度をピークに減少傾向にありましたが、令和2年度から増加に転じています。

また、虐待判断件数は年間10件程度で横ばいとなっています。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等】

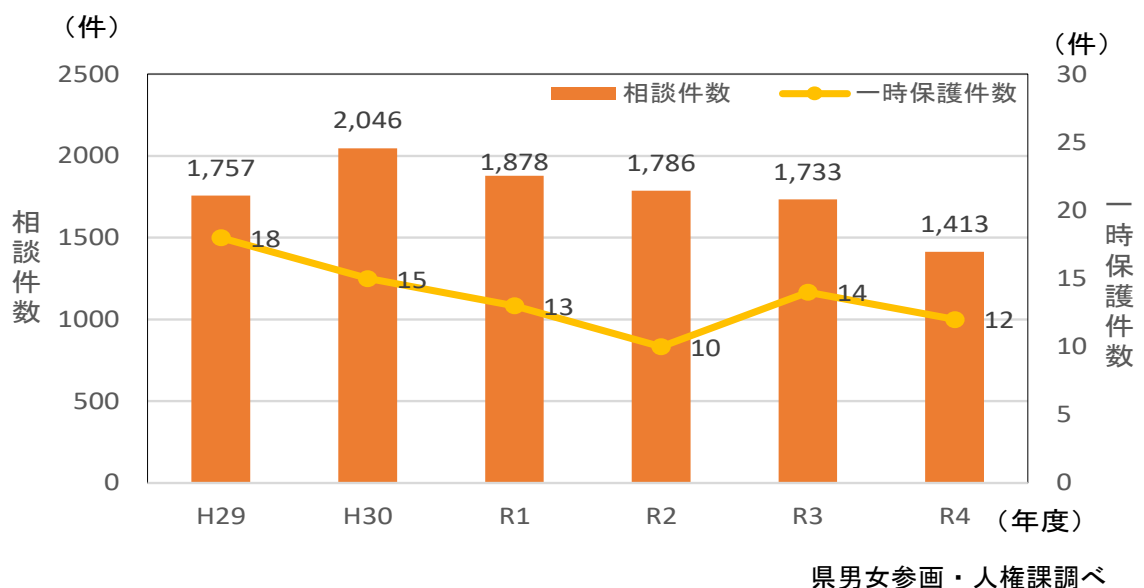


④ DV相談件数・一時保護件数の推移

こども女性相談センターが受付したDV（ドメスティック・バイオレンス）関連相談件数は、令和4年度は1,413件で、令和元年度以降概ね減少傾向にあり、警察での相談対応件数はほぼ横ばいとなっています。

なお、DV被害者の一時保護件数についても、ほぼ横ばいとなっています。

【こども女性相談センターのDV関連相談受付件数・一時保護件数（徳島県）】



【県警察の配偶者からの暴力相談等対応件数（徳島県）】

H29	H30	R1	R2	R3	R4	(年)
405	432	504	438	485	441	(件)

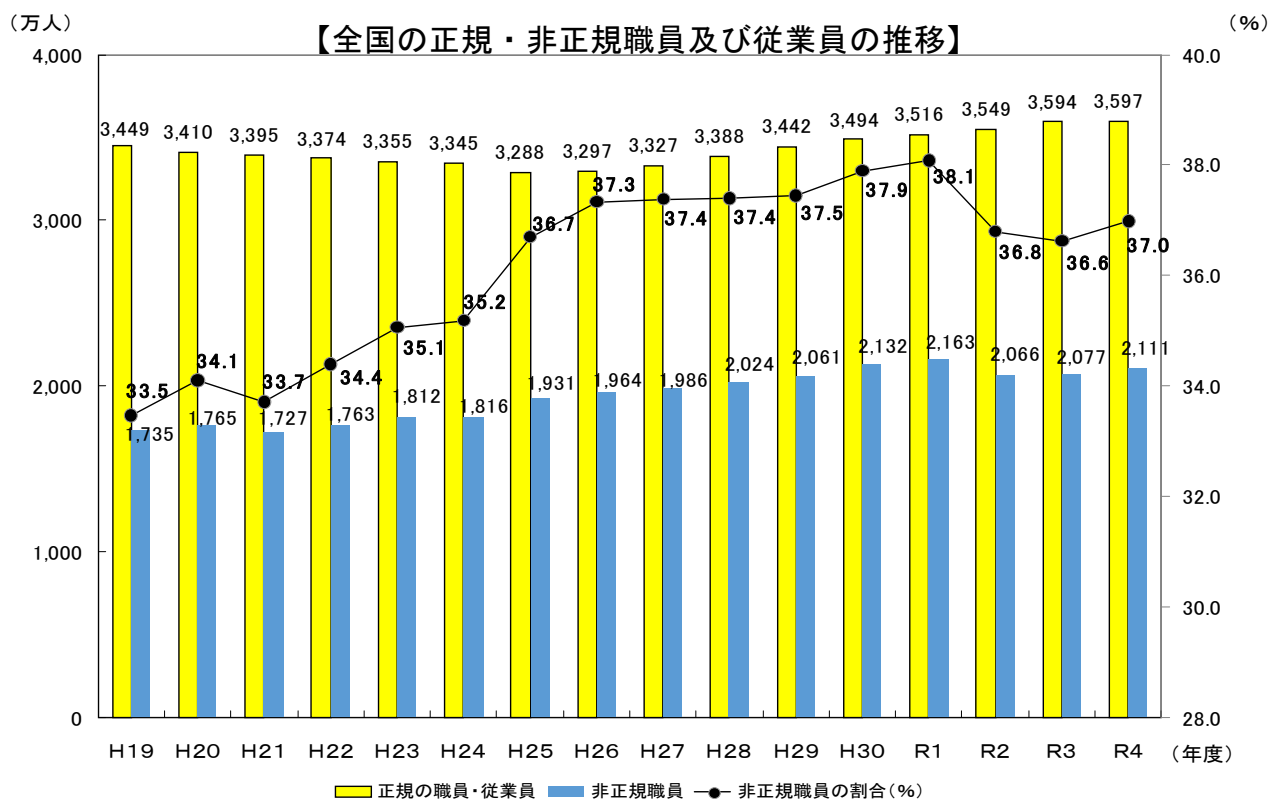
資料：徳島県警察本部「阿波の治安」

※対応件数は、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

（６）社会経済の構造変化等による影響

① 正規職員・従業員及び非正規職員の推移（全国）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度から非正規職員・従業員数が大幅に減少した一方で、正規職員数については増加傾向にあります。なお、令和４年度には、非正規職員数は再び増加に転じています。

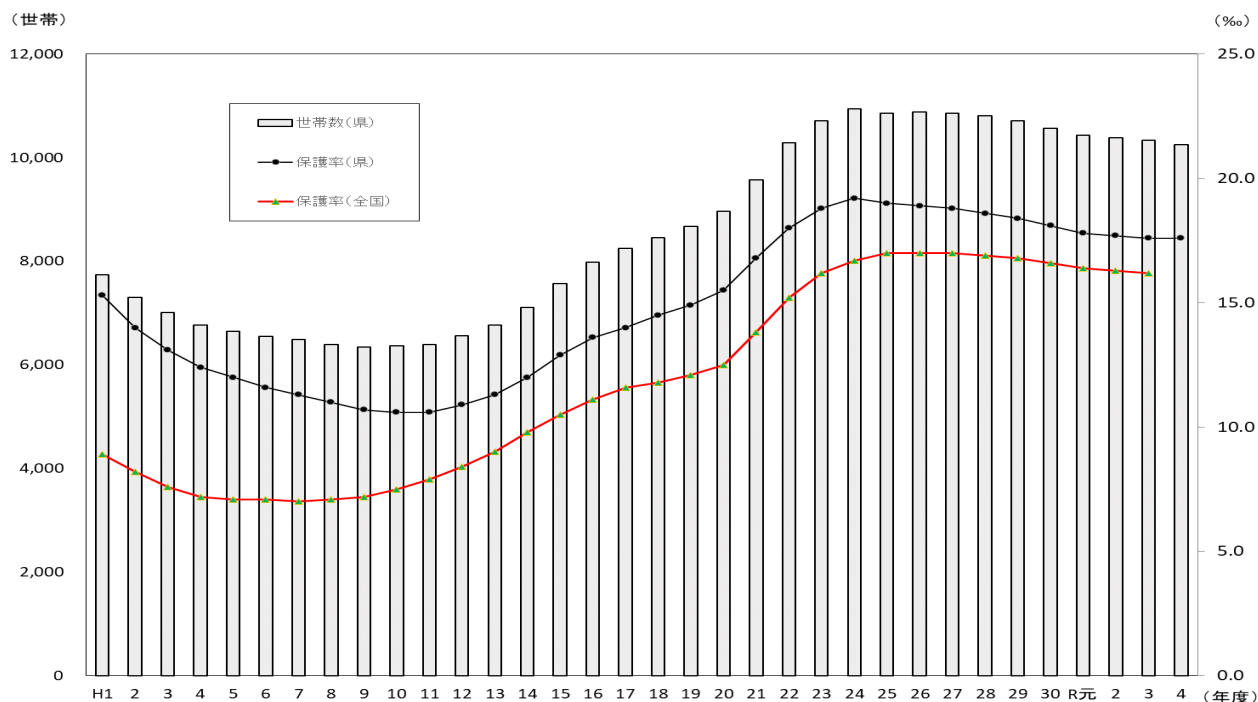


資料：総務省統計局「労働力調査」

② 生活保護世帯数・保護率の推移

人口に対する生活保護の被保護実人員の割合である保護率は、昭和60年度以降は減少傾向にあり、その後、高齢化の進行や景気後退の影響などを受け、全国では平成7年度を、本県では平成10年度を底に増加傾向が続いていましたが、近年は微減からほぼ横ばい傾向となっています。

【生活保護世帯数及び保護率】



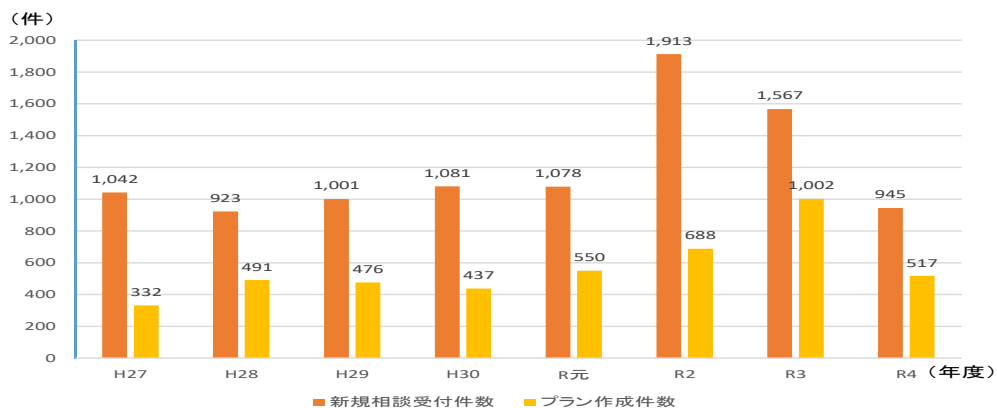
資料：徳島県統計書・被保護者調査（平成23年度までは「福祉行政報告例」）

※保護率（全国）の指標については、令和3年度まで

③ 生活困窮者自立支援事業の状況

県内における生活困窮者自立支援事業の新規相談受付件数は、新型コロナウイルス感染拡大による経済情勢の悪化などにより、令和2年度は1,913件と、前年度に比べ約1.8倍に増加しました。令和4年度の新規相談受付件数は945件、支援プランの作成件数は517件であり、新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の水準となっています。

【県内の生活困窮者自立支援事業の状況】



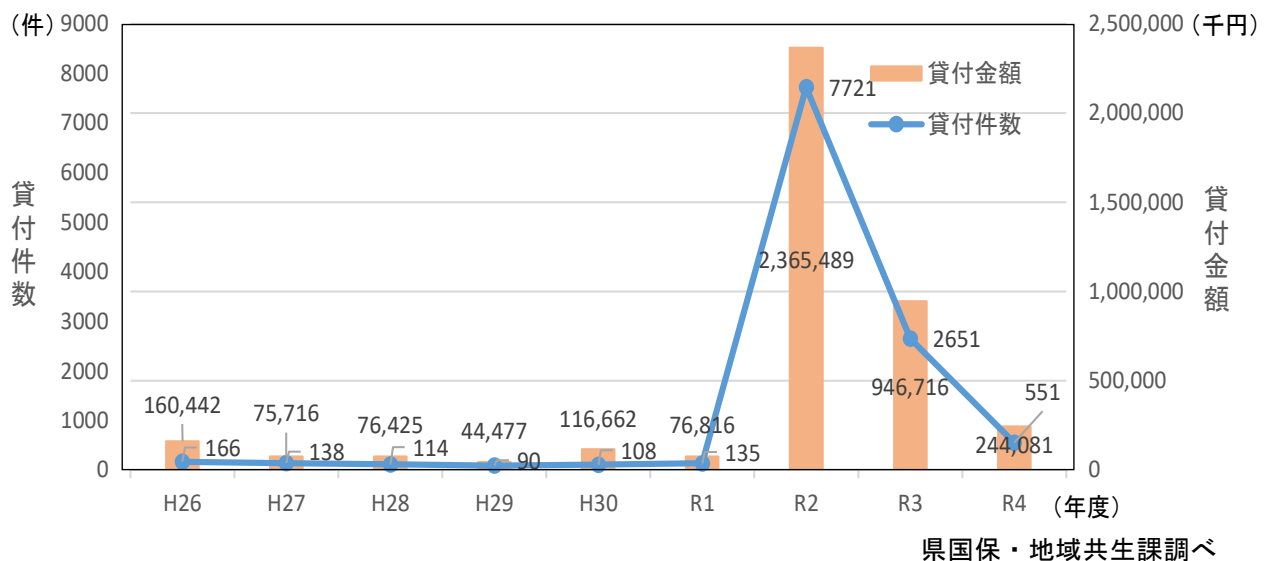
県国保・地域共生課調べ

④ 生活福祉資金貸付事業の利用状況

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯の当面の生活費を支援するため、令和元年3月に特例措置として、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の2種類の貸付制度が開始されました。

以降、令和2年度には貸付件数が7,721件、貸付金額が2,365,489千円とピークを迎えるなど、令和4年9月の特例措置制度終了時まで、生活に困窮されている方々への支援を行いました。

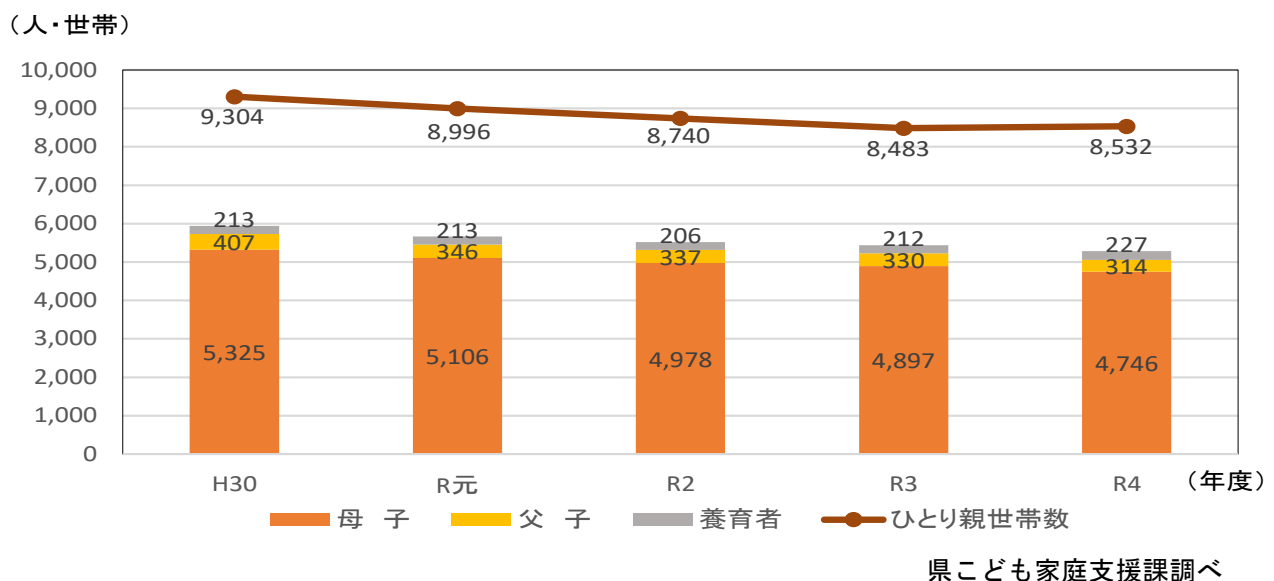
【生活福祉資金貸付事業の利用状況】



⑤ ひとり親家庭の生活状況

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当の受給者数は、ひとり親世帯数の推移と同様に、近年は減少傾向にありますが、県内受給者数は令和4年度末現在で、母子家庭が4,746人、父子家庭が314人、養育者家庭が227人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】



⑥ 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移、自殺者の原因・動機別の状況

徳島県における自殺者数は、平成20年に202人と、自殺対策基本法が制定された平成18年以降で最多、自殺死亡率についても25.4と、最も高い数値となりました。

その後、平成26年まで自殺者数は概ね150人～180人前後で推移しておりましたが、平成30年に、自殺者数89人、自殺死亡率12.0と大幅に改善され、令和4年も自殺者数89人、自殺死亡率12.5となるなど、近年は減少傾向にあります。

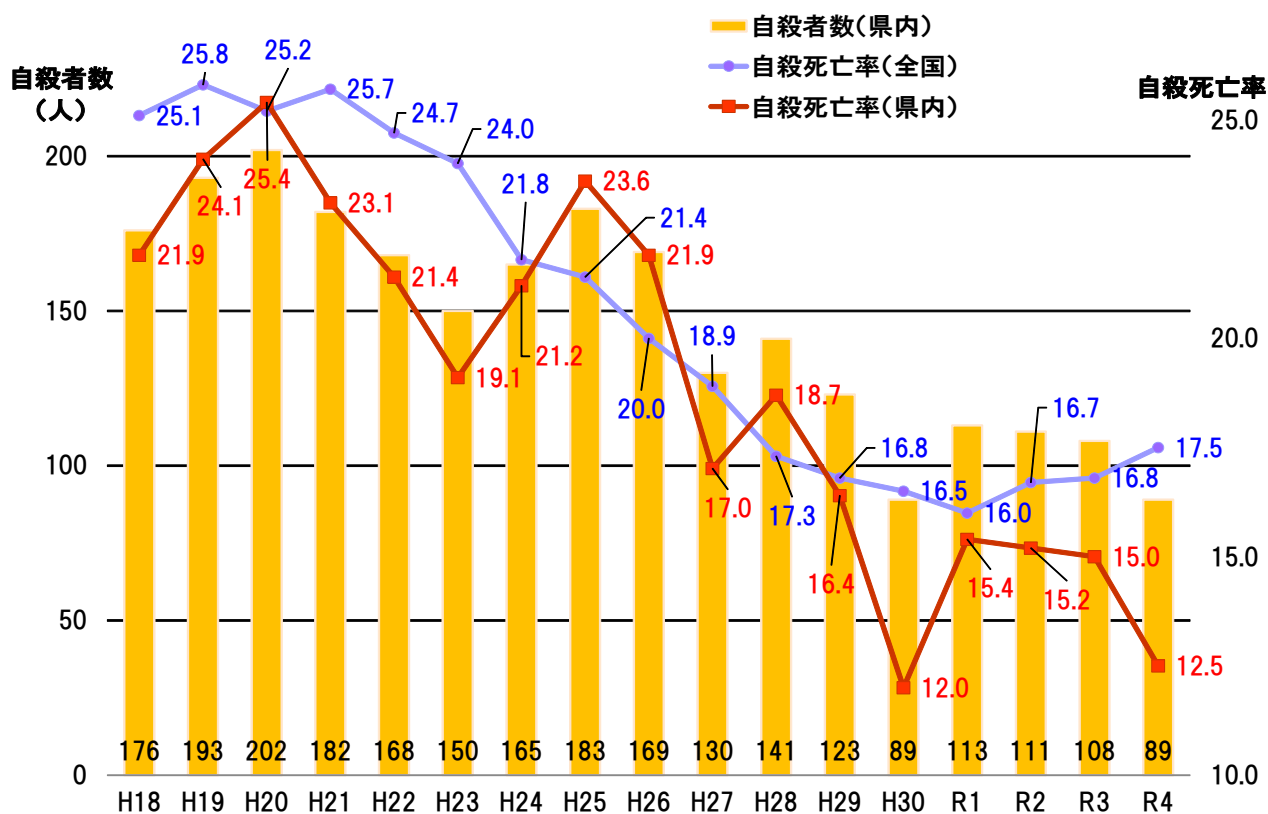
一方、令和元年から令和4年までの年齢別の自殺者数の推移を見ると、年によりばらつきはあるものの、各世代とも減少傾向にあります。

年齢別の自殺者数を構成比で見ると、ここ数年において、自殺者数に占める19歳以下の割合が大幅に減少しています。若年層に対して中・高齢者層が相対的に多くなっており、県における人口構成を反映した状況となっています。

また、原因・動機別自殺者数をみると、主な原因・動機は「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」となっていますが、自殺に至るまでには様々な要因が複雑に関係し、個人の問題として片付けられない社会的要因もその背景にあると考えられます。

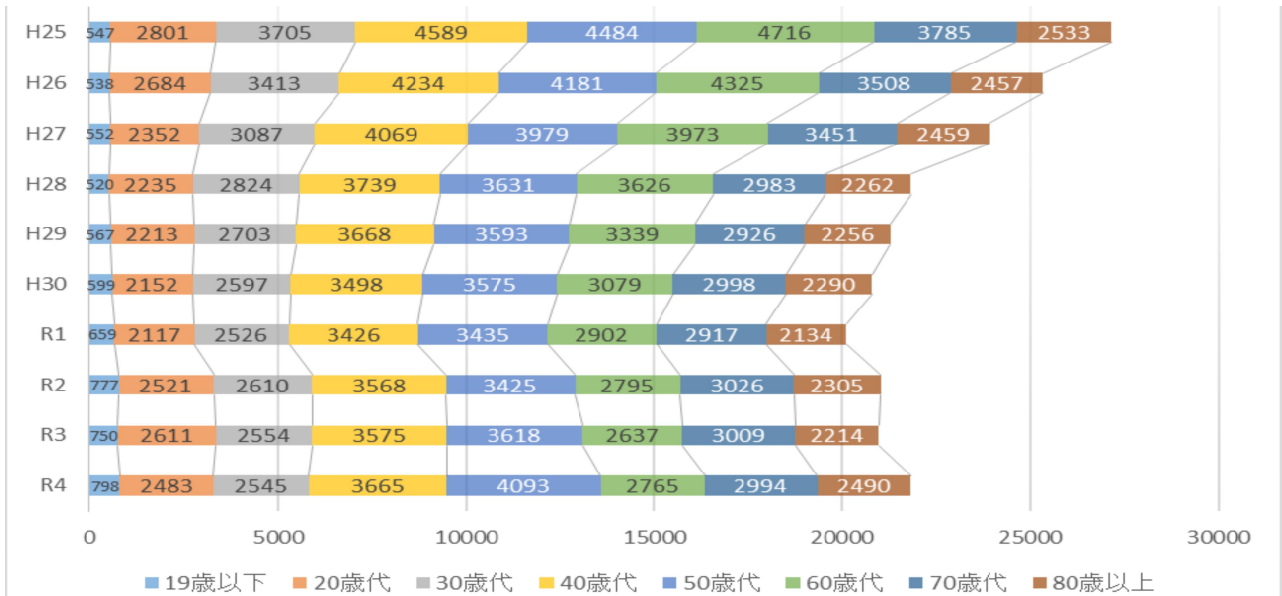
いまだ多くの方が自殺により自ら尊い命を絶っている状況であることから、引き続き社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

【自殺者数及び自殺死亡率の年次推移】

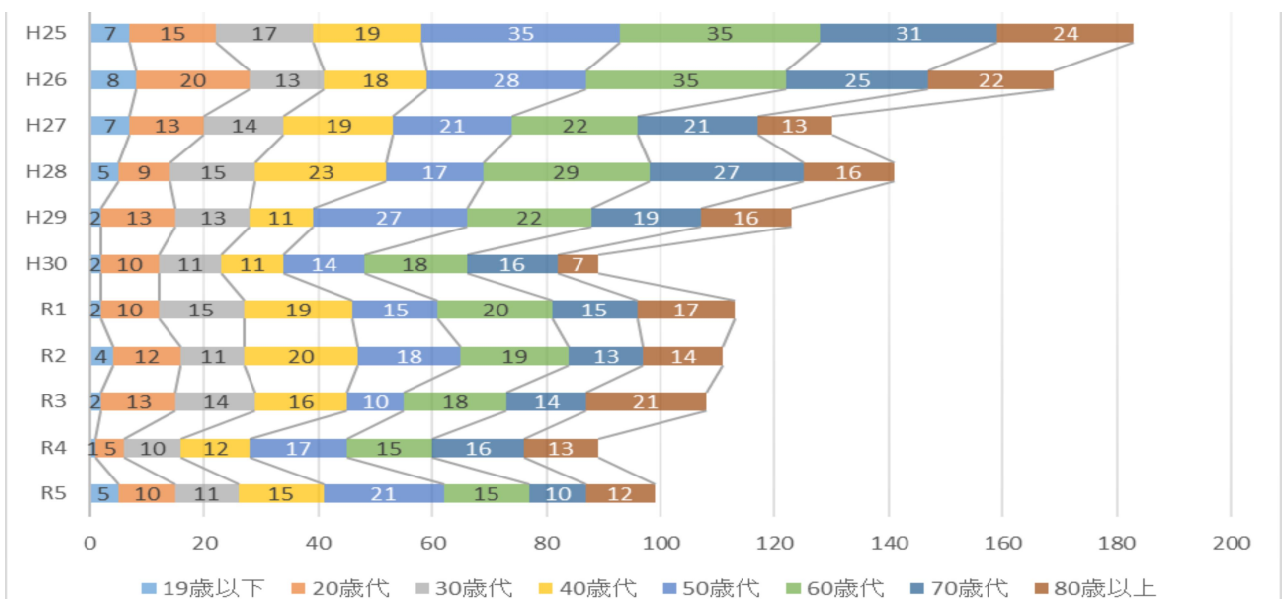


資料：警察庁「自殺統計」より

【年齢別階級別自殺者数推移（全国）】



【年齢別階級別自殺者数推移（徳島県）】



資料：「令和5年版自殺対策白書徳島県警察本部「自殺統計」より

【自殺者の原因・動機別の状況（件数）】

年	原因・動機別									自殺者数 （人）
	家庭問題	健康問題	うち うつ病	経済・生活 問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	
R1	5	36	12	9	4	5	2	2	61	113
R2	10	39	17	14	6	8	1	4	49	111
R3	10	40	21	8	3	4	2	5	52	108
R4	11	56	20	12	8	1	3	2	22	89
R5	17	46	22	22	9	10	2	8	17	100
※参考 全国の状況 （R4）	4,775	12,774		4,697	2,968	828	579	1,734	2,717	21,881

資料：徳島県警察本部「自殺統計」より

※遺書等の自殺を裏付ける資料により特定できる原因・動機を自殺者一人につき4つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しません。

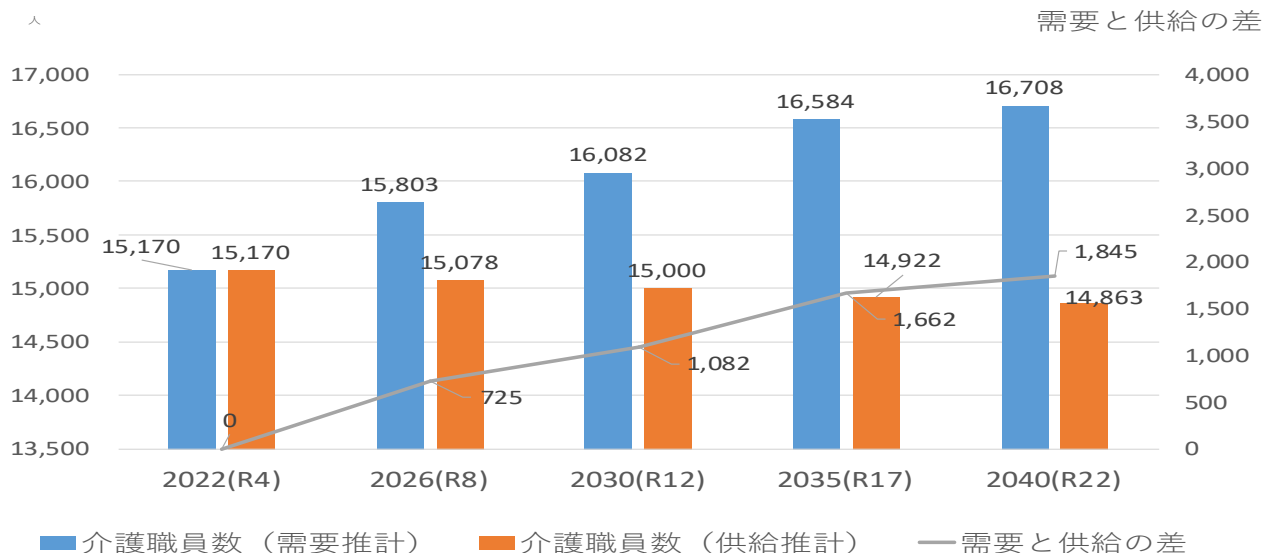
(7) 地域福祉の担い手の多様化

① 福祉・介護人材の需給推計

本県において将来必要となる介護職員数については、令和8年において15,803人、令和22年において16,708人と見込まれています。

一方、新たに入職される方や再就職される方など、供給可能な介護人材は令和8年において15,078人、令和22年においては14,863人であり、それぞれ725人、1,845人の介護職員が不足することが予想されています。

【徳島県における介護人材の需給推計】

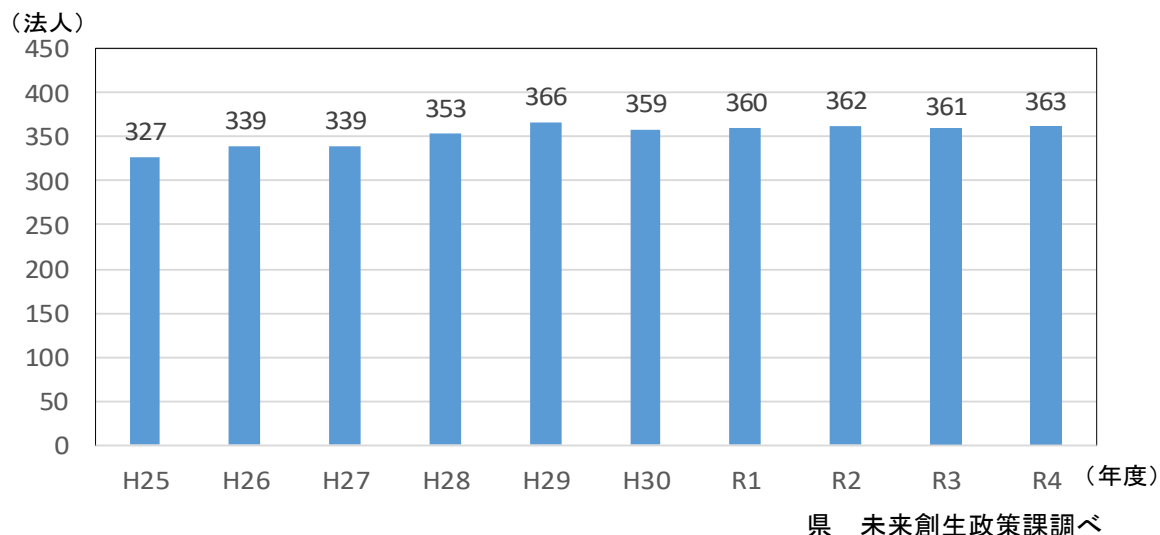


厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」
※今後の政策効果は見込んでいない。

② 県内のNPO法人数の推移

平成10年12月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行されて以降、県内で認証されているNPO法人（以下「NPO法人」という。）は年々増加し、近年は微増傾向となったものの、令和4年度末現在では363法人で平成29年度に次いで二番目に多い認証数となっています。

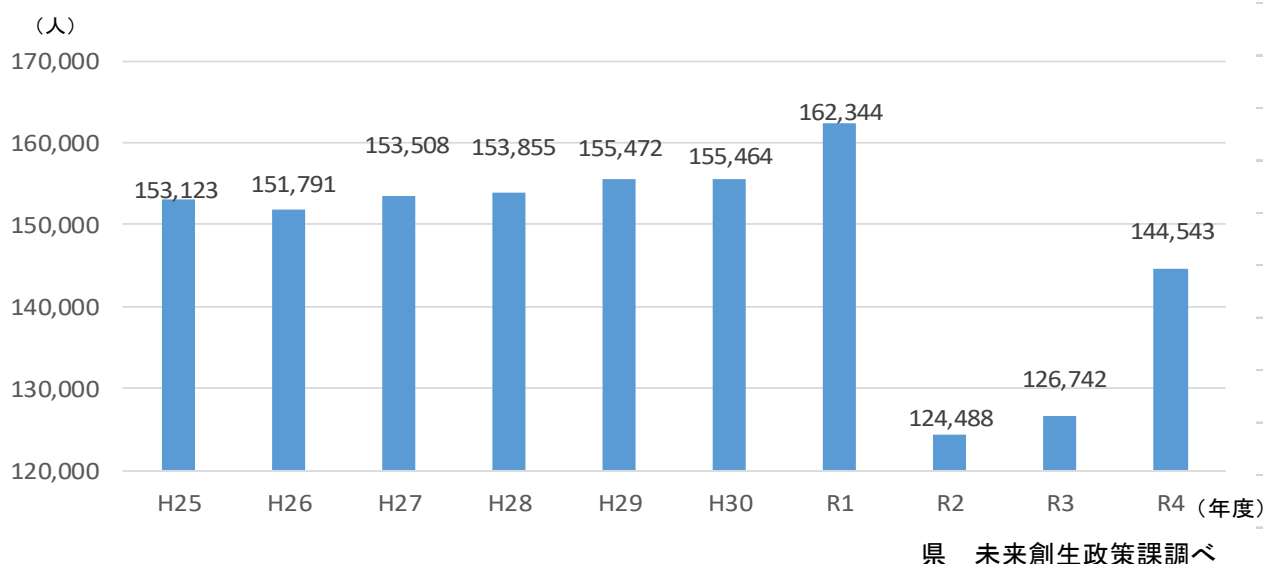
【県内のNPO法人数の推移】



③ ボランティア人口の推移

本県におけるボランティア・アドプト登録人口は、ボランティア意識の高まりにより年々増加していたところ、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動中止などにより減少していましたが、令和4年度には144,543人となり、以前の水準に戻りつつあります。

【ボランティア・アドプト登録人口】



④ 民生委員・児童委員の推移

本県における民生委員・児童委員の状況は、令和4年度末現在、定数2,022人に対し、現員数2,002人、充足率は99.0%となっています。またそのうち、主任児童委員は定数183人に対し、現員数182人、充足率は99.5%であり、全国と比べて高い充足率となっています。

【民生委員・児童委員の状況】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
徳島県	定数	民生委員・児童委員 (人)	2,018	2,020	2,020	2,022	2,022
		うち主任児童委員	183	183	183	183	183
	現末	民生委員・児童委員 (人)	2,000	2,012	2,007	2,004	2,002
		うち主任児童委員	183	183	183	183	182
全国	定数	民生委員・児童委員 (人)	238,445	239,467	239,497	239,514	240,527
	現末	民生委員・児童委員 (人)	232,241	229,071	230,690	231,111	227,426

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(8) 災害対策の必要性

① 社会福祉施設等の耐震化率

県内の社会福祉施設等の耐震化率は、令和4年3月31日現在で95.1%であり、高水準で推移しています。特に、老人福祉施設では97.5%と高い水準にあります。

【県内社会福祉施設等の耐震化率】

施設種別	R1年度 (R2. 3. 31) (%)	R2年度 (R3. 3. 31) (%)	R3年度 (R4. 3. 31) (%)	全棟数 (棟)	うち耐震化済 (棟)	未耐震化 (棟)
児童福祉施設等 (うち保育所及び幼保連携型認定こども園)	94.3 (97.1)	94.3 (97.1)	94.5 (96.4)	561 (222)	530 (214)	31 (8)
障がい者・児施設(精神含む)	92.2	92.2	91.3	508	464	44
老人福祉施設(介護含む)	97.4	97.4	97.5	1,105	1,077	28
その他保護施設等	88.2	88.2	90.2	51	46	5
計	95.4	95.4	95.1	2,225	2,117	108

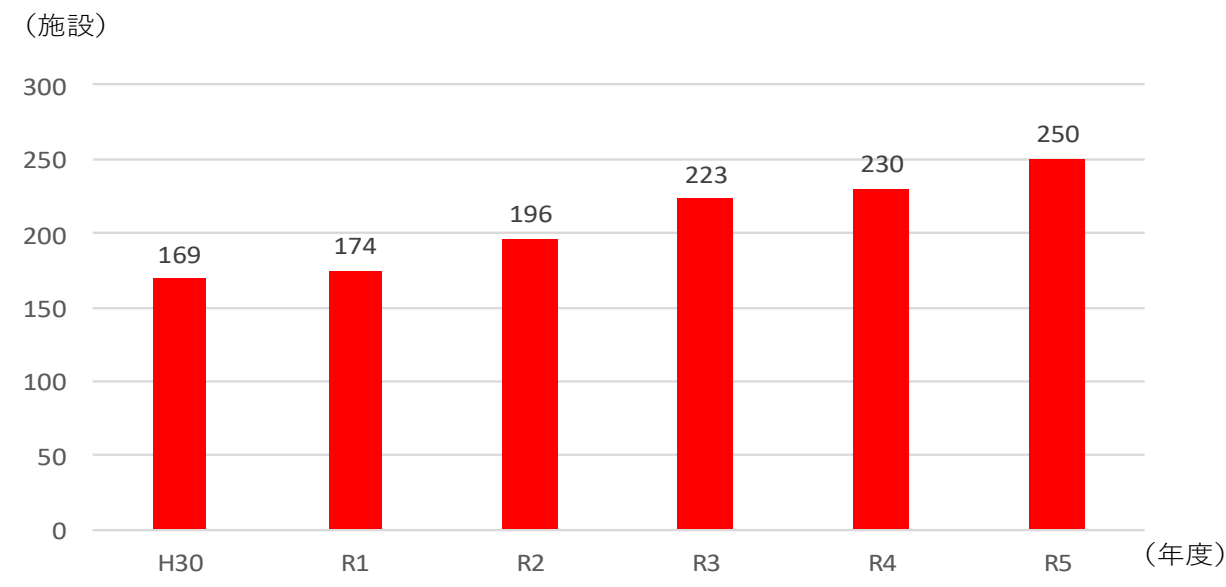
県国保・地域共生課調べ

※耐震化率＝(昭和57年以降に建築された棟数＋耐震診断の結果改修不要棟数＋改修済棟数)／全棟数
(2階建て以上又は延べ面積200㎡を超える建物を対象)

② 福祉避難所の指定状況

本県における福祉避難所の指定状況は、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり等により、令和5年度には250施設となり、平成30年度の169施設から、約1.5倍に増加しています。

【県内の福祉避難所指定施設数】



県保健福祉政策課調べ

③ 避難行動要支援者名簿の作成状況

災害時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の避難支援、安否確認などの必要な措置を行うための基礎資料とするための「避難行動要支援者名簿」については、本県において、全市町村で作成済みです。

④ 個別避難計画の作成状況

避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとの、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）については、本県において、全市町村が作成に着手しています。

2 地域共生社会実現のための基本的な方向

(1) 地域福祉推進の目標

地域共生社会とは、制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものであり、これを目指すことで、よりよい未来へとつながっていくものと期待されます。

このことから、第4期計画においては、基本目標を次のとおり設定し、各種施策を推進します。

**「人」がつながり、「地域」とつながり、
「未来」へつながる地域共生社会の実現**



(2) 重点課題

「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現を目指し、地域における「自助」「共助」「公助」の重層的なサービスによるネットワークの確立を図るとともに、特に重点的に取り組むべき項目として「5つの重点課題」を定め、課題解決に向けた施策を推進します。

① 包括的・重層的な支援体制づくり

制度の充実や住民のニーズにそった利用を促進するとともに、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決し、「誰一人取り残さない社会づくり」の実現に向け、制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスを一体的に提供できるよう、包括的・重層的な相談支援体制の整備・充実を図る必要があります。

また、まちづくりにバリアフリーやユニバーサルデザイン等の福祉の視点を取り入れることで、誰もが暮らしやすい社会づくりにつながることを期待されます。

② 地域住民等の参画・協働による地域づくり

東日本大震災を契機に、地域の支え合い、「つながり」の大切さが見直され、地域に住む誰もが社会的に孤立することなく、互いに見守り、支え合う福祉コミュニティの形成が求められています。

また、子どもや高齢者、障がい者など、様々な方が地域で「つながり、見守り、支え合う」ことができる居場所づくりを推進することは、地域社会における「共生」の実現に向け重要になってきます。

③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

福祉サービスの利用者や複雑・多様化する地域生活課題を抱える住民が、住み慣れた身近な地域で安心して暮らすことができるよう、地域におけるトータルケアシステムや重層的なセーフティーネットの構築を通じて、本人の希望に寄り添った福祉サービスを提供する必要があります。

また、認知症や精神障がい者の方等を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制を構築するとともに、利用者がサービスを選択するに当たり、適切な判断ができるような仕組みづくりや、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

④ 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進していく上では、地域住民の一人ひとりがその担い手であるという意識を持ち、福祉に対する正しい理解を持つことが重要です。

また、業務の魅力発信や、関係機関との連携によるマッチング推進により、福祉サービスを提供する専門的な知識、技能を有する人材の養成、確保に努めるとともに、働きやすい職場環境づくりを推進することが求められます。

複雑化・多様化する地域ニーズに対応するため、福祉サービスの担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人、当事者団体、民間事業者等、多様な組織が地域福祉活動に参加し、「地域全体で地域を支える」仕組みづくりが重要になります。

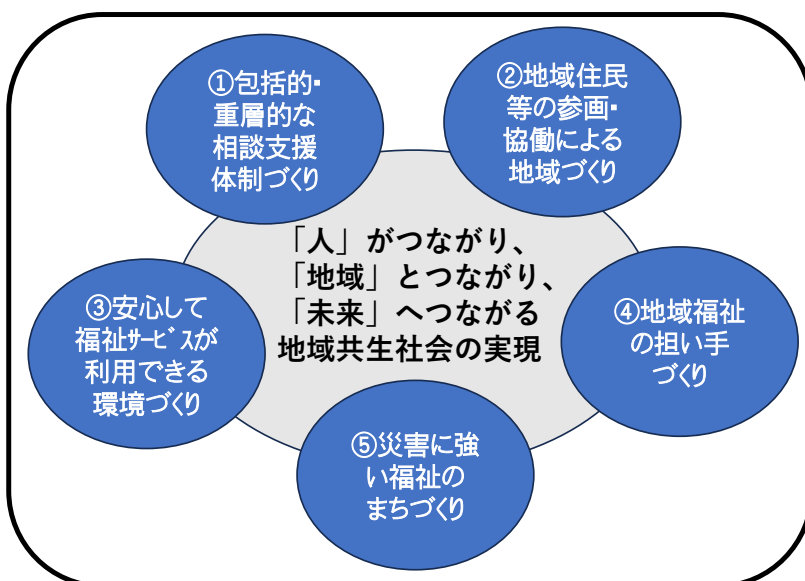
⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」といった大規模災害により、多くの尊い命が失われました。近年は、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨などの異常気象が頻発し、甚大な被害をもたらしています。

本県では、「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」発生の懸念が高まっています。

特に「南海トラフ巨大地震」では、地震発生の可能性が相対的に高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」（以下、「臨時情報」という。）の発表が想定されることから、この情報を活用するとともに、大規模地震発生に備えた実行力のある「防災・減災対策」が求められます。

大震災等の教訓を踏まえ、災害時における避難行動等に支援を必要とする高齢者や障がい者の方々への支援や要配慮者が安心して避難できる福祉避難所の整備、広域的な支援体制の構築等を通じて、地域で災害を迎え撃つ「災害に強い福祉のまちづくり」を推進することが重要です。



Ⅲ 地域福祉推進の支援施策

「人」がつながり、「地域」とつながり、 「未来」へつながる地域共生社会の実現

重点課題① 包括的・重層的な支援体制づくり

(1) 複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築

- ① 地域におけるトータルケアシステムの構築
- ② 包括的に対応できる体制の整備

(2) 誰一人取り残さない社会づくり

- ① 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)に向けた取組
- ② 重層的セーフティネット機能の構築
- ③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

重点課題② 地域住民等との連携・協働による共に支え合う地域づくり

(1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境の整備

- ① 住民参加活動の促進
- ② 民生委員・児童委員活動の充実
- ③ 主任児童委員活動の充実
- ④ 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援
- ⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進
- ⑥ 福祉関係団体との連携

(2) 地域におけるきずなの確保

- ① 地域福祉活動の推進
- ② 地域における見守りの推進

重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

- (1) 支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築
 - ① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実
 - ② 苦情解決体制の整備
 - ③ 支援を必要としている方に寄り添った支援の実施
- (2) 福祉サービスの質の向上への取組
 - ① 福祉サービス評価の推進
 - ② 法人等の情報開示の促進
 - ③ 指導監査等の充実

重点課題④ 地域福祉の担い手づくり

- (1) 福祉意識の普及啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上
 - ① 福祉人材の養成・定着・確保
 - ② 福祉人材センターの活用
 - ③ 福祉人材の資質向上
 - ④ 福祉現場の就業環境の向上
- (4) ボランティア・NPO育成と活動支援
 - ① 活動支援拠点の機能充実
 - ② ボランティアの育成
 - ③ 手話通訳者等の養成・確保
- (5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり
 - ① 地域福祉活動を推進する人材の育成
 - ② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

- (1) 社会福祉施設等の対策
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 支援を必要とする方に係る情報の整備
- (4) 避難行動要支援者に対する個別避難計画
- (5) 福祉避難所の設置・運営
- (6) 災害ボランティアセンターの体制整備
- (7) 被災者見守り・相談支援の実施に向けた包括的体制構築
- (8) 「災害時コーディネーター」による応援体制の拡充
- (9) 広域的な支援体制の整備

重点課題① 包括的・重層的な相談・支援体制づくり

【現状と課題】

1 複合的な課題等に対する支援について

公的福祉サービスについては、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等福祉の分野ごとに制度の充実が図られています。

一方で、生きづらさや心理的困難、孤独・孤立の問題等、制度の対象とならないものや介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）など、地域住民が抱える複雑で多様な課題は一つの制度での解決が難しく、制度の充実だけでは十分ではありません。

地域福祉の推進に当たっては、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、生活に密接に関連した分野との連携を図ることにより、はじめて地域住民の課題を包括的に解決することが可能となります。各分野の施策を推進するうえでも、より高い効果が期待できる場面も多いと思われることから、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取組を進めていく必要があります。

市町村においては、制度や分野ごとのサービスをどのようにつなぎ、支え合う仕組みをつくるか、公的制度と住民同士の支え合いやボランティア等をどのように組み合わせしていくか、また、専門職による多職種連携をどのように活かしていくか等、情報や課題の共有を図り、地域の実情に応じて、縦割りではなく、制度や分野を横断して丸ごと受け止める総合的・重層的な支援体制の整備が求められています。

2 福祉サービスの充実について

地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、生活を送る上で発生する様々な課題を解決するため、高齢者や障がい者、子育て世帯等が、それぞれの状況に応じて、多様な福祉サービスを適切に活用できる環境づくりが求められています。

また、複雑多様化する福祉ニーズに対応するためには、医療、介護、生活支援等の個別サービスの充実に加え、利用者の状況に応じて、必要なサービスが一体的、重層的に提供されるよう、各サービスの提供機関が連携し、地域における福祉サービスの充実を、より一層図っていくことが重要になってきます。

加えて、高齢者や障がい児者など多様な利用者に対して、福祉サービスを総合的に提供したり多機能型のサービスを提供することや、同一事業所で一体的にサービスを受けやすくする「共生型サービス」等の分野横断的な福祉サービスの整備を進めていく必要があります。

【主要施策】

（１）複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築

① 地域におけるトータルケアシステムの構築

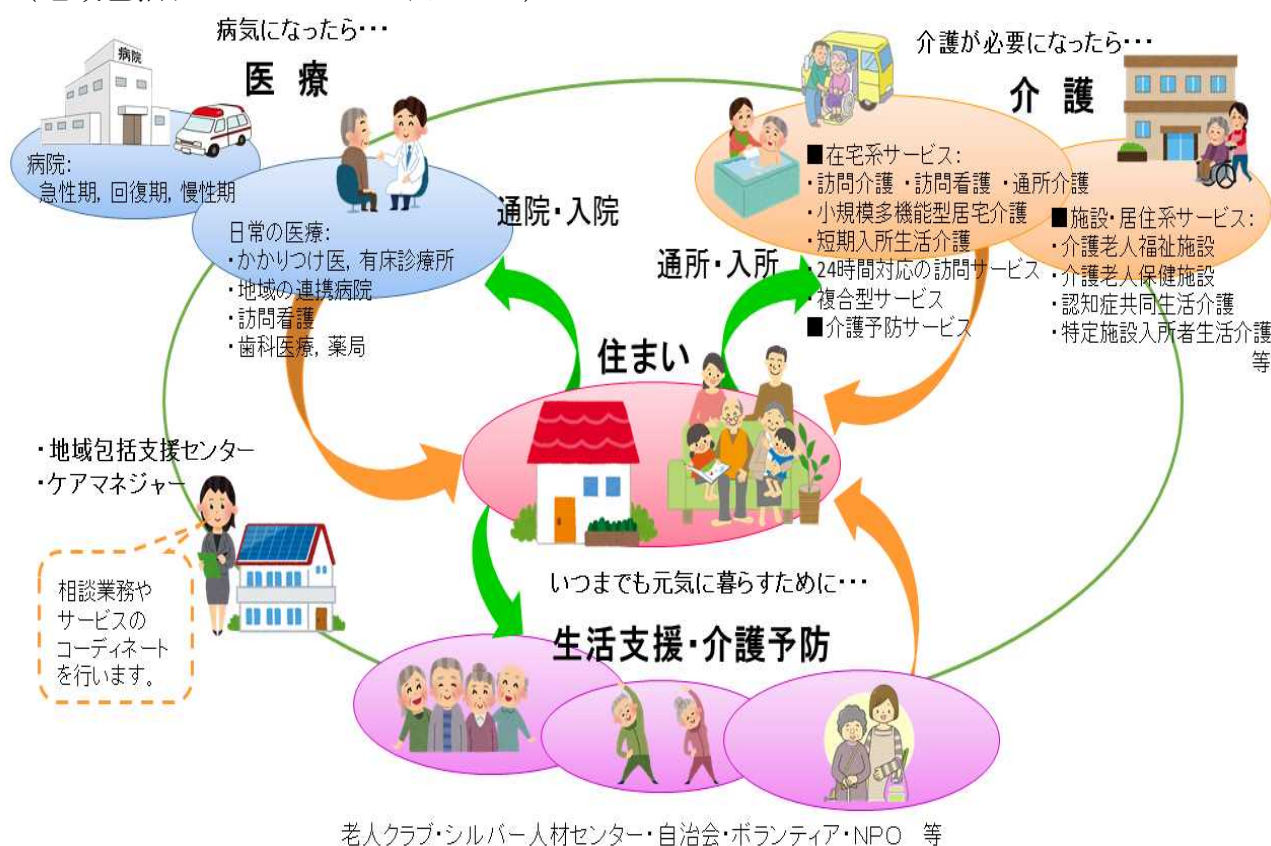
<高齢者への支援>

- 人口減少や単身高齢者世帯の増加などにより、高齢者の地域での孤立が大きな課題となっています。

地域社会の様々な分野で、多様な社会活動に参画する機会を確保するなど、高齢者が、これまで培った知識、経験、能力を活かし、生涯にわたり健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、取組を推進します。

- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を支援します。

（地域包括ケアシステムのイメージ）



出典：厚生労働省

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
介護予防リーダーの養成・スキルアップ		継続的な養成・技能向上と活動促進 フォローアップ／活動機会の拡大			
高齢者の見守り		関係団体と連携した見守り活動の充実・強化			

＜障がい者等への支援＞

- 障がい者が自立し、社会参加をしやすくするためには、必要な情報の取得やコミュニケーション手段が確保されなければなりません。
このため、障がい特性に配慮した情報提供や点訳・音訳・手話等によるコミュニケーション手段の提供体制の充実に努めます。
- 障がい者が県内外において移動する際に必要なガイドヘルパーなどのサービスを受けることができるよう、情報提供を行うとともに、障がい者の移動手段の確保に努めます。
- 市町村の身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等に対し研修等の支援に努めます。
- 家庭事情や住宅事情等の理由で日常生活の援助を必要とする障がい者を支援するため、また、地域での生活を希望する施設入所者や精神科病院入院者の地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備が促進されるよう配慮します。
- 障がい者の自立と社会参加を促進するためには、就労対策が重要となります。障がいのある人の職業的自立を促進するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、就業支援と生活支援を総合的に実施することにより、就業の一層の推進と雇用の安定に努めます。
- 障がい者が高齢者のお宅を訪問し、就労支援施設で作ったお弁当やパン、地域で調達した日用品等のお届けをはじめ、見守り活動を行う「障がい者がつながり地域の暮らし“ほっとかない”事業」等の取組を通じて、障がいのある方に「支える側」として社会貢献をする喜びを得ていただくとともに、就労製品の販路拡大による工賃アップを目指します。
- 障がい者が、その人らしく社会生活を送ることができる地域社会の実現に向け、関係機関が協力・連携し、周囲の正しい理解と支援に積極的に取り組めます。

- 発達障がい児者の「乳幼児期」「就学期」「成人期」それぞれのライフステージに応じた支援施策の充実を図るとともに、進学時や就職時等に支援の切れ目が生じないように、関係機関の連携を強化します。

「乳幼児期」には、早期発見・早期支援に向け、健康診査の充実、支援者の専門性や対応力の向上を図るとともに、ピアサポートやペアレントトレーニングをはじめとする保護者支援の充実に取り組みます。

「就学期」には、特別支援学校の児童生徒が活躍できる地域貢献活動の実施や、企業や福祉施設等と連携したキャリア教育の推進等、地域と一体化した教育活動を促進することで、地域の支援力の向上に取り組みます。

「成人期」には、就労や社会参加に向け、高等教育機関や労働関係機関との連携強化、自己理解の促進や就労準備支援の充実に取り組み、職場定着支援の強化や、企業に対する理解の促進にも積極的に取り組みます。

成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
施設利用者の平均工賃全国順位	全国1位	全国1位

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
障がい福祉サービス提供に携わる人材養成	研修の充実による人材養成 →		中間評価 (中間見直し) →	研修の充実による人材養成 →	
地域生活支援拠点等の整備	市町村の整備に向けた取組を推進 →				

事例紹介

障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業 (徳島県・各社会福祉法人)

活動開始の時期

平成25年度～

活動開始の経緯

・地域の課題

徳島県では高齢化が全国と比較して早く進行しており、過疎化に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増加し、買い物に不便を感じられている方が増加している。

・障がい者施策における課題

工賃向上など自立と社会参加を促進するとともに、障がい者が活躍でき、働く喜びの感じられる場の創出を図っていく必要がある。

これらの課題を解決するため、障がい福祉施策の一つ、福祉的就労（就労支援）を地域貢献につなげる「仕組み」づくりに取り組む。

活動の目的・趣旨

買い物に不便を感じられている高齢者へ授産製品（お弁当など）と日用品をお届けするとともに、見守りを行い、生活の利便性の向上と不安の解消を図る。

活動の内容

平成25年度から三好市箸蔵地区において事業を開始し、施設の職員と利用者（障がい者）が移動販売車両で各高齢者宅等を訪問し、注文を受けた商品をお届けする「買い物支援」を行うとともに、見守りを行う。

また、障がい者が高齢者の地域での暮らしを支える立場となることにより、障がい者と高齢者の交流が図られ、社会参加が促進されている。

今後の課題

地域の実情やニーズを確認しながら、県内各地への展開を図る。



(セルフ箸蔵)



＜高齢者・障がい者等への共生型サービス＞

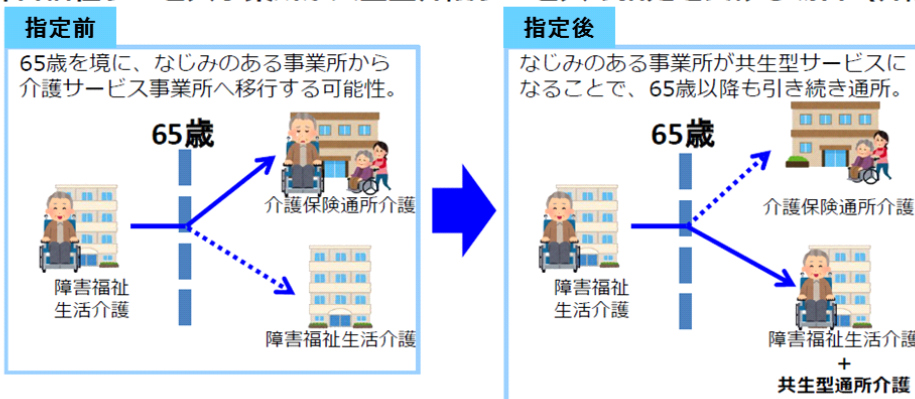
- 共生型サービスは、平成30年に「介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる」、または「障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる」ことを目的とした指定手続きの特例として設けられています。
- 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応するとともに、人口減少社会でも、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保が行えるよう、制度概要や申請手続き方法等の情報を周知していきます。

(共生型サービスの概要)

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



資料（抜粋）：厚生労働省

＜こどもまんなか政策＞

- 様々な子育て支援策に関しては、保護者の就労状況に関わらず、分け隔てなく、ライフステージに沿って支援を行い、「すべての子育て世帯を切れ目なく支援する」ことが必要です。また、行政はもとより、企業、地域社会、家庭などすべての人が、こどもや子育て中の方々への関心や理解を深められるよう支援することが求められています。

このため、幼児教育・保育の質の向上や子育て家庭のニーズに応じた多様な保育など市町村が実施する各種の子育て支援サービスの充実を支援するとともに、家庭の経済的・心理的負担感の軽減や、「徳島県子育て総合支援センターみらい」を中心として、市町村、関係団体と連携し、すべての人が子育てを応援する取組を支援します。

- 次代を担うこどもたちの明るい未来のために、全ての家庭で安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、市町村との緊密な連携の下、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、質の高い教育・保育の提供等、地域における子育て支援の充実を図ります。

- 市町村と連携し、こどもの医療費や保育料などにかかる、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

- こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）に基づき、貧困の状況にあるこどもの学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援や経済的支援等に取り組みます。

- ひとり親家庭や寡婦の生活の安定と向上を図り、そのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭等への支援体制を充実し、その自立に向けた支援に取り組みます。

成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
待機児童数	保育所等：0人 放課後児童クラブ：80人	保育所等：ゼロの継続 放課後児童クラブ：0人

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
子ども医療費助成			助成継続		
保育料支援及び放課後児童クラブ利用料支援			支援継続		

＜妊産婦への支援＞

- 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、女性の社会進出等により妊産婦を取り巻く環境は変化し、妊娠・出産・子育てに係る不安や負担が増えてきています。このため、こどもが健やかに生まれ育つための環境を整備することが重要な課題となっています。
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い、子育て世帯の安心感を醸成するために、各地域の特性に応じた支援体制の整備を図ります。
- 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ります。
- 支援を必要とする妊産婦を早期に発見し、安心して産み育てられる環境整備のため、市町村が実施する妊婦・乳幼児健診、保健指導、妊産婦・新生児訪問指導など、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談でき、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援が各地域において格差なく適切に行われるよう、市町村母子保健事業の促進を図ります。
- 若年層における予期しない妊娠や性感染症の増加、結婚・妊娠・出産年齢の上昇に伴う不妊や不育症に悩む方の増加など、近年、幅広い年齢層に対する支援が求められています。希望する妊娠・出産を実現するためには、男女問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す「プレコンセプションケア」の推進が重要であるため、保健所等で実施する相談窓口やライフプラン教育による知識の普及啓発を促進します。
- 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等治療費、不妊検査費や治療費、こどもの医療費等に対し助成を行い、安心・安全な妊娠・出産・子育ての推進を図ります。

成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
合計特殊出生率	1.42	上昇

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
不妊・不育に関する支援の充実	経済的支援・相談体制の充実・普及啓発による理解の促進				
産前・産後ケアの充実	ニーズ調査	支援の充実・強化			

＜医療的ケアを必要とする子どもへの支援＞

- 未熟児や結核児童、身体に障がいのある児童が適切な医療を受け、充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、医療費等の助成を行います。また、そうしたこどもの疾病を早期発見・早期治療できるよう、市町村等と連携し支援の充実を図ります。
- 医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で安心した生活を確保できるよう、ワンストップで相談支援や情報提供等を行うなど、徳島県医療的ケア児等支援センターを核とした支援体制の構築を推進します。

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
医療的ケア児等の支援体制の充実	市町村のコーディネーター配置を推進			コーディネーターによる支援の強化	
	支援人材の育成／関係機関との連携強化				

＜難病患者への支援＞

- 難病患者の多様なニーズに応じた支援のために、難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院での専門医療相談、患者支援団体による当事者相談、保健所での地域密着型相談、県庁での総合調整型相談からなる4つの相談機能の連携強化により、医療費助成や生活等の支援に関する情報提供を行って参ります。
- 徳島労働局と連携し、難病患者の各疾病の特性に応じた就労支援を行い、社会参加へとつながる支援を図って参ります。
- 平成30年度より、徳島大学病院を難病診療連携拠点病院、国立病院機構徳島病院を難病診療分野別拠点病院として指定し、従来からある難病医療協力病院（現在12医療機関）と連携するとともに、できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、難病医療体制の整備や入院治療が必要となった難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるように地域の医療機関の連携による難病医療体制の充実・強化を図って参ります。

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
難病患者の支援体制の推進	行政・医療機関・患者支援団体が連携した相談支援の推進				

＜がん患者への支援＞

- 「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会」の実現を目指し、がん検診やがん医療に携わる者の知識・技術向上や医療機関の体制整備・強化を図るとともに、がんに関する情報発信やがん患者や家族からの相談支援、緩和ケアの推進を図ります。
- 小児・AYA世代のがん患者等に対し、将来子どもを授かることができる可能性を温存するための妊孕性温存療法等に要する費用の一部を助成し、希望をもってがん治療等に取り組めるよう支援します。

成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
がんの年齢調整死亡率（75歳未満・人口10万対）	67.8	減少

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
がん治療・患者支援の推進	患者支援の充実／医療機関や支援団体等と連携した、包括的ながん対策の実施				

<外国人への支援>

- 在県外国人支援や国際交流等の多様なニーズに対応する「ワンストップ情報受発信拠点」である「とくしま国際戦略センター」において、多言語相談員や4者間電話通訳システムによる多言語相談窓口の設置、生活情報や災害情報などの多言語発信、日本語教室開催による日本語教育支援等、外国人の受入環境の整備に取り組みます。
- 災害時の通訳や日常生活の支援を行う専門ボランティアを登録・養成するとともに、外国人の地域活動や大規模災害を見据えた災害訓練への参加促進に向けた取組を進めます。また市町村や関係団体と連携し、外国人支援に携わる人材・団体の育成やネットワークの強化を図り、外国人が暮らしやすい多文化共生社会に向けた地域づくりを推進します。

成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
県内在留外国人の日本語教室への参加人数	388人	510人

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
戦略的な国際交流の推進	キーパーソンを通じた ターゲット国との関係強化		ターゲット国との交流推進		戦略の見直し
外国人が地域社会と共生できる環境 の充実	ニーズ把握・連携体制強化／相談・支援体制の充実				
国際交流・外国人支援を通じた 県民の異文化理解・国際化促進	ニーズ把握 交流計画の検討		県民と国際人材の交流推進		交流計画の見直し

<精神障がい者への支援>

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図るため、保健・医療・福祉による協議の場の設置、市町村等の関係職員に対する研修の実施など、関係機関の連携体制の強化に努めます。

- 地域移行を推進するため、関係機関と連携し、入院者の早期退院に向けて、現在養成しているピアサポーターを活用した包括的な相談支援体制を強化するとともに、地域住民に向けて、パンフレット配布や出前講座等の啓発活動を実施し、精神障がいに対する理解促進を図ります。

② 包括的に対応できる体制の整備

- 分野別の制度や携わる「ひと」と「資源」をつなぎ、分野を超えた横断的な支援体制の構築を図ります。
- 市町村において実施する、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業「重層的支援体制整備事業」を推進します。
- 市町村における「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた移行準備が円滑に行えるよう、包括的な支援体制の整備に向けた後方支援を実施します。



出典：厚生労働省

- 高齢者の分野では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を支援するとともに、障がい者、生活困窮者等、他の福祉分野においても一体的な取組を支援します。
- 地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、自立相談支援機関等において、専門的な立場からの相談に加え、複合化・複雑化する課題に対応できる専門員等の研修を実施し、スキルアップを図ります。

- 住民の個別支援や地域活動支援等行う「コミュニティソーシャルワーカー」の養成を支援し、地域福祉を推進します。

成 果 指 標	2022年度実績 (2020年度～ 2022年度平均)	2028年度目標
相談支援従事者養成者数	196人	延べ1,000人

(2) 誰一人取り残さない社会づくり

① 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）に向けた取組

- 「孤独・孤立」や「生活困窮」、「ひきこもり」などコロナ禍後に顕在化している社会のリスクに官・民挙げて対応するとともに、「持続可能性の高い地域づくり」へとつなげるため、各種プラットフォームを通じた民間団体との協働を積極的に進めます。
- 地域の実情に応じた課題を迅速に解決するため、エリア単位での連携強化策として、東部・南部・西部の県内三圏域ごとに、市町村はじめ、福祉事務所や関係団体等で構成する「圏域サポートプラットフォーム」を構築し、きめ細やかな支援を実施します。
- 令和5年度改定の「徳島県自殺対策基本計画（第3期）」に基づき、「すべての人のいのちを守る“生き心地のよい徳島”の実現」を目指して、自殺対策を推進します。
- 自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関・団体により構成される「徳島県自殺対策連絡協議会」（平成18年設置）や庁内横断的組織である「徳島県自殺対策推進本部」（平成21年設置）を中心に、市町村、関係機関、民間団体、学校その他の関係者が、相互に有機的な連携を図り、県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進します。
- 全ての県民が心の健康の大切さの理解を深め、正しい知識を持つことにより、「社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守る」という姿勢で各種の普及啓発活動を積極的に実施するとともに、家族や同僚、友人など身近な人に対し傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター養成」、「心のサポーター養成指導者の育成」や「地域における心の健康づくり」を推進します。
- 「SOSの出し方」や命の大切さに係る教育、ひきこもり対策といった若年層の自殺防止に係る取組の充実を図ります。
- 関連する分野の相談体制の整備や関係者の人材養成、連携体制の充実を図るとともに、うつ病の方をはじめとする自殺の危険性の高い人への対策を強化します。

- 刑または保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている方のうち、高齢又は障がいのため、釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後に行き場所がないなど、必要な福祉サービスを受けることが困難な方に対し、地域生活定着支援センターが、矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携して、釈放後から福祉サービスを受けられるよう支援等を行います。

成 果 指 標	2022年度実績 (※2020年～ 2022年平均)	2028年度目標
自殺死亡率	14.2	13.0以下 「自殺者ゼロ」を目指す

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
官民連携プラットフォームの充実	参画団体の拡大、連携強化		支援メニューの更なる充実		
支援活動団体とサポート事業者のマッチングの推進	サポート事業者の参画促進		支援活動の一層の推進		
「心のサポーター」の養成		場面に応じた活躍推進			
ひきこもり対策の推進		関係機関と連携した相談支援体制の充実・強化			
		課題 先進事例等の共有		関係機関による展開	

事例紹介

ボランティア相談員が支える「いのちの希望」の活動 (社会福祉法人 徳島県自殺予防協会)

活動開始の時期

昭和54年度から、44年間継続

活動開始の経緯

- ・活動開始時期の自殺の状況

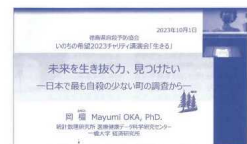
徳島県では、かつて自殺死亡率が全国ワースト上位であり、自殺者数も年間200人を大きく超えていた。

そのような状況を見た近藤治郎・文子牧師夫妻によって、キリスト教奉仕活動の一環として相談活動を開始し、その後市民運動として発展した。



(自殺予防協会)

いのちの希望
2023年12月10日発行 通巻149号



活動の目的・趣旨

自殺の危険性を抱えている人々に対して、電話相談を通じ、「傾聴」を中心とした支援を行い、相談を通じて「緩やかなつながり」をつくり、こころの居場所づくりや不安の解消を図る。

活動の内容

- ・ボランティア相談員による電話相談活動

本部（徳島市）と4支部（鳴門市、阿南市、阿波市、三好市）を拠点として、午前10時から午後11時30分まで活動。年間約10,000件の相談を受け付けている。

- ・チャリティ講演会“生きる”やミニ講演会の開催

自殺予防研究や第一線で活躍する実践者などの講師を招き、9月末に毎年講演会を開催。また、ボランティア相談員の担い手を増やすため、県内4支部を中心にミニ講演会を開き、相談活動の魅力を伝えている。

- ・「いのちの希望」冊子の発行

年間4回、会員や支援者、関係機関向けに、自殺予防につながる情報やいのちの希望の活動報告、寄付者の紹介などを提供。

- ・ボランティア相談員の養成

毎年40回の相談員養成講座を開催。現任者のスキルアップを図るための研修会も継続して開催している。また、支援者支援を行うため、心理師によるフォローアップも実施。

- ・いのちのネットワーク研修会の実施

自殺予防コーディネーターが、徳島県内の自殺予防関係者のネットワーク強化やスキルアップを目的に、毎月、医療や労働、福祉などの分野から講師を招き、研修会を開催。

今後の課題

自殺者数は、令和4年に89人となるなど、半減したが、未だ100人近い方々が自ら命を絶っている。自殺者ゼロを目指し、担い手を増やしながら活動をさらに強化していく。

事例紹介

発達障がい者や家族等への余暇支援、情報提供活動 (特定非営利活動法人オーティの会)

活動開始の時期

平成13年度～



(オーティの会)

活動開始の経緯

当時は知的障害を伴わない発達障がい児に対する療育先等が少なく、孤独を感じる家族の居場所として発足、子どもの発達状況に応じた余暇活動や家族の情報交換等する活動を始めたが、子どもたちも大きくなり2016年からは、学校卒後の交流の場を作りたいとの家族の思いと発達障がい者当事者会活動の中止による居場所の消滅への当事者不安による相談から、子ども活動と並行してオーティの会に新たな大人の集まりの場活動をスタートさせた。



活動の目的・趣旨

発達障がい児者等特別なニーズを持つ者、家族、関係者及び地域社会に対して、適切な療育、正しい知識の啓蒙、幸せな社会生活の場の提供に関する事業を行い、もって高機能広汎性発達障害児・者等のよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与する。

活動の内容

- ・カンガルークラブ(定例) 概ね18歳未満の子どもたちの余暇活動
- ・クローバー(定例) 概ね18歳以上の社会の中で生き辛さ等を感じている方の余暇活動
- ・茶話会(定例) 会員家族対象
- ・ホッとTime(定例) 一般の方対象の障害に関する少人数お話し会
- ・家族・支援者等に対する障害理解促進に関するセミナー・ワークショップ

今後の課題

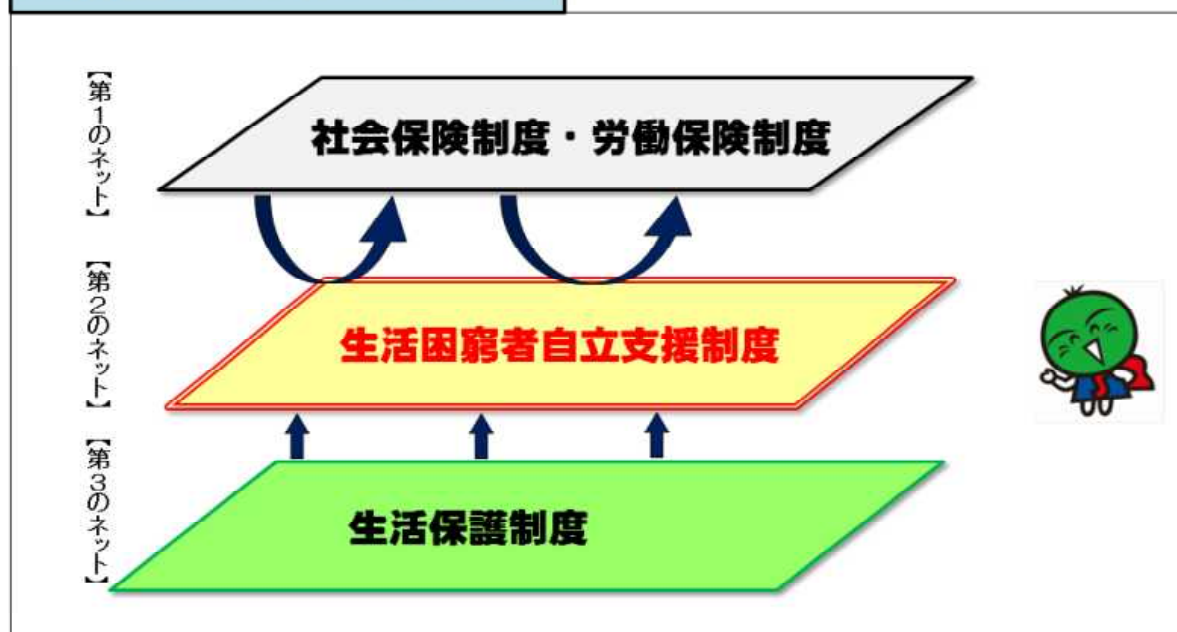
障害がある事で適切な情報や支援に繋がり難いこともあり、孤立や孤独を感じやすく悩みを抱え込みがちのため、きめ細かい対応が急務と感じる機会が増えている。徳島市外からの参加者も多く、他の市区町村にも集まり場所の提供が出来る機会を設けたいとともに活動回数を増やしたい。

参加費だけでは、保険料や茶菓子代等を賄う事が精いっぱい無給の活動であるため、活動頻度が月1回に留まっており、活動を広げていくための資金確保が課題で今一步活動を広げる事に踏み出せない。

② 重層的セーフティネット機能の構築

- 必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方の下、生活保護の適正実施に努めるとともに、ハローワークと福祉事務所が一体となって、稼働年齢層（15歳～64歳）の生活保護受給者の就労促進を図る生活保護受給者等自立促進事業を推進します。
- 生活保護受給者や、生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ「第2のセーフティネット」として、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため制定された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯が必要に応じて活用でき、多重債務の未然防止や生活保護に至らないためのセーフティネット機能の役割を果たすため、生活福祉資金貸付制度の適切な運用を図ります。また、生活困窮者自立支援制度の利用が必要である場合など、相談者の状況等に応じて、両制度間で連携を図り情報共有をすることで、利用者の負担軽減とともに、効果的な運用を図ります。
- 生活困窮者が生活保護受給に至る前の段階で、早期自立に向けた支援を行う「第2のセーフティネット」として、自立相談支援事業をはじめ、家計改善支援事業、就労準備・中間的就労支援事業の各種事業を推進するとともに、住居確保給付金の支給等、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- 貧困による希望の格差を解消し「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護家庭をはじめとした生活困窮家庭へのサポートとして、「家庭訪問による相談事業」やこどもに対する「学習の支援」「高校進学後の中退防止相談」を実施し、家庭の生活改善及びこどもの高校進学・健全育成に取り組みます。
- 生活困窮相談者の自立支援に向けて、「住まいの総合相談窓口」を設置し、その窓口「住まいの相談支援員」を配置するとともに、県内の「居住支援法人と連携した支援」や、住居が無い方への「一時的な生活支援」を行います。
また、生活安定に向けて、家賃の改善につなげるため、「転居」を含めた支援プランを策定するとともに、「転居費用の給付」を行います。
- 住宅確保要配慮者の増加・多様化が進む中、居住の安定を確保するため、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の的確な供給に加え、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）に基づく住宅（セーフティネット住宅）等の供給促進を一体的に進めます。また、空き家等の民間の住宅ストックも有効に活用しながら、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を推進します。

重層的セーフティネット イメージ図



成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
重層的セーフティネットによる就労支援を通じた就労・増収達成者数	205人	延べ1,200人

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
総合的な支援の展開による自立助長の推進		関係機関と連携した就労支援、住まい支援の充実・強化			
		データ分析による健康管理支援の推進			
地域に根ざした居場所づくりの推進	地域ニーズの把握	ニーズに応じた居場所づくりの推進			

事例紹介

「生活支援ネットワーク」の構築 (徳島県)

活動開始の時期

令和5年度～



活動開始の経緯

(徳島県生活支援ネットワーク)

県内には、苦しい状況にある県民の皆様に対して、食料支援等、様々な形で支援する「社会福祉法人」や「特定非営利活動法人」など多くの「支援団体」が活動しており、県では、こうした民間「支援団体」の皆様が、生活にお困りの方に、継続して活動できる「持続可能性の高い」環境づくりを進めるため、「物資の提供」や「運送」にご協力いただける「サポート事業者」を募り、「支援団体」と結びつけることにより、新たに「生活支援ネットワーク」を構築することとした。

活動の目的・趣旨

長引く物価高騰の影響により、経済的に苦しい状況にある生活困窮者の暮らしは、これまで以上に厳しさを増しているところ、こうした生活困窮者を支援する団体においても、物価高騰の影響を受け、物資の調達費用の負担が増しているなど、支援活動が困難になっており、こういった団体の活動を下支えするとともに、将来にわたって持続的に活動できる環境づくりが必要となることから、生活困窮者への「持続可能性の高い支援体制」の構築に向け、支援活動団体をサポートする事業者に参加いただき、民間主体による「支援の輪づくり」につなげていくものである。

活動の内容

- ・新たに、生活困窮者への支援に取り組む「支援団体」の掘り起こし
- ・「物資の提供」や「運送」に協力いただける「サポート事業者」の募集
- ・支援団体とサポート事業者のマッチング

今後の課題

支援団体が将来にわたって持続的に活動するために、十分な支援資源の確保や、支援資源の提供などに協力いただくサポート事業者の一層の開拓が必要となっている。

県内の民間事業者の皆様へ、徳島県からのお知らせです 

支援団体を
応援していただける **「サポート事業者」** を募集します！

県内には、苦しい状況にある県民の皆様に対して、食料支援等、様々な形で支援する「社会福祉法人」や「特定非営利活動法人」など多くの「支援団体」が活動しております。

県では、こうした民間「支援団体」の皆様が、生活にお困りの方に、継続して活動できる「持続可能性の高い」環境づくりを進めるため、「物資の提供」や「運送」にご協力いただける「サポート事業者」を募り、「支援団体」と結びつけることにより、新たに「生活支援ネットワーク」を構築することとした。

ぜひ応援いただけます民間事業者の方は、ご登録をお願いします。

こんな応援をしていただける民間事業者の方々を募集します

支援物資の提供
生活にお困りの方への食料支援や生活支援に必要な食料品等の提供

物資の運搬支援
寄附先から団体事務所や各集約エリアまでの物資の運搬・保管の支援

募集期間
令和5年 **11月30日(木)**～

応募方法
裏面の申込書 または **電子申請システム** ▶▶▶

応募後の流れ
応援内容や希望の応援先などに対して、**支援団体とマッチング**させていただきます。

**問い合わせ
申し込み先**
徳島県 保健福祉部 国保・地域民生課 (保康・自立支援担当)
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 (徳島県庁・2階)
電話 088-621-2166 ファクス 088-621-2913 Eメール kokuhochohikikouseika@pref.tokushima.jp

随時募集!

 [電子申請はこちらから]

③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成19年徳島県条例第14号）に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する、という考え方から、すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動などの取組を推進します。
- 県民、事業者、行政の各主体が連携・協働し、各々の役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの普及に向けた取組を実践します。
また、県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るため、ユニバーサルデザインの先駆的・モデル的取組について表彰するなどの啓発活動を推進し、すべての人が暮らしやすい社会の実現を推進します。
- 障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」のために、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いす使用者等のマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを推進します。
また、同制度を実施している他府県との利用証の相互利用（令和5年11月1日現在42府県）により、利便性の向上を図ります。



- 行政機関の窓口においては、障がい者への理解を促進し、合理的配慮の提供に係る指導や情報提供を積極的に行う際にはアクセシビリティへの配慮に努めるなど、行政機関における「心のバリアフリー」を推進します。
- 安全に安心して生活できる住環境の整備を促進するため、県営住宅を新たに整備する際には、ユニバーサルデザインを原則とするとともに、既存の県営住宅のバリアフリー化改修を推進します。
- 住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、セーフティネット住宅の登録の促進や登録住宅の設置者等に対する指導監査を行います。

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
ユニバーサルデザインの普及	県民及び事業者の意識の高揚・知識の普及／先駆的・モデル的取組の表彰				

重点課題② 地域住民等の参画・協働による地域づくり

【現状と課題】

1 住民等の参画による地域づくりについて

「地域の暮らし」は、家族同士の助け合いや地域住民のつながりにより支えられてきたところですが、少子高齢化や人口減少の急速な進行等を背景に、人と人とのつながりが弱まり、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの生活課題が浮き彫りとなっています。こうした状況は、都市部に限らず、過疎地域においても同様で、地域社会の維持さえ難しい状況になっています。

こうした中、複雑で多様な課題の解決に向けては、ため息を聞き漏らすことなく、地域で生活する人にしか見えないニーズを捉えるため、公的制度の充実に加え、人と人とのつながりを育み、支え合う取組を推進することが重要です。

また、人と人との関係は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるものではなく、ある時は「支え手側」、ある時は「受け手側」として相互に支え合うものであり、年齢や性別、国籍、障がいの有無等を問わず、それぞれが能力を発揮できる「ダイバーシティ」の考えのもと、多様な人材の参画を促進し、地域における「きずな」を確保し、地域住民等による支え合いにより、地域力の向上に向けた取組を推進する必要があります。

様々な課題は、地域を知り、地域の強みをどう活かしていくか、創造的な解決を図る機会となり、就労・活躍の機会を提供する資源ともなります。

地域の課題解決の鍵は地域にあり、そこに集う住民やボランティア、NPO法人、自治会・町内会等、多様な主体が参画し、「どのような地域に住みたいか」共に考え、地域生活課題の把握・解決を試みる仕組みづくりが必要です。

2 住民参加活動について

社会・経済活動の基盤である「地域」には、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会・町内会等、老人クラブ、障がい者団体、ボランティア団体、企業等様々な団体が多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声かけや助け合いが行われています。

一方で、自治会・町内会等では、参加率の低下や担い手の高齢化等による活動の停滞が懸念されており、ボランティア団体の活動支援や地域活動への参画が難しい方との新たな関係の構築、さらには高齢者や障がい者の社会参加の促進等が求められています。

3 地域における居場所づくりについて

地域・家族や日常の様々な場面における人々のつながりの変化を背景に、いくつかの分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた公的な制度では支援が難しい制度の狭間の課題などが表面化しています。そうした中、世代や属性を超えて、「つながり・支え合い」のある地域共生社会を実現するためには、様々な人々が交差する「居場所」づくりの推進が重要になります。

【主要施策】

（１）関係団体と連携した地域づくり活動への参画推進

「地域住民等」とは、地域住民だけではなく、社会福祉法人等の事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町内会等、婦人会、ボランティア等地域に関わる幅広い関係者が含まれ、これまでも、様々な活動が実施されています。

活動が地域に根付いていくことは、地域の現状や将来に関心を持つきっかけとなり、課題解決の糸口となります。

① 住民参加活動の促進

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークが機能するように支援し、その活用を図ります。
- 地域福祉を推進する大きな柱である「地域福祉支援計画」は、市町村が地域で行う取組の方向性や基本的な考え方を示したもので、住民や福祉関係者等の参画により、地域の生活課題を把握し、どのような支援が必要か、関係者の創意と工夫により具体化するなど策定のプロセスを活用することが有効であり、市町村が実施する福祉施策の推進や計画策定等を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の充実

- 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、行政とのつなぎ役として住民に寄り添い、地域住民個々の福祉ニーズに応じた、効果的な助言やサービス利用につなげていくなど重要な役割を担うことが期待されています。福祉事務所などの関係行政機関の業務への協力、社会福祉施設等の関係機関や団体との連携の強化を図ります。
- 相談内容が多様化・深刻化する中、民生委員・児童委員がよりの確な相談・援助が行えるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修の充実を図ります。
- 高齢化等に伴う担い手不足への対応として、民生委員ＯＢによる現任者の活動支援や次代の民生委員を育成するための啓発・広報等による活動力の強化を図るとともに、地域や住民とのつながりづくり及び民生委員業務への認知度向上のため、消費活動や防犯対策等、多様な啓発活動を通じた地域との「関わりしろ」の拡大を図ります。
- 市町村の先進的な取組をモデルとして横展開し、民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保を図ります。

③ 主任児童委員活動の充実

- 主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助及び協力を主な職務としています。
地域担当の民生委員・児童委員を援助しながら深刻化している児童福祉問題に取り組めるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修を充実します。

④ 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

ア 県社会福祉協議会への支援

県社会福祉協議会は、広域的見地から、社会福祉事業の実施、住民等への社会福祉活動に関する啓発や参加の促進をはじめ、福祉人材の養成・確保や権利擁護の推進など、市町村社会福祉協議会や福祉関係者と連携を図りながら、本県の地域福祉を推進していく中核的な担い手としての役割を果たしています。

これまで、高齢者・児童・障がい者福祉等、地域福祉を推進するとともに、日常生活自立支援事業や運営適正化委員会など、福祉サービス利用者の保護に関わる事業等に積極的に取り組んできました。中でも、ボランティア活動は、徳島で生まれた「善意銀行」が礎となり、本県のボランティア活動に大きく寄与しています。

既存の制度だけでは対応できない社会的孤立など、複雑化する福祉課題に向け、生活福祉資金等貸付事業や生活困窮者自立支援事業をはじめとする諸事業をより効果的に実施し、セーフティーネットの一翼を担うとともに、社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化を見極めつつ、社会福祉に関わるさまざまな施策や制度を、当協議会活動にいかに関結びつけ、効果的に実施していくかが一層重要となってきます。

さらには、地域住民等の新たな支え合いの仕組みを構築していくため、福祉関係者や住民ボランティアなどと協働し、より専門性の高い事業を展開していくことが期待されています。

- 市町村社会福祉協議会や社会福祉法人・福祉施設、多様な機関等と協働し、各地域における包括的な相談・支援体制の構築に向けた取組や諸活動が円滑かつ効果的に実施されるよう支援します。
- 福祉・介護人材の確保や資質向上をはじめ、社会福祉関係団体との連携、適切な福祉サービス利用のための情報提供などにより、県社会福祉協議会が本県の地域福祉を強力に推進できるよう、その体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

- 大規模災害の発生が予想される本県において、災害時の生活支援活動が円滑に実践できるよう、平時から、安心・安全なまちづくりの推進体制の構築を支援します。

イ 市町村社会福祉協議会への支援

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、住民にもっとも身近なところで地域福祉を推進する団体として、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために各種福祉サービスを実施するほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

また、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有し、多くの方々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。

制度に基づく福祉サービスとしては、「生活困窮者自立支援事業」や「日常生活自立支援事業」、「生活福祉資金貸付事業」等の利用に関する相談及び利用手続、訪問介護や配食サービスなどがあり、制度に基づかない取組としては、地域のボランティアやNPO等と協力して行う社会活動のほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、さらには、小・中・高・特別支援学校における福祉教育の支援等広範にわたり、地域の福祉活動の拠点として重要な役割を果たしています。

一方、過疎化・少子化が進行する中、地域力の低下を防止するため、住民の身近な圏域である小地域において、きめ細かな福祉活動の推進や地域の活性化を図っていくことが重要となっています。

複雑化する福祉課題への対応に、自らの民間性や先駆性を活かしながら、地域の取組にも積極的に関わる中で真のニーズを把握していくとともに、地域のあらゆる社会資源を調整し的確につなげていくなど、地域福祉推進の中心的な担い手としての活動が一層期待されています。

- 行政計画としての「市町村地域福祉計画」と整合して、地域住民等の活動計画としての「地域福祉活動計画」が策定されるよう、市町村社会福祉協議会を支援します。
- 地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談対応などの個別支援及び生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援など、地域における福祉のきずなを強めるための活動を行う市町村社会福祉協議会職員のスキルアップに向けた取組を行います。
- 市町村及び徳島県社会福祉協議会と連携し、「地域包括ケアシステム」をはじめとした重層的支援体制の構築を支援します。

⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

各法人がその専門性と信頼を生かしながら、創意工夫をこらし、地域の多様な福祉ニーズに対応した公益的な取組が推進できるよう支援します。

⑥ 福祉関係団体との連携

- 地域福祉の向上には、日頃から地域福祉の推進を目的とする徳島県共同募金会や徳島県福祉基金などの団体や、障がい者や高齢者等の社会的な支援を必要とする人やその家族が組織する当事者だからこそ提案できる意見を持った団体や、社会福祉事業を営む団体との連携を図ることは重要となります。

ア 徳島県共同募金会との連携

- 共同募金は、住民相互の助け合いを基調に、民間福祉活動を支える主要な財源として大きな役割を果たしています。赤い羽根共同募金のPRへの協力など、県共同募金会と連携し、募金活動の活性化を促進します。

イ 徳島県福祉基金の助成事業の支援

- 地域福祉の課題解決に寄与する事業に助成する県福祉基金の活動を支援します。

ウ 老人クラブへの支援

- 老人クラブは、約2万9千人の会員を擁する県内最大の高齢者組織であり、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動（グラウンド・ゴルフや民踊、手芸など）を行うほか、清掃活動や、こども達の登下校時における見守りパトロールなど、地域を豊かにする社会活動にも取り組んでいます。地域の担い手が減少する中、高齢者も地域を支える主役として活躍していただくことが重要であり、地域の担い手として欠くことのできない老人クラブを支援します。
- 高齢期の生活を豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に結成され、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組む「単位老人クラブ」や「市町村老人クラブ連合会」に対して、市町村と連携してその活動を支援します。
- 「老人クラブ連合会」が実施する「介護予防リーダー」の養成事業等に対し支援を行うとともに、養成した介護予防リーダーの活躍の場づくりを推進します。

成 果 指 標	2021年度実績	2028年度目標
住民主体の「通いの場」の数	635箇所	800箇所

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
介護予防リーダーの養成・スキルアップ（再掲）		継続的な養成・技能向上と活動促進 フォローアップ／活動機会の拡大			
地域に根ざした居場所づくりの推進（再掲）	地域ニーズの把握		ニーズに応じた居場所づくりの推進		

エ とくしま“あい”ランド推進協議会との連携

- とくしま“あい”ランド推進協議会と連携して、スポーツやボランティア活動等の組織づくりや仲間づくり、地域福祉のリーダー養成など官民挙げた取組を推進します。

また、「アクティブシニア地域活動支援センター」を活用し、「生きがいづくり推進員」による地域貢献活動を支援します。

- 高齢者を対象として、地域の福祉を推進するリーダーを育成する「シルバー大学校」や、更に専門的で高いレベルの学習機会を提供する「シルバー大学校大学院」において、社会貢献活動を推進する人材を養成します。

成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
生きがいづくり推進員等の社会貢献活動年間延べ人数	2,431人	2,700人

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
シルバー大学校・大学院やアクティブシニア地域活動支援センターでの人材育成	アクティブシニアの継続的な養成／学びの進化と活躍の場づくり				

オ 障がい者団体等への支援

- 当事者団体をはじめとする障がい者団体等と連携し、専門的相談や研修会、生活訓練等の取組を実施するなど、障がい者が地域でいきいきと生活できるよう団体や団体の活動を支援します。
- 芸術・文化・余暇活動に参加することも、障がいのある人の生活を豊かにし、社会参加を促進するとともに、障がいのある人への理解と認識を深める上でも大きな役割を果たしています。障がい者芸術・文化の支援拠点である「障がい者芸術・文化活動支援センター」を活用する等、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を提供し、その振興を図っていきます。

カ 社会教育団体等との連携

- 婦人団体連合会や日赤奉仕団など、地域で様々な活動を行う社会教育関係団体やボランティア団体、女性団体等と連携することにより、一人一人に寄り添い多様性が尊重される福祉のまちづくりを促進します。

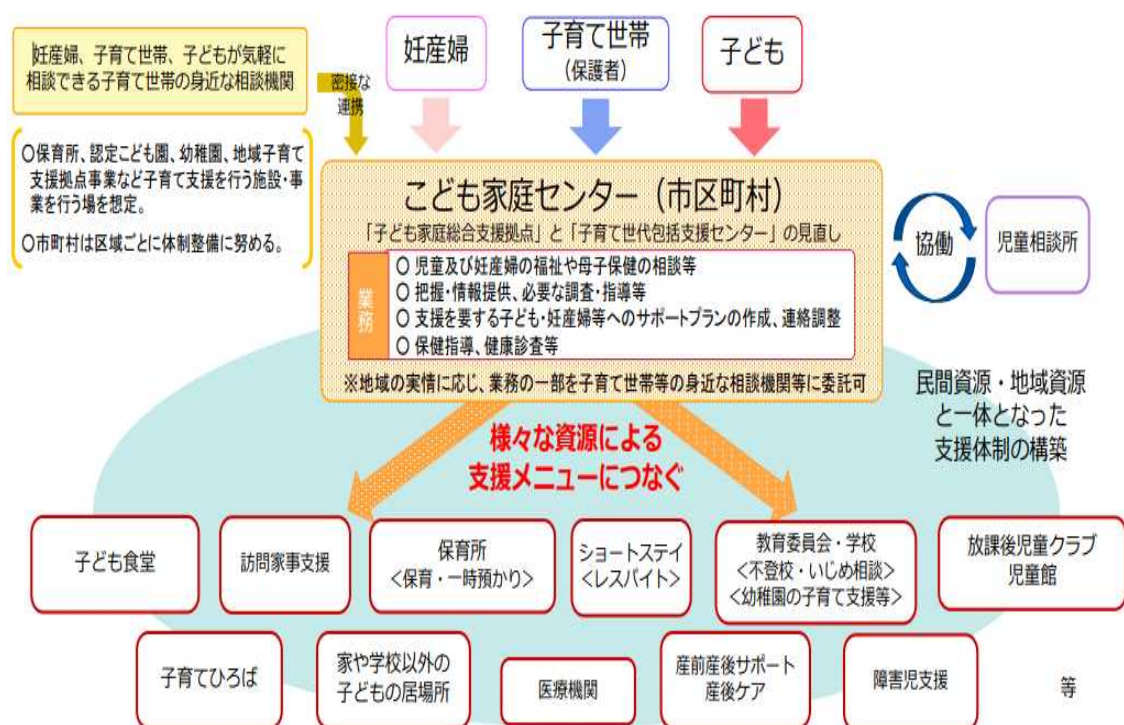
（２）地域と連携した居場所づくりの推進

① 地域福祉活動の推進

- 地域に関わる生活課題の早期把握と解決に向け、班、組といった近隣の単位での見守り等の活動、県内各地において、多様な主体が交流し、生きがいと健康づくりを行うサロン活動、防犯・防災活動や支え合いマップの作成、小学校区・中学校区における子育てサークルや放課後のこどもサポートなど、お互いにしっかりとつながりを持てる環境のもとで、多様な地域福祉活動の展開を推進します。
- 社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、自治会・町内会等、婦人会、ボランティア等の協力のもと、地域住民が活動の主体となり、高齢者や障がい者、子育て中の親などの閉じこもり、ひきこもりの防止等を主な目的として、サロン活動を行っています。
- 認知症の人と家族が地域住民や専門職等と相互に情報を共有し、悩みの相談に応じてもらえる場である「認知症カフェ」の設置を民間団体と連携を図りながら促進します。
- 障がい者の地域移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う「地域生活支援拠点等」が未整備の市町村に対する後方支援、障がい者の活動・交流の拠点である障がい者交流プラザの機能強化を図ります。
- 障がい者が、スポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の維持や体力の増強を図るとともに、自立と社会参加意欲の向上を図る上で、大きな役割を果たしています。県域における障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障がい者スポーツ大会に選手団を派遣するとともに、「障がい者交流プラザ」を活用し、障がい者のスポーツ活動、レクリエーション活動の振興に努めます。
- 多くのこども・若者の居場所になっている児童館、こども会、こども食堂や学習支援の場などの地域にある多様な居場所や公民館や図書館などの社会教育施設が、こども・若者にとってよりよい「居場所」となるよう取り組みます。
- こどもたちの豊かな人間性や創造性を育てるため、学習やスポーツ、文化や芸術に触れる様々な体験活動の充実を図ります。
- 全ての放課後児童の健全な育成に向けて、待機児童の解消や安定的な放課後児童クラブ運営を図るために、施設整備、放課後児童支援員の人材確保・育成等に取り組む市町村を支援します。
また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が、お互いの活動プログラムを共有するなど連携強化を図るとともに、学校や地域が一体となったこどもたちの放課後対策に取り組みます。

- 地域子育て支援拠点で、子育てを地域全体で支えることを目的として、育児相談・子育てサークル支援・保育資源に関する情報提供等の活動を行います。
- 民間団体等が行う「こども食堂」や学習支援をはじめ、不登校等困難を抱えるこどもたちへの支援や、地域の大人との継続的な交流ができる、安全で安心な「こどもの居場所づくり」を推進します。
- 地域とのつながりを活かし、妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が円滑に進むよう、市町村の取り組みを支援します。

(こども家庭センターのイメージ)



出典: こども家庭庁

- 障がい者や高齢者、こどもなど、地域のあらゆる人が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、さらには集まった方々がサービス提供の担い手にもなることで多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応し、支え合う「ユニバーサルカフェ（多世代交流・多機能型）」の普及、利用促進を図ります。
- 多様な地域福祉活動が、それぞれの地域の実情に合わせて県内全域に展開され、地域コミュニティが活性化していくよう支援します。

成 果 指 標	2022年度実績	2028年度目標
ユニバーサルカフェ認定箇所数	28箇所	58箇所
「こどもの居場所」箇所数	98箇所	180箇所

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
スクールカウンセラーの 配置推進	配置校・配置時間・常勤配置の拡充				
「ユニバーサルカフェ」の 普及、利用促進	活動団体の橋渡し機会創出／ 「地域の居場所づくり」活動への支援		ネットワークの発展／自立的活動の促進		
障がいの有無に関わらない 交流の促進	関係機関と連携した「障がい者交流プラザ」の利用促進 交流イベントの開催				
パラスポーツ・芸術文化 活動を支える環境づくり	用具等の環境整備／支援人材の育成／ ネットワーク形成			活動機会の拡大	
「こどもの居場所」 新規開設・運営継続の支援	新規開設支援・機能強化、ネットワーク化の推進・運営継続力の強化				

事例紹介

こどもの居場所づくりの推進 (徳島県)

活動開始の時期

令和元年9月

活動開始の経緯

県では、令和元年5月29日に徳島県「こどもの居場所づくり」推進ガイドラインを策定し、県内の各地域で展開されている「こどもの居場所」づくりを更に広げ、県民、関係団体、県及び市町村が連携・協力し、持続可能な運営を構築していく仕組みづくりに取り組んでいる。令和元年9月より、こどもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、各地域での「こどもの居場所」の取組や、活用可能な社会資源の情報を提供する相談窓口を設置している。

活動の目的・趣旨

「こどもの居場所」の事業運営者や、新たに取り組みを希望する方、更に「こどもの居場所」を応援したい個人・団体の相談に対応するとともに、交流の機会を提供する。

活動の内容

(1) 広域的な支援バンクの充実

こどもたちに居場所を提供する様々な活動の充実を図るため、市町村等で活動を行っている団体や支援者の訪問等を行い、県内各地の社会資源を集約した、公益的な支援バンクの充実を図る。

(2) 情報の発信・広報周知

- ・「こどもの居場所」づくりの取組を推進するため、活動に関わる情報を「こどもの居場所づくり応援サイト」ホームページやSNS等で発信。



(こどもの居場所づくり応援サイト)

- ・県内の実施状況や支援団体の実態等を記載した啓発パネルやリーフレット作成。

(3) 「こどもの居場所づくりアドバイザー」の養成

「こどもの未来応援コーディネーター」修了者や居場所運営者を対象として、大学と連携した研修を実施し、こどもの居場所の運営者及び新規開設希望者に対し伴走支援を行うアドバイザーを養成。

今後の課題

引き続き「こどもの居場所」が県内各地で展開し、継続的に運営できるよう支援を行う。

事例紹介

世代を超えた地域住民の参画と支援による子育て活動の推進 (社会福祉法人牟岐町社会福祉協議会)

活動開始の時期

平成21年4月



(牟岐町社会福祉協議会)

活動開始の経緯

共働き世帯の増加や核家族化の進展等により家族形態が変化したり、地域における人と人・人と社会との関わりが希薄化したりする中、育児放棄や児童虐待といった問題に対して、子育てを家族だけではなく地域全体で支える仕組みづくりが求められていた。

こうした地域住民からの強い要望を受けて、緊急雇用対策事業（国庫補助）を活用して、子育て活動が開始となる。

活動の目的・趣旨

放課後の居場所づくりや住民による親子サポートを行い、地域の子育て世代の仕事と育児の両立ができるように支援することを目的としている。

活動の内容

地域の父母が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備をめざし、「子どもを預かって欲しい方」と「子どもを預かってくれる方」とを会員登録してもらい、住民同士による相互の支え合う、牟岐町ファミリーサポート事業を実施している。

日中に保護者が家庭に居ない小学1年生から6年生までの児童に対して、放課後の安定した「遊び」と「居場所」を提供する、牟岐町放課後対策事業を実施し、子どもの健全育成を図っている。

今後の課題

牟岐町ファミリーサポート事業により、「地域をあげて子育てをしている」という意識が高まってきている。

牟岐町放課後対策事業の実施にあたっては、保護者会を設けて保護者とスタッフとの間で子どもに関する情報の共有を図り、また、小学校や各専門職との連携を密に行い、様々な課題を抱えている子どもの課題解決に努めている。

両事業とも地域住民から継続の声があがっていると同時に、「事業のアピールをして浸透させて欲しい。」といった声も聞かれている。

平日の登下校の見守りは、老人会の見守り隊や地域の方々に支えられている。長期休みなどは、民生委員・青少年健全育成協議会・牟岐警察署・大学生ボランティア・牟岐町の有志の方など地域の方々が、子どもたちに様々な学びや体験をさせて下さるなど協力を得ている。これらのつながりを大切にしながら、多様な関係機関との協働を進めるほか、地域福祉活動計画の策定を通じて住民ニーズに沿った支援活動の展開につなげたい。

事例紹介

美馬市くらしサポートネット (市内全社会福祉法人による連携協働事業) (社会福祉法人美馬市社会福祉協議会)

活動開始の時期

平成26年 4 月



(美馬市社会福祉協議会)

活動開始の経緯

生活困窮者自立支援事業モデル事業（H26）に取り組む中で、生活のしづらさを誰にも相談できず、抱え込んでいる住民が予想以上に多かったことが分かった。市内の福祉施設に既存の福祉サービスだけでは解決に至らなかった事例を確認したところ、経済的課題やひきこもり等の事例があることも分かった。

このことから、市内にある全ての社会福祉法人が一堂に会し、既存の制度・施策では対応しきれない課題に対して、児童・障がい・高齢等の枠を越えた「地域福祉セーフティネットとなる仕組みづくり」への検討が始まった。

社会福祉法人改革や社会福祉法の改正による「地域における公益的な取組」の責務化も活動の後押しとなった。

活動の目的・趣旨

制度の狭間にある地域の深刻化する福祉課題・生活課題等に対して、市民が身近なところで相談しやすい体制の充実とニーズに沿った取り組みの展開を目的とする。

活動の内容

- ① 平成29年 8 月 1 日から全法人の12の施設に「なんでも相談窓口」を設置し、地域住民からの困りごとに対応している。地域住民のより身近なものとなるように、共通のネーミング・マスコットをあしらった看板を掲げている。
- ② 総合相談への対応並びに地域福祉推進を担う人材の養成にも取り組んでいる。
- ③ 市内、小地域単位での実態調査を行ったり、災害を想定した災害ボランティアセンター設置運営訓練や福祉避難所の設置運営訓練を行ったりして7法人での連携協働を行った。
- ④ 認知症について地域住民が理解を深めたり、認知症本人や家族が利用できる居場所づくりを目指して認知症カフェを7法人が協働して開催する。
- ⑤ 平成30年 5 月には、より実践的な取組につなげることを目的として、「美馬市内社会福祉法人連携協働協定」の締結を行った。

今後の課題

介護職員の養成研修を行うなど、不足しがちな福祉人材の確保、社会資源の開発に取り組んでいる。

また、大規模災害の発生に備えた取組を行うなどして、地域の7法人の特徴や強みを活かした支援事業を展開し、地域福祉を推進する。

事例紹介

住民が地域の「福祉」を身近に感じる 地区住民福祉協議会活動の支援 (社会福祉法人三好市社会福祉協議会（三好市地区住民福祉協議会）)

活動開始の時期

昭和46年



(三好市社会福祉協議会)

活動開始の経緯

昭和46年に池田町箸蔵地区に住民福祉協議会が設立されたのをはじめ、町内の公民を単位として21地区が組織されていた。

平成18年に市町村合併が行われたあと、三好市全域で地区住民福祉協議会（地区住協）の推進をすすめ、現在では66地区で組織化が図られ、各地域で住民による福祉活動が展開されている。

活動の目的・趣旨

- ① サロン活動による居場所の確保ならびに閉じこもり予防。
- ② 小地域内での課題の早期発見・見守り機能の確立。
- ③ 発見された課題に対する自己解決力の促進。
- ④ 行政への問題提言能力、ネットワーク構築の促進。

活動の内容

- ① 第2次地域福祉活動計画に地区住協の支援を中心事業に位置づけ、会長会や研修会、ささえあいネットワーク会議を通して情報交換を行っている。ささえあいネットワーク会議へは社協の職員が参加し、地区住協活動や地域の情報収集を行ったり、情報提供やアドバイスを行ったりしている。
- ② 地区住協同士の情報交換や交流の場として地区住協リーダー研修会やいきいきサロンリーダースキルアップ研修を開催し、サロンリーダーには福祉レクリエーション交流会を実施し、サロンの資質向上に努めている。
- ③ 毎年度、地区ごとに策定された活動計画を各地区住協で評価・見直しを行い、次年度の地域福祉活動につなげている。

今後の課題

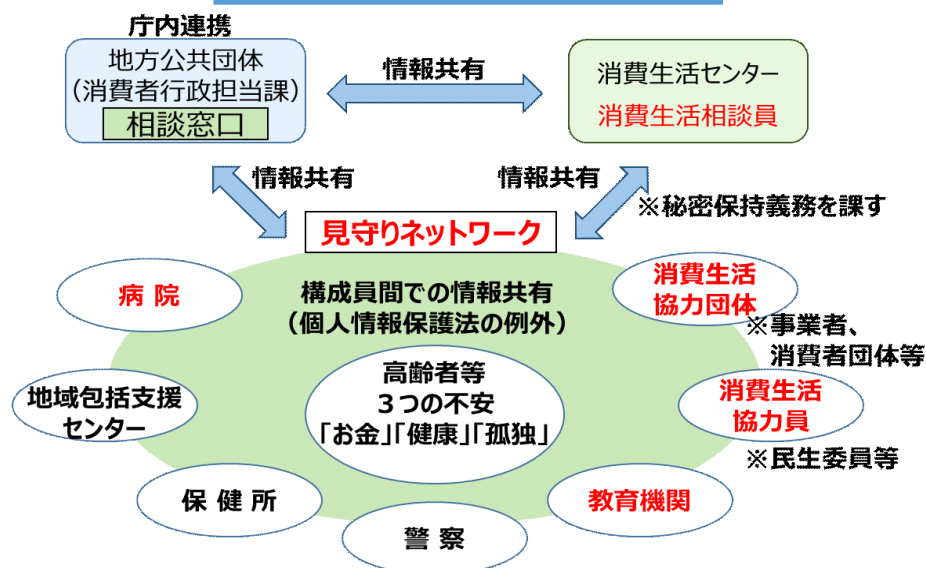
地区住協の活動や社協が進める地域福祉の方向性を住民に周知するとともに、地域ごとの独自の研修事業や福祉まつり等を実施し、世代を超えた取組につながっている。

地区住協と社協との連携による「福祉でまちづくり」を進めている。

② 地域における見守りの推進

- 地域を単位とする老人クラブでは、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と安否確認を目的とした「友愛訪問活動」に取り組んでいます。これは高齢者が高齢者を見守る試みとして本県から全国に広がったボランティア活動で、地域の絆づくりにも貢献する重要な取り組みであり、表彰制度の運用等により更なる活性化が図られるよう支援します。
- 日常業務において、ひとり暮らし高齢者等と接する機会の多い民間団体との「高齢者等の見守り活動に関する協定」締結などにより、地域の実情に応じたよりきめ細かな高齢者の見守り体制の充実・強化に取り組めます。
- 近年、デジタル社会の進展による、高齢者や障がい者をめぐる新たな消費者トラブルの増加、さらに巧妙化・複雑化する特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害の増加が懸念されており、地域の関係者や団体が日々の活動の中で、消費者被害への気づきを行政へとつなぐ「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の役割は、ますます重要性を増しています。
本県では、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、全国に先駆けて全市町村への設置が完了した見守りネットワークの実効性や機能性の向上を図るため、見守りネットワーク構成員等を対象とした研修等の実施や、情報共有の機会提供により、最新の消費者トラブルに対応するためのスキルアップや、県・市町村間の連携を強化します。

見守りネットワークのモデル



出典：消費者庁作成資料

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
高齢者の見守り（再掲）		関係団体と連携した見守り活動の充実・強化			
地域見守り体制の充実		「見守りネットワーク」を活用した消費者被害情報の共有			
		見守り力向上のための研修会・情報交換会の実施			

重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

【現状と課題】

1 権利擁護を図る連携体制の構築について

高齢者、障がい者、児童に対する虐待は、個人の尊厳を著しく害するものであり、自立や社会参加を妨げます。件数は増加の傾向にあり、深刻化するケースもあるため、虐待の未然防止、早期発見、支援体制の整備等、更なる取組を推進する必要があります。

また、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」や、様々な要因の結果として、就学や就労、家族以外との交流などの社会的な参加を避けて、半年以上にわたり、対人関係のない状態が続いている「ひきこもり」の方に対しても、適切な支援に繋げていく必要があります。

さらに、認知症高齢者をはじめ、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方々が身近な地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理などの日常生活の支援や財産を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していく必要があります。

そのためには、まず、適切な情報やサービスを提供する相談窓口や苦情対応機関の設置等必要な支援が行える体制を整備する必要があります。

サービス利用者が真に事業者と対等の立場に立ち、安心してサービスを受けられるようにするため、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

2 福祉サービスの質の確保について

福祉サービスを提供する事業者が自らのサービス水準を点検し、改善を行い、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選びやすくするためには、サービス評価の実施や、利用者への情報開示を進めていくことが重要です。

また、こうした事業者による自主的な取組と併せて、サービスの質や事業の適正な運営を確保する観点から、福祉サービス評価事業や指導監査などにより、健全な事業運営のための支援や指導を行っていくことが必要です。

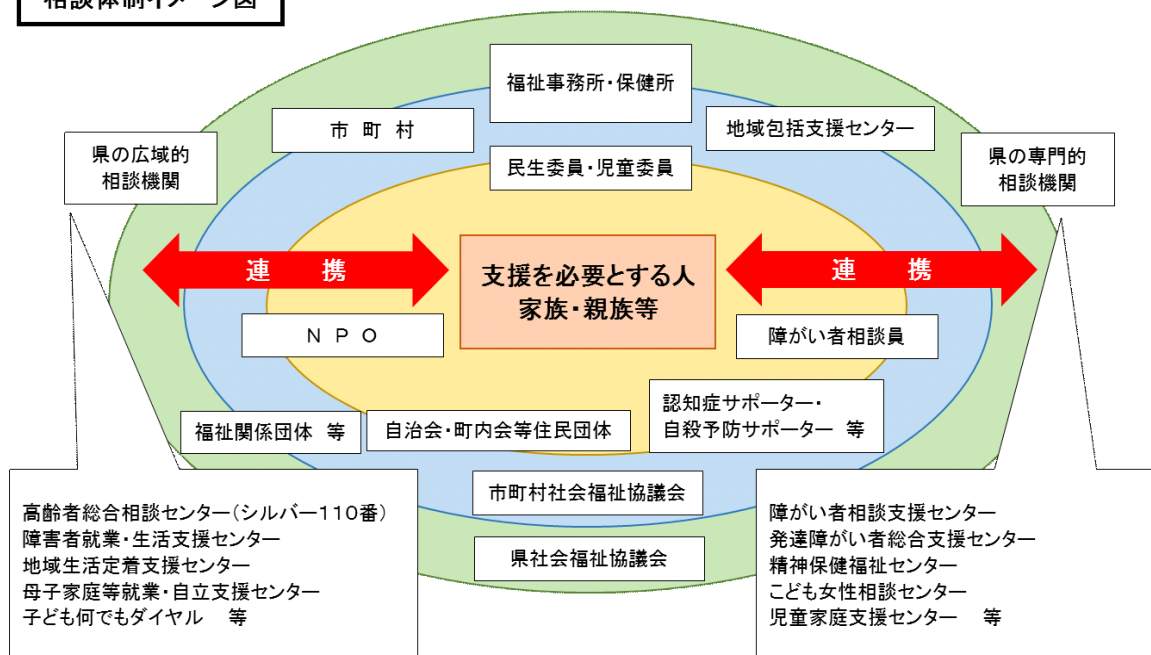
【主要施策】

（１）支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築

① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実

- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待をはじめ、支援を必要としている方について、御本人・家族・地域の方が身近なところで支援を受けることができる相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の整備・充実、関係相談窓口間の連携強化を推進します。

相談体制イメージ図



② 苦情解決体制の整備

- 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護する上で、苦情解決への取組は重要な課題となっています。

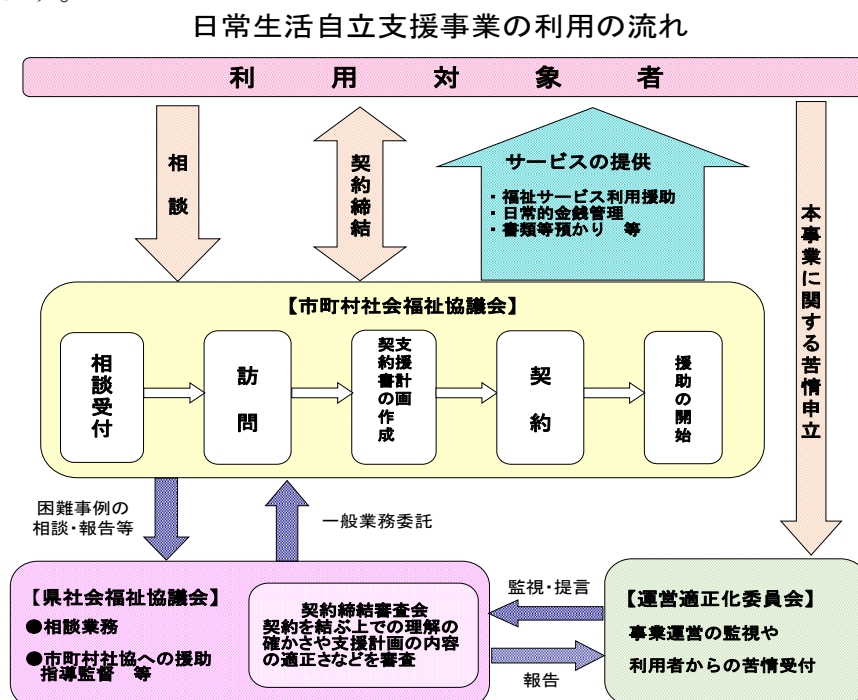
社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情解決担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申出に基づいてあっせん等を行う徳島県運営適正化委員会が県社会福祉協議会に設置されています。さらには介護保険法により、事業者に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関として国民健康保険団体連合会が位置づけられています。

- 利用者及び事業者に対する広報・啓発を行い、苦情の申出をしやすい環境を醸成するとともに、苦情解決が円滑に図られるよう、県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行い、利用者の満足度の向上とともに虐待防止対策等を講じるなど、利用者の権利擁護や、よりよい福祉サービスの実現に向けた仕組みの整備に努めます。

③ 支援を必要としている方に寄り添った支援の実施

- 認知症の方を地域全体で支えていくため、県長寿いきがい課内に設置した「県認知症高齢者見守りセンター」において、認知症の人やそのご家族の応援者である「認知症サポーター」を養成したり、認知症等に起因して行方不明になった場合においても早期発見につなげるために広域的な連携体制を構築するなど、認知症対策に取り組みます。
- 「認知症になってからも、一人ひとり個人としてできること、やりたいこと」があり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら希望を持って、自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」に立ち、「徳島県認知症施策推進計画（仮称）」を策定し、認知症施策の一層の推進を図ります。
- 障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組むため、「徳島県障がい者権利擁護センター」において、障がい者の権利擁護・虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。
- 急増する児童虐待問題に適切に対応するため、児童福祉司や児童心理司の適切な配置に努め、児童相談所の機能強化を図る等、相談支援体制を充実し、市町村及び関係機関との連携を図ります。また、児童養護施設等の養育単位の小規模化や里親等委託を促進し、社会的な養護を必要とする子どもが、家庭的な環境で安全に安心して生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- 潜在化しやすく、支援が届きにくい状況となっているヤングケアラーについて、「徳島県多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」に基づき、こども家庭センター、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、支援のノウハウを共有するとともに、様々な課題を抱えるこどもと家庭に寄り添った支援を実施します。
また、周囲のおとながヤングケアラーへの理解を深め、当事者に寄り添った姿勢の下で適切な支援につなげていくことが可能となるよう、支援が必要なこども・若者や家庭に「気づく」視点を普及するとともに、学校や関係機関職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施し、地域における支援体制を強化します。

- 教育現場をはじめ、様々な場で児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組むいじめ防止対策の活動の充実を図り、いじめを「しない・させない・見過ごさない」こどもを育みます。
また、子育てや家庭教育に不安を持つ保護者や、いじめや不登校、暴力行為等、学校生活で悩みを抱えている児童生徒が相談できるよう、電話による相談、高度な専門知識を有する者による相談援助活動等を実施するとともに、相談機関等との連携により相談体制の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉・教育など様々な分野の関係機関との連携の下、「ひきこもり地域支援センター『きのぼり』」及び当事者・家族の利便性向上のため南部・西部サテライトを設置し、当事者・家族からの相談、当事者グループ活動や家族教室の実施を通して、支援の充実を図ります。また、より身近な地域での支援が受けられるよう、市町村と連携し、相談窓口の明確化や相談支援体制の充実など地域における支援体制強化を推進します。
また、「ひきこもりサポーター」の養成研修を実施し、当事者や家族の支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の質の向上を図っていきます。
- 権利擁護や成年後見制度に関する相談・申立て支援や市民後見人の育成等地域における権利擁護の包括的な支援を行う「とくしま権利擁護センター」（徳島県社会福祉協議会設置）の取組を支援します。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分である場合でも、本人の人権が守られ、安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を実施する日常生活自立支援事業の周知及び利用促進等各種支援の充実に努めます。

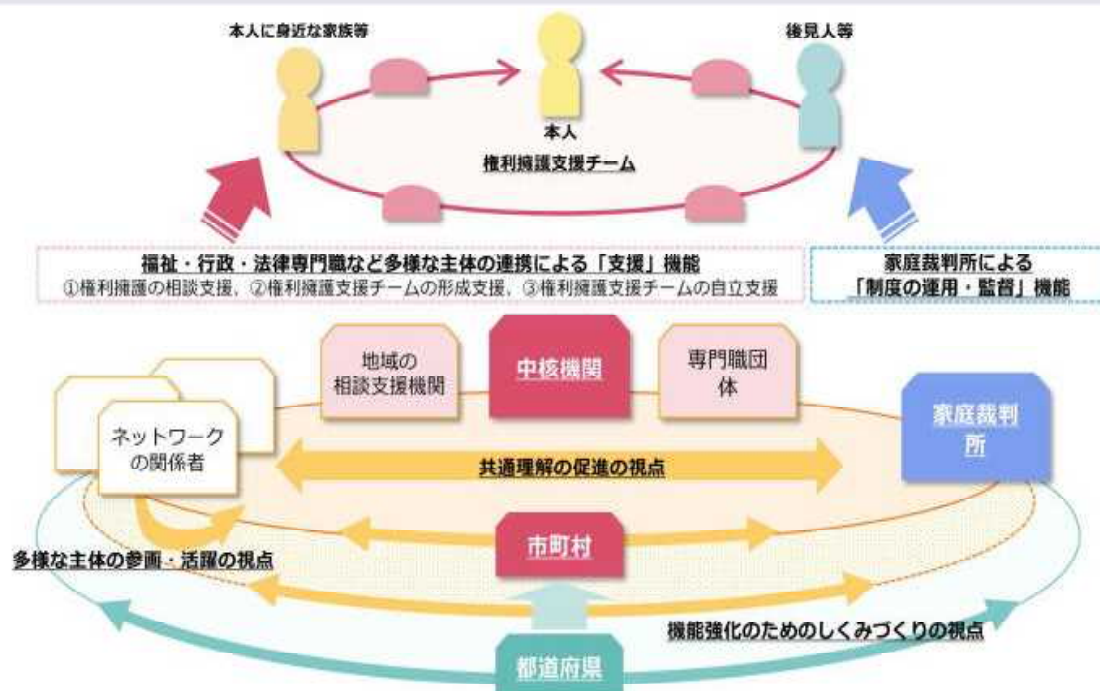


- 認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加、障がい者の長期にわたる支援が必要な中、本人の意思を丁寧にくみ取りその生活を守るため、財産の管理のみならず意思決定支援や身上監護にも配慮した成年後見制度の利用を促進します。

- 家庭裁判所や社会福祉協議会、関係機関等と連携し、保健・医療・福祉に司法も含めた「地域連携ネットワークの構築」等市町村の取組を支援します。
- 市町村職員等への研修会や情報交換会等を実施し、関係者の資質の向上及び市町村や家庭裁判所等との連携を支援します。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」

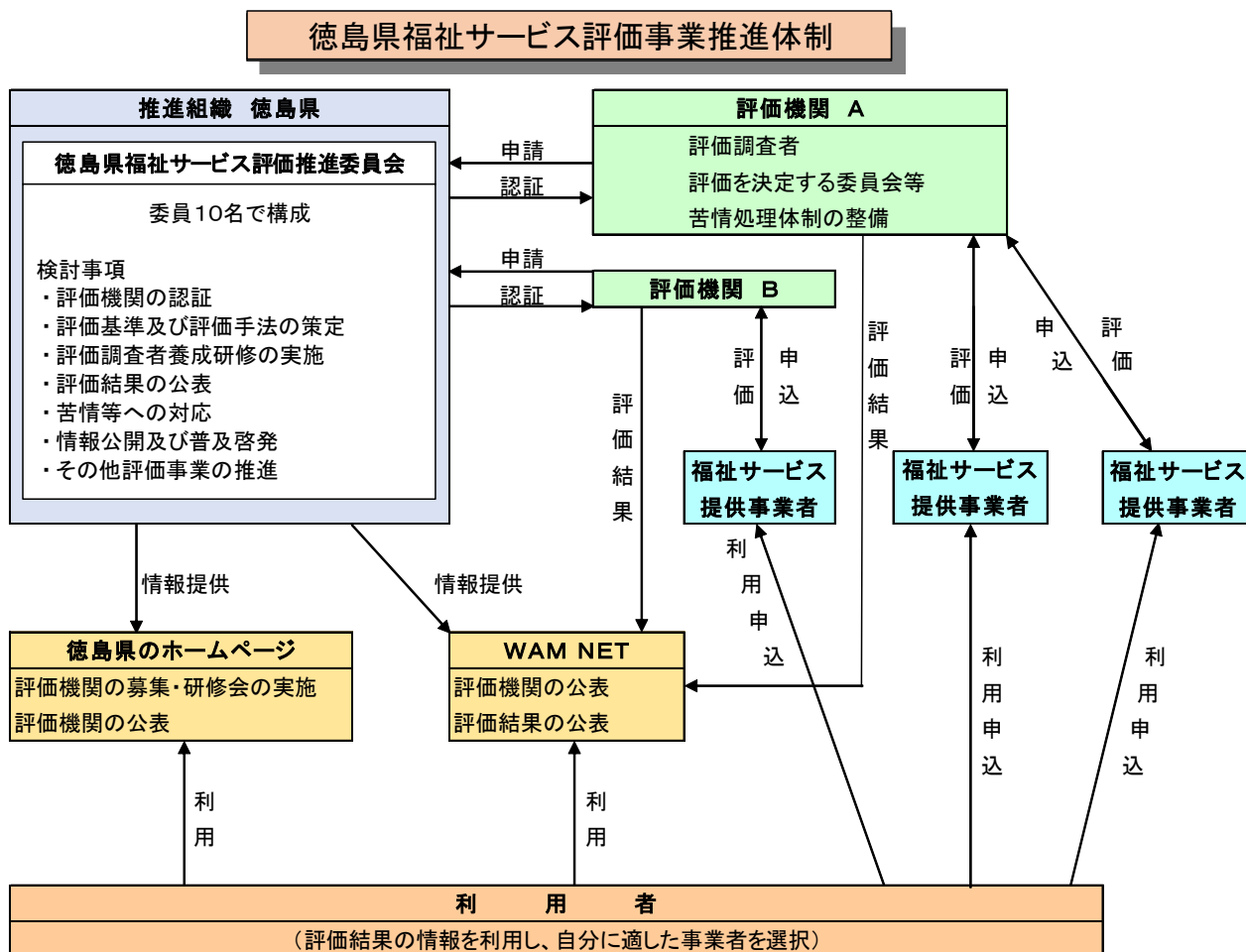
具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
児童相談所の体制強化や専門性向上	SVによる指導強化・専門性向上研修の実施・こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進				
子どもの意見表明や権利擁護の推進	意見聴取の徹底・環境整備の推進				
ヤングケアラー支援に向けた体制整備の推進	相談体制の整備・認知度向上に向けた普及啓発・連携の推進				
ひきこもり対策の推進（再掲）	関係機関と連携した相談支援体制の充実・強化 課題 先進事例等の共有 関係機関による展開				
権利擁護支援の推進	中核機関の機能強化 関係団体と連携・協働した権利擁護支援の推進				

（２）福祉サービスの質の向上への取組

① 福祉サービス評価の推進

- 社会福祉法において、サービスの自己評価を行うことが事業者の努力義務として規定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組を推進します。また、適切な自己評価が行われるよう、評価基準の提供等必要な支援を行います。

- 福祉サービス事業者が、現状のサービス水準や課題等の把握に努め、サービスの質の向上に結びつけていくため、公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な視点からサービス内容等を評価する、福祉サービス第三者評価の受審を促進します。また、その結果を公表することにより、利用者が適切なサービスを選択できるように支援します。



② 法人等の情報開示の促進

- 多数の事業者が提供するサービスの中から、利用者が自分にとって最適なサービスを選択するために必要な、事業者の特性やサービス等に関する情報について積極的に情報公開を行うよう、社会福祉法人等の事業者に対して指導・助言を行い、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。

また、法人の現況や財務等の情報についても、広く一般の方が閲覧できるようインターネットによる開示を推進します。

③ 指導監査等の充実

- 県は、社会福祉法及び関係法令等の規定や基準に基づき、事業者や施設に対して指導監査を実施し、運営等に問題がある場合は改善指導を行うなど適正な指導を行うとともに、利用者の立場に立った健全な事業運営への支援となるような指導に努めます。

重点課題④ 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

1 生涯にわたる福祉意識の普及について

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたって、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報啓発を行っていく必要があります。

2 福祉に従事する人材の養成・確保と資質向上について

少子・高齢化や核家族化の進行等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増大すると想定される一方、働き手の不足が深刻化してきています。福祉の現場を支える看護職員、介護職員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉人材について、引き続き人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや、就業促進を行っていく必要があります。

また、質の高い適切な福祉サービスを提供するため、現場で働く福祉職員に対して、高度な専門性や幅広い知識、実践力を身につけて頂くため、各種研修を通じて、資質向上を図っていく必要があります。

3 多様な福祉の担い手について

複雑・多様化する福祉ニーズに対応するためには、福祉の担い手にも従来の枠組みを超えた多様化が求められます。

従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等に加え、社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織の地域福祉活動への参画を促進していくことが重要です。

【主要施策】

（１）福祉意識の普及啓発

- 地域の中には、子どもや高齢者、障がい者など、何らかの支えを必要とする人々が生活しています。幼少期からの福祉教育の推進、地域の協働による活動やボランティア活動を通じ、「福祉への理解や関心」を、ライフステージを通じて高めていきます。
- 具体的に体験しながら、どうすれば地域が住みよいものになるかを考え、支援を必要とする人々と同じ目線で考える機会として、各種講座やフォーラムの開催等を推進します。

（２）福祉教育の推進

- 福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、子どもの頃から福祉を身近なものとしてとらえ、様々な体験活動を通して理解を深めながら、本格的な福祉活動に参加するきっかけを与える取組を推進します。
- 福祉教育を地域に根付かせるため、住民、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政等が協働し、誰もが福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 地域全体で福祉への理解を深めるため、小・中・高・特別支援学校・大学と地域や社会福祉法人等との協働による福祉活動やボランティア活動を促進します。

（３）福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上

① 福祉人材の養成・定着・確保

- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう、県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者の就業や就業経験を有する方の再就業を支援します。特に介護分野においては、将来必要となる介護人材の需要数・供給数を推計し、長期的な視点で介護人材の育成・確保対策を図ります。
- 専門性の高い福祉・保健・医療従事者の養成を推進するため、各種県内養成機関を支援します。
- 介護福祉士の養成施設で修学する者への修学資金の貸付等の実施のほか、保育士資格の取得を支援するため、養成施設の受講料等や保育所等における職員代替に伴う雇上費に対する支援を行います。
- 介護事業所や障がい者支援施設が外国人介護人材を採用するためのサポート体制を構築する等により、外国人材の活躍を促進するとともに、福祉関係の資格を持ちながら様々な理由で現在福祉職に就いていない方のセカンドキャリアとしての就職を支援するなど、国内外の地域福祉人材確保策の充実強化を図ります。

○ 介護の仕事から、周辺業務を切り分け、介護助手（シニア）に担って頂くことで、介護人材の確保や労働環境の改善等を図る仕組み「介護助手制度」（平成29年度創設）の普及・定着を図ることにより、シニアの介護現場への新規参入や生きがいと健康づくりを促進します。

○ 「労働相談」や「あっせん制度」などの紹介などを通じて、労使間の紛争の未然防止や解決を図ります。

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
障がい福祉サービス提供に携わる人材養成（再掲）	研修の充実による人材養成		中間評価 (中間見直し)	研修の充実による人材養成	
介護テクノロジーの導入支援	導入支援の充実	介護職員の負担軽減と働きやすい職場環境づくりの推進	導入の促進／導入効果の検証		
介護助手の就労マッチング支援の充実	広報・啓発強化	介護現場におけるシニア人材の普及、定着を推進			

事例紹介

介護助手制度 (徳島県・徳島県社会福祉協議会)

活動開始の時期

平成29年4月

活動開始の経緯

高齢化の進行に伴い、今後、介護需要の増大が見込まれており、介護人材の不足が懸念される一方、平均寿命の延伸に伴い、元気なシニアは増加している。

そこで、介護の仕事から、周辺業務を切り分け、介護助手（シニア）に担って頂くことで、介護人材の確保や労働環境の改善等を図る仕組み「介護助手制度」を創設した。

活動の目的・趣旨

- ・ 介護人材の確保（新規参入促進）
- ・ シニアの生きがいづくり



(徳島県介護助手サイト)

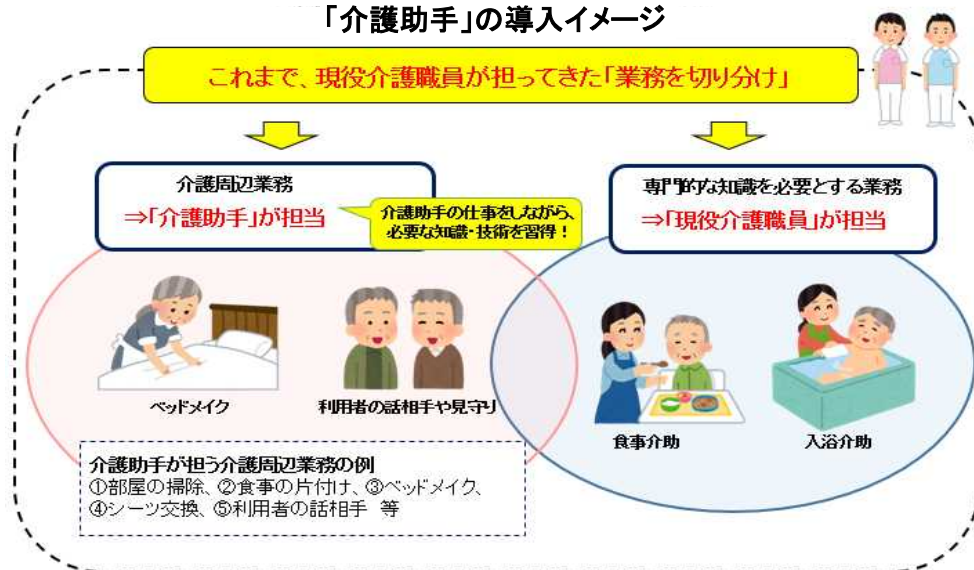
活動の内容

- ・ 身体的な負担が少ない介護周辺業務（部屋の掃除、食事の片付け、利用者の話相手など）を担って頂くことにより、シニアの介護現場への新規参入促進を図る。
- ・ 介護の新たな担い手の創出により、「介護現場の負担軽減」や「離職防止」、現役介護職員が専門業務に専念することによる「サービスの質の向上」を図る。
- ・ シニアにとっても、介護の「知識・技術」が習得できるだけでなく、「いきがいや健康づくり」、「介護予防」など、多方面の効果が期待できるものであることから、広く介護現場への普及・定着を図る。

今後の課題

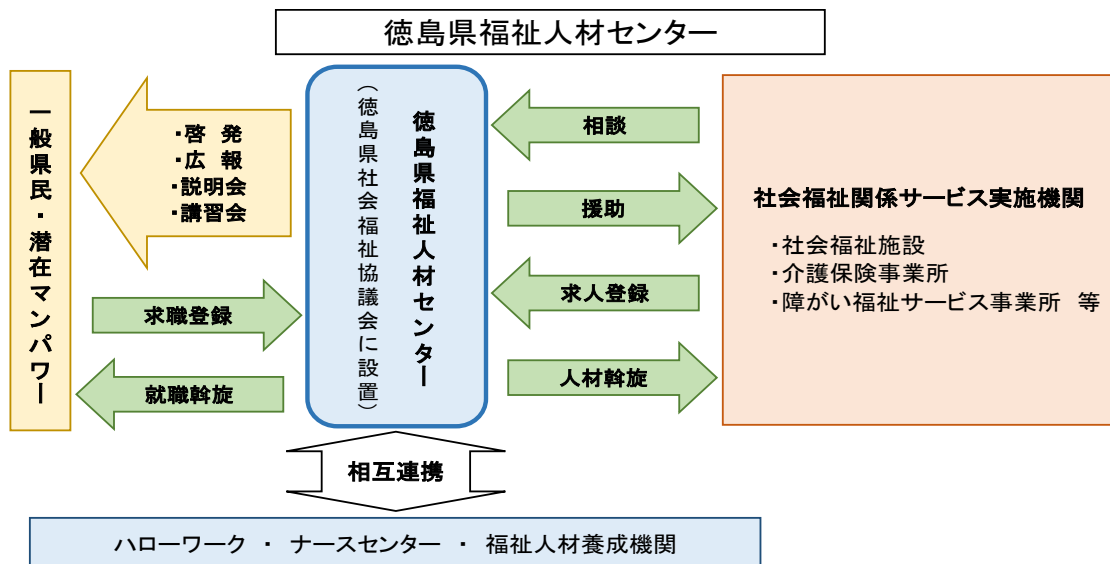
- ・ 介護助手導入を支援するとともに、有資格者や介護業務に従事した経験のある方など潜在的介護人材の掘り起こしに努める。

「介護助手」の導入イメージ



② 福祉人材センターの活用

- 県では、福祉人材の確保を図るため、県社会福祉協議会を徳島県福祉人材センターとして指定し、運営しています。同センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介などを行う無料職業紹介事業、就職面談会の開催や福祉の職場体験の機会提供等を行っています。
- 利用者や求職者が就職情報等、福祉に関する必要な情報が得られるよう、動画やインターネット等を活用した情報提供を充実します。
- 様々な介護・福祉のニーズに対応できる担い手づくりへ、業務の魅力発信を展開するとともに、県内の福祉関係養成校、職能団体、ハローワーク、行政等の関係機関との積極的な情報交換や連携、福祉人材に関する情報提供等を行い、福祉人材の育成・マッチングの強化を図ります。
- 福祉現場をはじめとする県内事業所への就職を促進するため、関係機関と連携し、インターンシップの実施やボランティア活動の取組を推進します。
- 県外の福祉人材獲得に向け、移住相談会での周知・広報等、U I J ターンの取組を推進します。
- 福祉人材センター内に「保育士・保育所支援センター」を開設し、保育士の確保に向けた取組を推進します。



具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
福祉人材育成・マッチングの強化	関係機関との連携拡大		県内福祉人材の雇用拡大		
保育人材の確保及び資質の向上		業務効率化の推進・研修内容の充実			

③ 福祉人材の資質向上

- 福祉サービスに従事する者の職種や経験の程度に応じた体系的な研修を実施します。

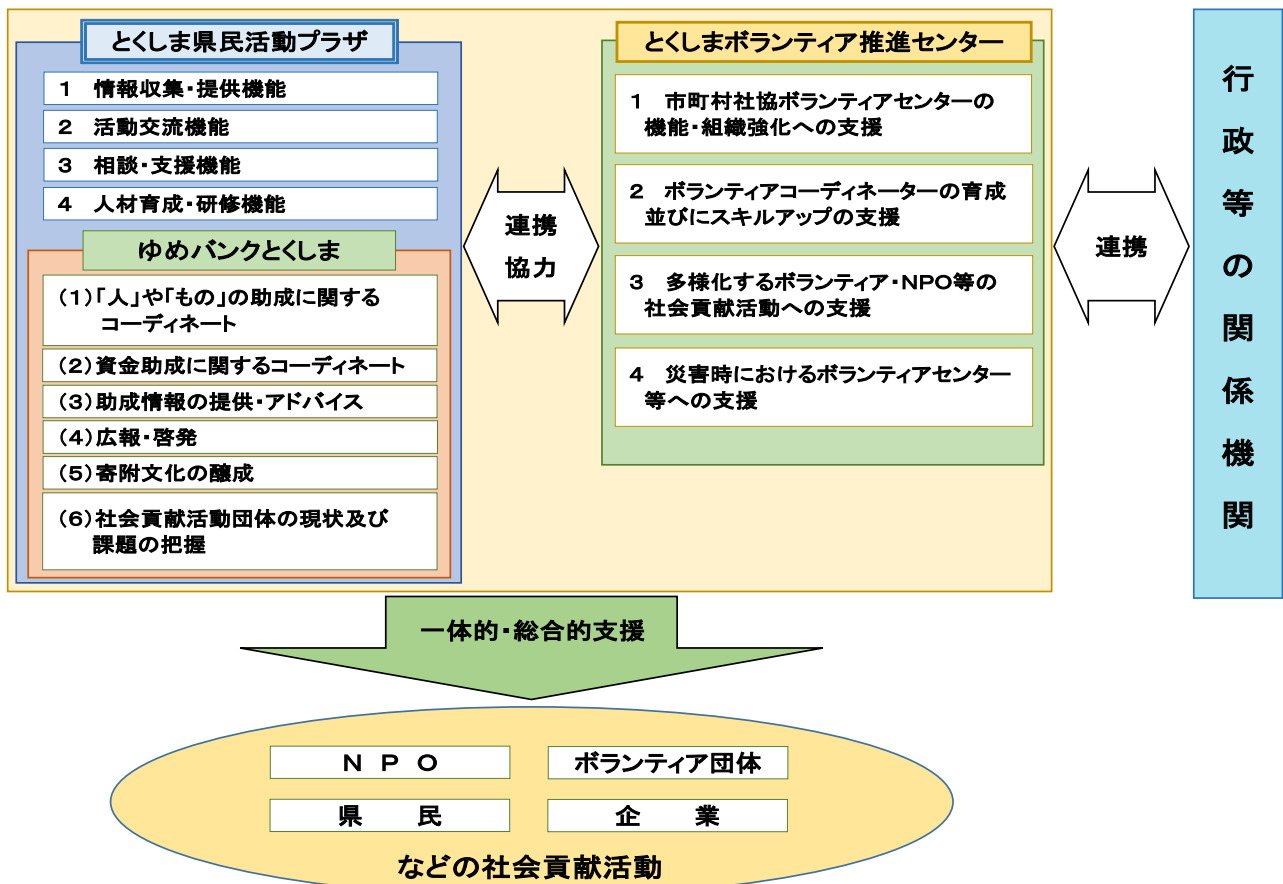
④ 福祉現場の就業環境の向上

- 「働き方改革に取り組む施設」や「多様な人材確保を進める施設」を「モデル事業所」に認定し、活動事例の紹介を行うなど、幅広い人材確保に向けた取組を推進します。
- 介護職員の働きやすい職場環境づくりや、働く意欲の向上に向けて、事業者の人材育成や就労環境等の改善に繋がる取組を「見える化」する「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度」の普及・定着を図ります。
- 介護職員の業務負担の軽減や業務の効率化を行うため、現場の生産性向上に向けた総合的な支援体制の構築による産学官を含めた多様な機関との連携のもと、介護ロボットの導入支援をはじめ、業務の一元管理システムや業務補助ソフトの導入、タブレット端末の活用といった、ＩＣＴの導入を支援することにより、介護職員の職場への定着を図ります。
- 職場内で若手職員の悩みに寄り添い、仕事へのモチベーションを失わないよう、心理負担のケアを主たる目的とした職場向けの研修を実施し、働きやすい職場づくりを目指します。

（４）ボランティア・ＮＰＯ育成と活動支援

① 活動支援拠点の機能充実

- 本県には、県民の理解の促進、情報の提供、人材の育成、交流・連携の促進を総合的に推進する機能を持つ、ボランティアの活動支援拠点として、とくしま県民活動プラザやとくしまボランティア推進センターがあります。



- 参加と協働による共助社会の実現に向け、とくしま県民活動プラザを拠点として、県民による社会貢献活動に対する総合的な支援を推進します。
- 「ゆめバンクとくしま」のPRなどを通して、県民等からの寄附により社会貢献活動を支援する仕組みをつくり、寄附文化の更なる醸成を図ります。
- 夢と活力でにぎわう地域づくりを進めるため、NPOの立ち上げから自立までを支援します。
- とくしまパートナーシップを推進するため、地域の課題解決や活性化の担い手であるボランティア、NPOなど社会貢献活動団体等との協働事業の拡大を推進します。
- とくしまボランティア推進センターでは、県民がボランティア活動に参加しやすいよう環境整備や情報発信を行いながら機能充実を図るとともに、国際交流、青少年の健全育成、男女共同参画などの各分野において設けられている他の拠点施設や各市町村のボランティアセンター等との連携を推進していきます。

② ボランティアの育成

- ボランティア活動を継承、発展させ、共助社会づくりを加速させるため、次代を担う若者のボランティア活動への参画を促進するよう、情報発信や講座・イベントの開催などの仕組みを整えます。

- ボランティア活動への住民参加を促進するため、女性団体、自治会・町内会等をはじめとする地域に根ざしたボランティア活動を実施している団体や民間企業などと連携して、身近なところでのボランティア活動を体験できる機会を拡充します。
- ボランティア活動が自立した活動として継続的に行われるよう、ボランティア団体を支援するとともに、専門的な研修等を行うことにより、高度な知識・技術を有する人材やボランティア活動についての適切なアドバイス、コーディネートが行える人材を育成します。

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
「共助社会」の地域定着	NPO・ボランティア等の自立的活動の支援 				

③ 手話通訳者等の養成・確保

- 障がい者の円滑なコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者・士や要約筆記者、音訳・点訳奉仕員など障がい者のコミュニケーション支援ができる人材の養成と確保に努めます。

(単位：人)

区 分	令和4年度登録者等数
手 話 通 訳 者	74 (うち手話通訳士18)
要 約 筆 記 者	26
盲ろう者向け通訳・介助員	119
点 訳 奉 仕 員	399 (応用課程)
音 訳 奉 仕 員	212 (応用課程)

(5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

① 地域福祉活動を推進する人材の育成

- 身近な地域での相談・見守り・支援等の地域福祉活動を推進するリーダーとなる人材を育成します。

(単位：人)

区 分	令和4年度養成者数
介 護 予 防 リ ー ダ ー	1,645 (累計)
生 き が い づ く り 推 進 員	851 (登録者)
認 知 症 サ ポ ー タ ー	108,460 (累計)
自 殺 予 防 サ ポ ー タ ー	5,741

② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

- 従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人や民間事業者についても、災害発生時における福祉避難所としての協力や、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（中間的就労）の実施等を通じて、地域福祉活動への参加を促進します。

重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

【現状と課題】

1 社会福祉施設等について

近年、高齢者や障がい者など自ら避難行動を取ることが困難な要配慮者が多数入所する社会福祉施設において、地震や津波、台風・豪雨等による大規模な災害により大きな被害が発生しています。

本県には、1,800近い社会福祉施設等がありますが、それぞれの施設において、地震や台風など自然災害に対する利用者の安全・安心対策に万全を期す必要があります。特に、今後高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」による津波・浸水被害が想定される地域に位置する施設では、避難場所や避難経路の確保をはじめ、避難訓練、防災教育の見直しなど、最新の被害想定等を踏まえた地震津波対策を講じることが求められています。

また、台風や豪雨等で土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れのある「土砂災害警戒区域」や「土砂災害危険箇所」に位置する施設においては、立地条件や施設周辺の再点検、情報収集体制や関係機関との連携など、施設利用者や職員等の安全対策をより一層図っていく必要があります。

2 災害時における要配慮者への支援について

災害対策基本法に基づく、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児などの災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者への支援体制整備に取り組んでいます。

各市町村では、災害発生時に備え、避難行動要支援者名簿を平常時から作成し、「民生委員・児童委員」や「自主防災組織」等の地域の避難支援関係者と情報を共有するとともに、避難行動要支援者一人ひとりについて、「誰が避難を支援するか」「どこに避難するか」「どのように避難するか」を、あらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成が求められています。

避難行動要支援者一人ひとりの大切な命を災害から守るため、行政と地域が一体となって支援する体制づくりを一層促進し、「自助」、「共助」、「公助」の強化を図っていく必要があります。

3 福祉避難所等について

災害が発生した際に、身体状況等の悪化により、避難所や自宅で生活ができなくなった高齢者、障がい者等の要配慮者は、緊急に入所介護・療養等が必要になる場合があることから、こうした事態に備えた体制を整えておく必要があります。

また、一般の避難所での避難生活を送ることが難しい要配慮者のために、耐震、耐火構造を備え、スロープ、多機能トイレの設置等バリアフリー化された「福祉避難所」を設置し、特別な配慮を行う必要があります。

市町村においては、社会福祉施設等を「福祉避難所」として事前指定するとともに、地域住民に対し、「福祉避難所」に関する情報の周知や運営体制の強化を図ることが求められています。また、大勢の要配慮者を受け入れるために、一般の避難所においても要配慮者を受け入れることができる「福祉避難スペース」を確保する必要があります。大規模災害では、福祉避難所や人材の不足等により、本来の機能を発揮できないことが懸念されることから、福祉避難所の更なる事前指定の促進や災害発生時に福祉避難所の運営が円滑に行われるよう、運営体制の強化を図ることが求められています。

【主要施策】

（１）社会福祉施設等の対策

- 県の指導監査時において、「施設における防災対策への取組状況」を確認し、「南海トラフ巨大地震」による津波浸水被害や台風・豪雨による土石流、地すべりなど土砂災害等の被害が想定される施設に対して、対策計画の策定や安全な避難先の確保など防災機能の強化に向けた助言・指導を行います。
- 施設において、正確な情報を迅速に入手することができるよう、防災情報や職員の安否確認等をWebサービスを通じて取得できる「すだちくんメール」の利用促進を行います。
- 社会福祉施設等における利用者の安全確保及び災害時の避難施設としての機能確保を図るため、耐震化整備を促進するとともに、老朽化が著しい施設や避難所に指定されている施設等に対して耐震化の取組を推進します。

（２）地域防災力の強化

- 民生委員・児童委員や自主防災組織の構成員、要支援者本人が参加する「防災出前講座」への講師派遣や、「災害時障がい者支援ハンドブック」による広報、さらに「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」の周知啓発等により、住民の防災意識向上を図るとともに、発災後の生活環境や教育環境の復旧・復興も見据えた関係機関の一層の連携強化、さらには自主防災組織のネットワーク化など、地域の防災力強化のための支援を行います。

（３）支援を必要とする方に係る情報の整備

- 市町村における「避難行動要支援者名簿」の整備に係る取組、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を促進します。

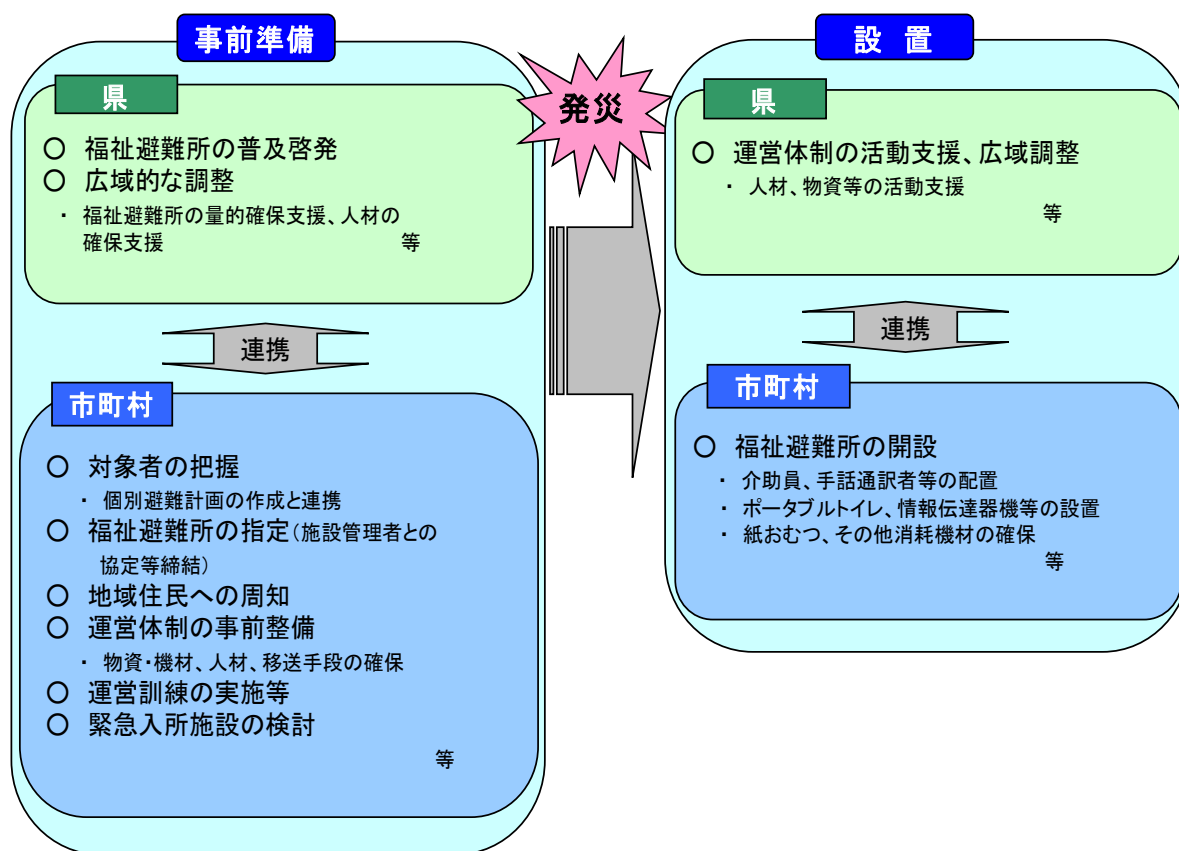
（４）避難行動要支援者に対する個別避難計画

- 「避難行動要支援者名簿」に登録された一人ひとりの支援について具体的な避難方法等をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成及び避難訓練に係る市町村の取組を促進します。
- 災害発生時及び臨時情報が発表された際には、いち早く避難行動を取る必要があります。安全かつ迅速に避難先へ移動するための対策、地域における支援者の確保、避難行動要支援者の個人情報に関する情報共有のあり方などの課題解決に向けて、関係機関と連携しながら着実に取り組んでいきます。

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
個別避難計画作成及び福祉避難所の設備・体制整備	市町村の課題把握		課題解決・新たな課題の対応		

(5) 福祉避難所の設置・運営

- 災害発生時に一般の避難所での共同生活が困難となる要配慮者が、安心して避難所生活ができる環境を整備するため、市町村における福祉避難所の事前指定の取組、緊急に入所介護・療養等が必要になった要配慮者の受入れを可能とする体制整備を支援します。
- 災害発生時に要配慮者を円滑に受け入れ、適切な支援が行われるよう、市町村における避難所運営体制の事前整備等を促進します。
- 福祉避難所で必要となる人材・物資などが速やかに確保調整できるよう、福祉関係団体等と平常時から連携協力体制を構築します。



6) 災害ボランティアセンターの体制整備

- 災害からの復旧においては、復旧作業に協力してくれる災害ボランティアが、大きな役割を果たします。
- 県内での災害発生時に、災害ボランティアが円滑に活動を行うための派遣調整等を行う支援窓口として徳島県社会福祉協議会に設置される「徳島県災害ボランティアセンター」を通じて広域的な災害ボランティア活動を支援します。

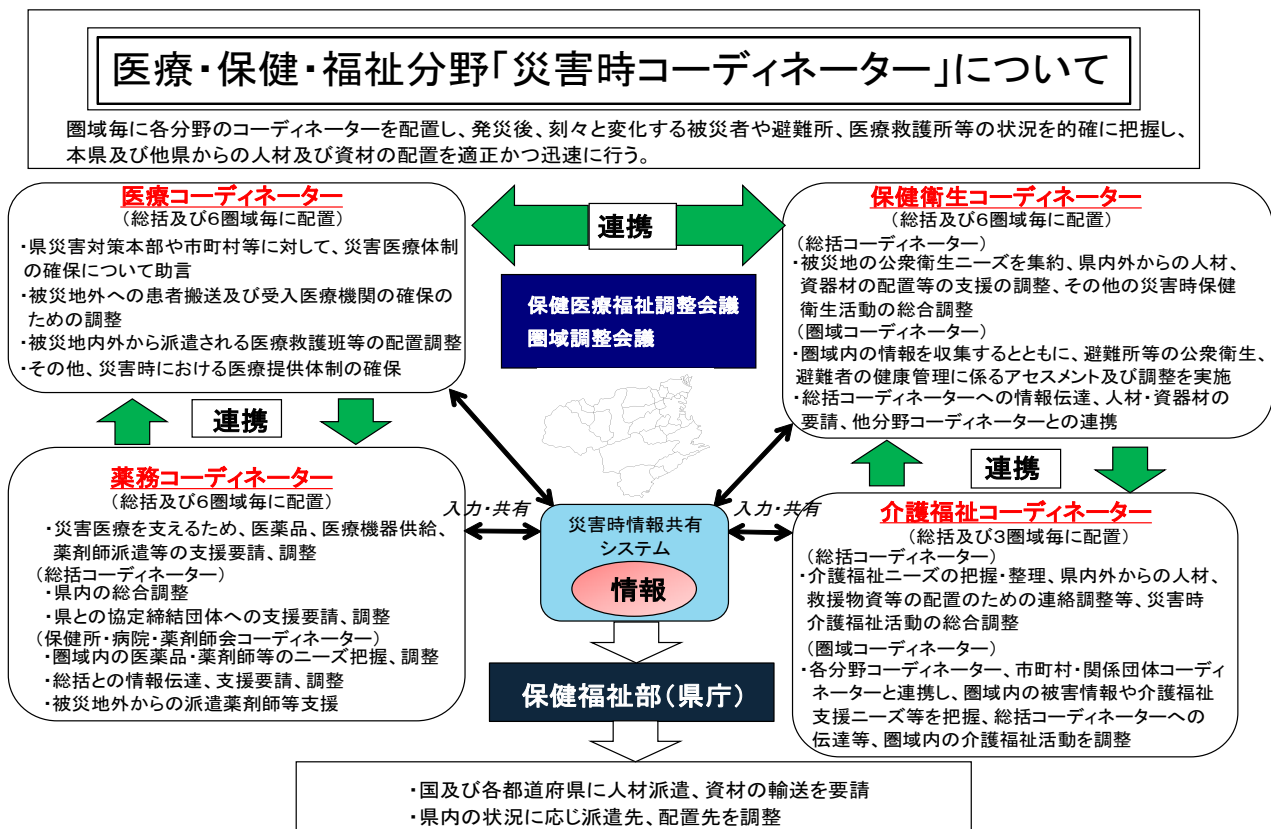
具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
災害ボランティアセンターの体制整備			関係機関との連携強化		

(7) 被災者見守り・相談支援の円滑な実施に向けた包括的体制構築

- 大規模災害時にあっては、地域における住民の支え合い等を基盤とした被災者見守り・相談支援事業を適切に行い、復興・復旧につなげる必要があります。
そこで、国が特定非常災害として指定した際に多くの被災地で市町村により設置された「地域支え合いセンター（被災者見守り・相談支援の実施）」が適切に運営され、その後の災害ケースマネジメントによる復興に繋がるよう、平時・災害時を見据えた包括的な支援体制の構築について、市町村を支援します。

(8) 「災害時コーディネーター」による応援体制の拡充

- 東日本大震災をはじめとする大規模災害の経験から、災害発生時における医療・保健・福祉サービスの効率的な提供は大きな課題となっています。
大規模災害発生時に、被災者や避難所・医療救護所等の状況を把握し、県内及び他県からの人材と物資の調整を行う「災害時コーディネーター」の一部門として、社会福祉施設や福祉避難所等での要配慮者に対するケアを行う看護職員・介護職員等の配置調整を行う「介護福祉コーディネーター」を各圏域、各市町村及び関係団体に配置して、迅速かつ効率的な支援活動を実施します。
- 社会福祉施設等で構成する6団体と締結している災害時相互応援協定に基づき、災害時における生活物資等の提供、応援職員の派遣、入所者の受入れや、福祉避難所の事前指定への協力といった支援がスムーズに行われるよう、「介護福祉コーディネーター」が相互応援に係る指揮・連絡調整を行います。



- 大規模災害時における要配慮者に対して円滑な福祉支援を行うため、県内の福祉関係団体等で構成する「徳島県災害福祉支援ネットワーク会議」を活用し、一般避難所等へ災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を行います。

（９）広域的な支援体制の整備

- 中国・四国ブロックの９県で締結している「大規模広域災害発生に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」により、カウンターパートとなっている鳥取県との相互応援協定に基づき、両県の市町村をはじめ、商工団体や福祉団体等を含めた全県的な相互支援体制の構築について、より一層の充実を図ります。

事例紹介

さんわ会活動 (社会福祉法人東みよし町社会福祉協議会)

活動開始の時期

平成20年



(東みよし町社会福祉協議会)

活動開始の経緯

三好町と三加茂町が合併した後、地域におけるつながりを再構築するべく、住民等が話し合いを重ね、自然災害に対する防災、災害活動に対する意識の高揚と体制づくりのため、自治会・町内会等や婦人会等の団体と協働し、「話と和をもって支え愛の輪をつなげよう。」→「3つの『わ』」→「さんわ会」として発足。

活動の目的・趣旨

小地域における福祉活動の取組を住民が理解しやすい「災害対策」をツールとして取り組むことによって、地域のつながりや絆の再発見・再構築をめざしている。

活動の内容

東みよし町内の10圏域での小地域福祉活動が推進される中「さんわ会」の活動が行われており、日常の目配り・気配りの可視化と情報共有を図ることで、地域力の強化に繋がっている。

- ① 災害対策を切り口とした活動として、AED講習会や炊き出し訓練、支え合いマップづくり、備蓄ボックスの設置などを行っている。
- ② 支え合いマップづくりは、多くの自治会・町内会等にて取り入れられ、更新を行うことで課題の見直しにもつながり、日常生活の中で住民自らができることを考える機会にもなっている。
- ③ それぞれの地域課題に応じた自助・互助・共助・公助による解決方法を整理し、実践につなげている。
- ④ さんわ会を通じて社協に対する理解も深まり、サロン活動への参加や総合相談事業への実績につながっている。

今後の課題

自治会・町内会等や自主防災会で行っていた「さんわ会」の活動は、小・中学校にも広がりを見せている。

ボランティア教室や夜間の防災訓練、地域課題の調査活動等を通じ、少子高齢化が進む地域における若者のチカラの活用、福祉教育による福祉の担い手の養成によって、将来性のある福祉のまちづくりをめざしている。

IV 計画の推進体制

【自 助】

① 地域住民

- 福祉サービスの受け手としてだけではなく、自らが担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動、自治会・町内会活動などの地域福祉活動に自発的に参画します。

【共 助】

① 県社会福祉協議会

- 全県的に地域福祉を推進する中核団体として、地域福祉事業を専門的・広域的に推進します。
- 地域福祉活動計画に基づく市町村社会福祉協議会の地域福祉推進の取組がその役割を十分発揮できるよう、連絡調整や支援を行います。

② 市町村社会福祉協議会

- 市町村において住民に密着した地域福祉活動を推進する中核団体として、地域住民、市町村や関係団体などと連携・協働して、福祉サービスを必要とする人に対して個別に支援します。
- 地域福祉活動計画を策定し、ボランティアやNPOなど福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりを推進します。

③ 民生委員・児童委員（主任児童委員）

- 地域住民にとって最も身近な相談・支援者であり、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、地域住民と福祉サービスを地域の中で結びつける「つなぎ手」としての役割を担います。

④ 老人クラブ

- 市町村の各地域において、高齢者の問題だけに対応するのではなく、地域福祉全体を推進する中心的メンバーとして、様々な活動を通して地域社会づくりに貢献します。

⑤ ボランティア・NPO

- 地域に密着した、きめ細かな地域福祉活動を通じて、地域住民の福祉ニーズを積極的に把握するとともに、地域福祉の担い手として、地域福祉の増進・定着を図ります。
- 地域の課題や潜在化している福祉ニーズについて、行政や地域に向けて積極的に情報発信します。

⑥ 自治会・町内会等地域団体

- 地域住民に最も身近な組織として、コミュニティ活動を積極的に推進し、生活に直結した地域福祉に関する課題の解決に向けて、住民と行政をはじめ地域にある様々な主体との橋渡しを図ります。

⑦ 学校等

- 保育所・認定こども園・幼稚園等から、小・中・高・特別支援学校・大学に至るまで、年齢層に応じた福祉教育を推進し、将来的に地域福祉を支えることのできる人間性あふれる豊かな人材を育成します。

⑧ 福祉サービス提供事業者

- 地域福祉の推進主体として、関係法令を遵守し、適正な運営を図るとともに、利用者本位で質の高い福祉サービスの提供を図ります。
- サービスの質を向上させるため、従事者に対する専門的・技術的な研修によるさらなる知識の習得に努めるとともに、サービスに関する積極的な情報提供、迅速な苦情解決等に努めます。
- 専門技術や人的資源を地域において活用し、施設を拠点とした地域社会との交流を通じて、地域貢献に努めます。

⑨ 当事者団体

- 障がい者団体をはじめ、社会的な困難を抱える当事者が結成した団体は、それぞれの実状に応じた現場の意見を集約し、行政はじめ関係団体と連携し、地域福祉の向上に努めます。

⑩ 関係団体

- 福祉事業の多様化・活性化に伴い、福祉関係団体をはじめ、産業関係団体や社会教育団体、女性団体などは、地域社会の構成員として、行政などと連携して、地域福祉を支える活動に積極的に関わります。

【公 助】

① 市町村

- 地域住民に最も身近な自治体として、地域住民の福祉ニーズや課題を的確に把握し、住民や関係機関、団体などとの連携・協働により、公的資源を活用しながら、地域の特性を踏まえたきめ細かいサービスの提供やそのための環境づくりを図ります。
- 地域福祉計画の策定等を通じ、地域福祉を計画的に推進します。
- 市町村社会福祉協議会と密接に連携し、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性に配慮しながら、地域福祉推進の担い手としての役割を積極的に果たします。

② 県

- 市町村における地域福祉推進の取組を広域的かつ専門的な観点から支援するため、福祉人材の育成・確保のための研修、各種サポーターや福祉ボランティア活動の促進のための情報提供などに積極的に取り組みます。
- 市町村、ボランティア団体、社会福祉施設などのプラットフォームの構築等によるネットワーク化や連携強化を図ります。
- 市町村に対して地域福祉支援計画を示し、地域福祉計画策定と地域福祉活動を促します。
- 地域の実情を踏まえ、国や関係機関、団体などに対する要望や提案などの働きかけを行います。

V 市町村地域福祉計画ガイドライン

1 地域福祉計画の策定の体制と手順

(1) 策定体制

市町村が「地域福祉計画」を策定するに当たっては、次のような策定体制を組織することが望まれます。

① 市町村内部の計画策定体制

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」に位置付けられており、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び関連分野との連携を確保して策定される必要があります。

そのためには、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会する検討会や、部局を横断した職員による策定のためのプロジェクトチーム、関係機関や団体も参加したワーキンググループなどを設置することが有効です。

また、福祉事務所や保健所、保健センター等の職員等、地域活動を行う社会福祉士や保健師などの保健・医療・福祉の分野の専門職が積極的に策定に関わることが望まれます。

② 地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画の策定に当たっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置し、様々な関係者の意見を踏まえて策定することが望まれます。

たとえば、住民から策定委員会の委員を公募したり、必要に応じて委員以外の関連する分野の専門的意見や、地域福祉に関心の深い人、福祉課題を抱える当事者などの意見を聞くことが考えられます。

また、策定委員会は、住民等の主体的な参加を実現するため、住民等の意見を反映させる方策を決定する必要があります。

③ 積極的な情報公開

地域福祉計画策定委員会は原則として公開とするとともに、住民の傍聴や進捗状況の公表といった積極的な情報公開が望まれます。

④ 計画評価委員会等

計画期間や、計画の実施状況を毎年定期的に点検・評価する仕組み（計画評価委員会等）も検討する必要があります。

(2) 策定の手順

市町村地域福祉計画の策定手順の例を次のとおり示します。

ステップ1 (体制づくり)

- (1) 市町村は、地域福祉計画の趣旨を確認し、市町村の基本構想や関連する計画、地域福祉の現状等を踏まえ、策定体制や住民の意見を反映させる方法（住民参加の方法）などの策定方針の検討を行います。また、広報等により地域住民の機運を醸成します。

(2) 地域福祉計画策定のための「地域福祉計画策定委員会」などの組織を作り、策定方針を決定します。

- ① 地域福祉計画策定委員会（住民参画型が望ましい）
- ② 庁内検討会、プロジェクトチームなど
- ③ その他

ステップ2 （ 現状・住民ニーズの把握、課題の整理 ）

策定委員会において次のような事項について、検討し、実施します。

(1) 各種調査やアンケートにより現状や住民ニーズを把握し、課題を整理します。また、そのデータを住民参加による検討のための基礎的な資料とします。

- ① 地域特性の把握
- ② 市町村の福祉施策の現状
- ③ 民間福祉団体や住民参加型福祉活動の現状
- ④ 地域の福祉サービスの提供や利用の状況
- ⑤ 地域の人的資源や社会資源の状況
- ⑥ 住民のニーズ・地域生活課題の把握など

(2) 地域住民自身による現状把握や生活課題及びその解決方法の発見のため、次のような方法により住民の参加を実現します。

- ① 広報・情報提供
- ② 小地域座談会・学習会・交流会など
- ③ 住民参画による検討会、ワークショップなど
- ④ 地域福祉推進役の設置
- ⑤ その他
 - ・住民の意見の公募（パブリックコメント）
 - ・アンケート調査など

(3) 上記(1) (2) などにより明らかになった現状や課題、解決方法を取りまとめて分析・整理し、計画に位置づける課題を検討します。

ステップ3 （ 目標・基本計画・実施計画の決定 ）

社会福祉法に掲げられている、地域福祉を推進するための

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

の5項目について、住民参加によって発見された生活課題を解決する施策やその解決のための住民等による活動を盛り込んだ「地域福祉計画」を策定します。

サービスの目標量の設定についてはできるだけ客観的な数値目標が望ましいですが、必ずしも数値目標になじまない施策も考えられます。その場合、定性的な目標でもできるだけ具体的な目標とすることが望まれます。

具体的には、

(1) **ステップ2**で明らかになった課題について「何を実現しようとするのか」を地域福祉計画の目標として掲げ、柱となる基本計画を決定します。

(2) 次に、これを実現する施策として「実際に、何を、どこが（誰が）、いつまでに、どのようにやるか」を決め、具体的な取組（実施計画）とします。

(3) 具体的な取組を決めるに当たっては、既存の施策・サービスや人的資源・社会資源の連携や活用を図るとともに、住民参加によって発見された生活課題を解決するための住民活動との連携や住民参加を推進する施策についても検討が必要となります。

(4) 計画期間や、計画の実施状況を毎年定期的に点検・評価する仕組み（計画評価委員会等）も検討する必要があります。

(5) 計画策定の進捗状況を適宜住民に公表し、広く意見を求めることが望まれます。

ステップ4 (計画の策定・公表)

市町村は、市町村地域福祉計画を策定したときにはこれを速やかに公表し、引き続き地域福祉計画への住民の参加を促進していきます。

ステップ5 (計画の実施・点検)

市町村地域福祉計画の実施に当たっては、必要に応じて行政施策や関係団体の施策への位置づけも検討します。

市町村は、定期的に計画実施状況の点検を行い、その結果を基に計画の円滑な実施のための方策を実施していきます。その際には、地域福祉計画への住民の参画を維持していくための方策が重要となります。

2 住民参加の方法

地域福祉計画を策定するに当たっての住民等の主体的な参加を促し、住民等の意見を反映させる方策としては次のようなものが考えられます。

(1) 広報・情報提供

住民等の地域福祉計画策定への積極的な参加を促すためには、広報や情報提供により住民等へ地域福祉計画の意義を周知する必要があります。地域福祉計画の目指す「共に支え合い、助け合う社会づくり」についての問題点や関心を住民等が共有し、問題解決に向けての行政や住民等が協働する体制づくりを進めていくには住民の積極的な参加が不可欠であることを、まず住民に伝えることが重要です。

(2) 小地域座談会、学習会、交流会など

地域福祉計画策定の意義の周知や住民の意識改革、地域社会の生活課題の検討を行い、多数の住民の意見やニーズを把握するには、小地域の座談会や学習会、交流会を開催することも有効です。

（３）住民参画による検討会、ワークショップなど

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず福祉に関心のある様々な人々を一般住民から公募し、ボランティア・行政職員・福祉関係者なども協働し、地域福祉に関する課題解決に向けての研究活動を行い、地域福祉に関する提言をまとめることも考えられます。

（４）地域福祉推進役の設置

また、たとえば、小地域における住民の福祉活動の推進や地域福祉計画策定への参画のコーディネーターとなる「地域福祉推進役」を設置することが考えられます。

○地域福祉推進役の役割

- ア 地域福祉計画策定の意義の住民に対する周知
- イ 住民の交流会・小地域座談会等への参加の促進
- ウ 住民の意識変革、将来の活動に向けての動機付け
 - ・住民による解決活動を起こすための必要性の理解の促し
 - ・地域福祉推進の主体は皆同格のパートナーであることの確認
 - ・それぞれの立場から、それぞれの人がどのようなことができるのかの話し合い
- エ 各種会合における、地域社会の生活課題についての検討の働きかけや意見の取りまとめ
- オ 住民の地域福祉計画策定への参加の働きかけ
- カ 住民による生活課題を解決するための計画・活動体制・組織作りの援助
 - ・何をどのように行うかを決定するために必要な問題点を解決するための援助
 - ・参加団体、機関、個人の活動意欲や協力を維持するための援助
- キ 小地域における人づくり
- ク 地域福祉計画策定委員会との連絡・調整
- ケ 計画実施のための具体的な援助

※ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方についての「地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）より」

3 地域福祉計画の構成

次に市町村地域福祉計画目次（例）を掲げました。この目次例（構成）は、一例です。市町村地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉法第107条の規定を踏まえ、地域住民や関係団体の意見や活動を十分反映させた実効のある計画づくりに努めることが望まれます。

市町村地域福祉計画目次（例）

- 1 地域福祉計画策定の背景
- 2 地域福祉計画の基本的な考え方
 - （１）計画策定の趣旨
 - （２）基本理念
 - （３）計画の位置づけ
 - ・他計画との関係等

3 現状と課題

(1) 地域福祉推進の現状

- ・地域の福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉活動、社会資源の状況
- ・既存施策の検証等

(2) 地域住民の福祉ニーズと課題

- ・地域の福祉ニーズ
- ・重点課題
- ・新たな課題等

4 地域福祉計画の目標と柱（目標と基本計画）

5 目標達成のための具体的な取組（実施計画）

(1) 総合的な施策の推進

- ・福祉サービスの適切な利用の推進
(情報提供、相談事業、日常生活自立支援、苦情解決、第三者評価など)
- ・社会福祉を目的とする事業の健全な発展
(人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、新たなサービスの創設など)
- ・地域福祉に関する活動への住民参加の促進
(住民参加促進策、ボランティア、NPO支援、活動拠点整備、地域コミュニティの創設など)
- ・その他地域福祉推進に必要な施策の推進
(市町村社協の強化策、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど)

(2) 高齢者、障がい者（児）、児童に対する地域福祉施策の推進

(3) 新たな課題に関する地域福祉施策の推進

(災害時での要配慮者の支援方策など)

．．．．等

6 計画の期間、推進・評価・見直しの体制と方法

4 計画期間・進捗管理及び評価

- ① 地域福祉計画の内容を具体化していくためには、進捗管理やその達成度の評価を行い、状況の変化に応じて見直すことが重要です。
- ② 地域福祉計画の計画期間は概ね5年とし、3年で見直すことが適当であると考えられます。
- ③ 進捗管理や計画の評価に当たっても、地域住民の参加が望まれます。地域福祉計画策定委員会を評価委員会として継続したり、また、ベンチマーク方式等の政策評価に関する手法を積極的に活用することが考えられます。

5 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の記載について

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者自立支援制度について、市町村地域福祉計画に盛り込むよう、技術的助言がなされています。

参 考 資 料

用 語 解 説

【あ 行】

生きがいづくり推進員

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会に登録している、シニアによる社会貢献活動を推進する人材。主にシルバー大学院卒業生が、これまでに身に付けた知識や技術を活用して教えるボランティアなどの地域貢献活動に取り組む高齢者をいう。

NPO（法人）

Non-profit Organizationの略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

音訳・点訳奉仕員

音訳奉仕員は、所定の講習により文字を音声（声）に改める音訳技術を習得し、声の図書の増刷と普及のため、視覚障がい者向けに録音された刊行物を作成する者をいう。

点訳奉仕員とは、所定の講習により文字を点字に改める点訳技術を習得し、点字図書の増刷と普及のため、視覚障がい者向けに点字刊行物を作成する者をいう。

AYA世代

Adolescent and Young Adultの略で思春期、若年成人期の世代（15歳から40歳未満）。就学、就労、妊娠等の多様なニーズに応じた医療が必要となる。

【か 行】

介護支援専門員

要介護者等からの相談に対応し、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあることにより日常生活に支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、介護に関する指導を行う者をいう。

介護予防リーダー

老人クラブ会員など、これまで地域で健康づくり等に関わってきた者等を対象に、徳島県老人クラブ連合会が実施する介護予防に必要な知識及び技術を習得するための講習会を修了した者で、高齢者が介護の必要のない「元気高齢者」となるため、地域において介護予防活動を実践する。

ガイドヘルパー

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加をするために外出をする際、付き添いを必要とする障がい者の補助を行う、付き添い専門のヘルパーのことをいう。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設をいう。

グループホーム

数名の障がい者が、世話人や生活支援員の支援、介護等を受けながら、マンション、一戸建て等の住居で共同生活を行う事業として社会福祉法人やNPO法人、医療法人等の法人が運営しているもの。

そこで生活している障がい者は、昼間は会社や日中活動系サービス事業所等に通い、そこで得た給料等で家賃や食費、光熱水費等の生活費を負担し、自立した生活を送っている。

ケアマネジメント

高齢者介護の分野では、高齢者の社会生活上での複数のニーズを充足させるため、適切に様々な社会資源と結びつける手法のことで、その仕事をする人をケアマネジャー（介護支援専門員）という。

心のサポーター

地域共生社会の実現に向け、心の病気や不調に対する正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う者。厚生労働省が養成を進めている。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーション、支え合うことをいう。

コミュニティ（総務省「コミュニティ研究会」における定義より）

（生活地域、特定の目標、特定の趣味など）何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）。この中で、共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団によるコミュニティを特に「地域コミュニティ」と呼ぶ。

【さ 行】

自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数を指す。

自殺予防サポーター

ゲートキーパーや傾聴ボランティアなど自殺予防、傾聴の研修を受講した者の中で身近な人への「気づき」や地域における傾聴活動等の実践により、自殺対策の推進に協力する者をいう。

自主防災組織

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、主に自治会・町内会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、その他防災関連のNPOなどがその例である。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあること又は環境上の理由により日常生活に支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者をいう。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者（発災から3年以内）、高齢者、障がい者及び子どもを養育している者など、住宅の確保に配慮を要する者。住宅セーフティネット法第5条第1項により作成した徳島県賃貸住宅供給促進計画に位置づけられている者。

主任児童委員

児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者をいう。

手話通訳者

手話通訳者は、聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのために、相互の意思伝達が困難な人々間のコミュニケーションを仲介するため、所定の講習により手話の通訳技術を習得した者をいい、特に手話通訳技能認定試験に合格して登録した者を手話通訳士という。

自立支援協議会

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として設置された会議。具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

心身に障がいのある人々の相談に応じ必要な助言・指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力や、地域活動の中核となって障がい福祉についての啓蒙等の活動を行っている者をいう。

すだちくんメール

徳島県とYahoo! JAPANの連携により実現した災害時の安否確認サービスのこと。気象警報等の防災情報や食の安全やくらしの情報などの情報もメールマガジンとして配信している。

登録は、パソコンから<https://ourtokushima.jp/>にインターネットでアクセスすることで行うことができる。

精神保健福祉士

精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者をいう。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方について、本人もしくは親族、市町村長等が家庭裁判所への申立を行うことにより、本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

【た 行】

地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地域包括支援センター

市町村が実施主体となり、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び、福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。

【な 行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、利用者との福祉サービス利用援助契約に基づいて、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりの支援を行う事業のこと。

認知症サポーター

地域、職域及び教育機関（小・中・高等学校等）において、認知症に関する正しい知識を学び理解することにより、認知症の人やその家族をできる範囲で手助けするボランティアのこと。

ネグレクト

家に閉じこめる、学校に登校させない、適切な食事を与えない、衣服、住居など長期間不潔なままにする、病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車に放置する、遺棄、愛情遮断、保護者以外の同居人が行う虐待を放置するなど、子どもの心身の正常な発達を妨げるほど、保護者としての監護を著しく怠ること。

【は 行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

発達障がい者（児）

発達障がい者とは、発達障がいがある者であって、発達障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、発達障がい児とは、発達障がい者のうち十八歳未満の者をいう。

バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上での様々な障がい（バリア）を除去することをいう。

避難行動要支援者

災害対策基本法に定義付けられた、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」のこと。

一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人などが該当し、具体的な要件は、地域の実状に応じて各市町村が定める事とされている。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法により市町村に作成が義務づけられた名簿のこと。災害時に避難行動要支援者の避難支援、安否確認などの必要な措置を行うための基礎資料となる。消防署、消防団、警察、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織などと平常時から名簿情報を共有し、地域の中で災害時の支援体制を整えるために活用する。

個別避難計画

避難行動要支援者が、災害発生時において迅速な避難行動がとれるよう、市町村が本人とその避難を支援する者とともに作成する、一人ひとりの具体的な避難方法を定めた計画のこと。

福祉避難所

地震や津波、豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの支援が必要な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人など、特別の配慮を必要とする人たちを受け入れる避難所のこと。市町村が地域の社会福祉施設等と協定を締結し、事前指定を進めている。災害発生後、小学校等の一般的な避難所では避難生活を送ることが困難な被災者がいる場合などに設置する。

訪問介護員

介護保険法に基づき、訪問介護を行う者をいう。具体的には、介護福祉士または都道府県知事が指定する研修課程等を修了して修了証明書の交付を受けた者と定められている。

【ま 行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者をいう。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者をいう。民生委員は児童委員を兼ねる。

【や 行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、容易かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のこと。

要配慮者

「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

災害対策基本法において、災害時に関する安全性の向上、要配慮者にかかる避難誘導体制の整備、避難場所での健康状態の把握など、要配慮者に対する防災対策に努めるべきことが規定されている。

要約筆記者

中途失聴者、難聴者などの聴覚障がい者の情報保障を確保し、意思伝達を仲介するため、所定の講習により話し手の言葉や内容を要約して筆記する技術を習得した者をいう。

聴覚障がい者が数人の場合では、手書きやパソコンによるノートテイクで通訳し、多数の聴覚障がい者がいる場合では、パソコン要約によるビデオプロジェクター、手書きによるオーバーヘッドプロジェクターなどの視覚情報機器などを使用して提示する。